

平成 29 年 度

八代市議会総務委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

- 1. 3 月定例会付託案件 2
- 1. 所管事務調査 7 8

平成 3 0 年 3 月 1 6 日（金曜日）

総務委員会会議録

平成30年3月16日 金曜日

午前10時00分開議

午後 6時26分開議（実時間404分）

○本日の会議に付した案件

1. 議案第1号・平成29年度八代市一般会計補正予算・第8号（関係分）
1. 議案第54号・平成29年度八代市一般会計補正予算・第9号（関係分）
1. 議案第5号・平成30年度八代市一般会計予算（関係分）
1. 議案第12号・平成30年度八代市ケーブルテレビ事業特別会計予算
1. 議案第55号・平成30年度八代市一般会計補正予算・第1号（関係分）
1. 議案第19号・専決処分の報告及びその承認について（平成29年度八代市一般会計補正予算・第7号（歳入分））
1. 議案第21号・財産の貸付けについて
1. 議案第20号・八代市総合計画基本構想を定めることについて
1. 議案第22号・八代市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定について
1. 議案第27号・八代市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
1. 議案第28号・八代市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
1. 議案第30号・八代市長等の給与に関する条例の一部改正について
1. 議案第31号・八代市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
1. 議案第32号・八代市職員退職手当支給条例等の一部改正について
1. 議案第33号・八代市報酬及び費用弁償条例の一部改正について
1. 所管事務調査

- ・行財政の運営に関する諸問題の調査
 - ・総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査
- （八代市人財育成基本方針の改訂について）
- （八代市協働のまちづくり推進条例検討委員会の取り組み状況について）
- （基幹システムの障害発生について）
- （第2次八代市総合計画基本計画及び第3次八代市行財政改革大綱の策定について）

○本日の会議に出席した者

委員長	前川祥子君
副委員長	村川清則君
委員	大倉裕一君
委員	橋本隆一君
委員	古嶋津義君
委員	村上光則君
委員	村山俊臣君
※欠席委員	君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

財務部長	岩本博文君
財務部次長	松村浩君
理事兼市民税課長	碓塚康浩君
財政課長	尾崎行雄君
財政課公有財産運用推進係長	上村勝一君
納税課長	機智三郎君
企画振興部長	宮村明彦君
企画政策課長	田中孝君
理事兼情報政策課長	生田隆君
総務部長	水本和博君
総務部次長	丸山平之君
人事課長	白川健次君
危機管理課長	南和治君

市民環境部長	國岡雄幸君
市民課長	川野雄一君
市民活動政策課長	福本桂三君
人権政策課長	澤田宗順君
経済文化交流部	
国際港湾振興課長	緒方浩君
部局外	
議会事務局長	東坂宰君
議会事務局次長	嶋田和博君

○記録担当書記 岩崎和平君

(午前10時00分 開会)

○委員長(前川祥子君) 皆さん、おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり) 定刻となり、定足数に達しましたので、ただいまから総務委員会を開会いたします。

本日の委員会に付します案件は、さきに配付してあります付託表のとおりであります。

○議案第1号・平成29年度八代市一般会計補正予算・第8号(関係分)

○委員長(前川祥子君) 最初に、予算議案の審査に入ります。

まず、議案第1号・平成29年度八代市一般会計補正予算・第8号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

それでは、歳入等、及び歳出の第2款・総務費について、財務部より説明願います。

○財務部長(岩本博文君) おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり) 財務部長の岩本でございます。

それではですね、本日、総務委員会に付託されました議案につきまして、総務委員会審査案件に従って説明をさせていただきますが、まず予算議案につきましては、一般会計は全体の歳入及び歳出での総務費、その他関係分について、松村財務部次長が説明いたします。

当初予算の議会費関係分は嶋田議会事務局次長、消防費の総務部関係分は丸山総務部次長が説明いたします。ケーブルテレビ事業特別会計につきましては生田情報政策課長が説明いたします。

次に、事件議案及び条例議案につきましては、それぞれの担当課長が説明いたしますが、事件議案の中で議案第19号の一般会計の補正予算に係る専決処分の報告及びその承認につきましては、松村財務部次長が説明いたします。

本委員会、例年長時間に及びますが、どうぞよろしくお願いいたします。

○財務部次長(松村浩君) おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり) 財務部次長の松村でございます。よろしくお願いいたします。それでは、座らせていただきまして、説明をさせていただきたいと思います。

それでは、別冊となっております議案第1号・平成29年度八代市一般会計補正予算・第8号をお願いします。総務委員会付託分について御説明いたします。

1ページをお願いします。

まず、第1条・歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ6億9850万円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ698億190万円としております。

次に、第2条で繰越明許費の補正を、第3条で債務負担行為の補正を、第4条で地方債の補正をお願いしておりますが、内容につきましては4ページから7ページの表で説明します。

それでは、4ページをお願いします。

第2表・繰越明許費補正では、本年度内の事業完了が見込めない事業について、繰越明許費の追加及び変更を行っております。

まず、1の追加では、款2・総務費、項1・総務管理費の市庁舎施設整備事業で1660万円の限度額設定を行っておりますが、これは鏡

支所の非常用発電機を更新するに当たり、電気負荷と発電機出力の再検討が必要となり、既存設備の現況調査及び設計見直しなどに不測の期間を要したため、年度内の完成が困難となったものでございます。

次のコミュニティセンター施設整備事業の5302万5000円は、泉コミュニティセンターの改修に係るもので、11月末に国の補助決定があり、年度内着手が困難であることから、今回の補正予算に計上し、繰り越しを行うものでございます。

次の新庁舎建設基本・実施設計事業で5952万6000円の限度額設定を行っておりますが、庁舎内配置や水源地などの敷地内条件に大幅な変更が生じたため、関係機関との協議、調整に不測の期間を要したため、年度内完成が困難となったものでございます。

続きまして、款3・民生費、項2・児童福祉費の私立保育所施設整備事業で1億9980万円の限度額設定を行っております。これは、ひので保育園の改築において、熊本地震の影響で資材価格の高騰、及び技術者や作業員の不足などで入札不調となり、設計の見直しなどに不測の期間を要したことで年度内の完了が見込めませんので、整備に係る補助金全額を繰り越すものです。

次は、款5・農林水産業費、項1・農業費の農業生産総合対策事業14億1157万7000円は、熊本地震の本格復旧工事の影響により作業員の確保が困難なことから、年度内完了が見込めず繰り越すものと、今回の補正予算に計上しておりますものについても全額繰り越すものでございます。

次の市内一円土地改良整備事業の1300万円は、熊本地震の影響により仮設材料及び工事作業員の確保が困難となっており、入札が2回不調となったことから年度内完了が見込めず繰り越すものでございます。

次の農地耕作条件改善事業で1735万7000円の限度額設定を行っておりますが、これは、農作物の収穫時期のおくれや測量設計業務に不測の時間を要したため、年度内の完了が見込めませんので、繰り越しを行うものです。

次に、項2・林業費の道整備交付金事業で1654万5000円の限度額設定を行っておりますが、これは、南川内線ほか2路線において、水道工事や林道災害復旧工事と工期が重複したことや、資材運搬路が治山工事とふくそうしたことに伴う協議調整に不測の日数を要したこと、また、舗装工事において木材業者との伐採搬出作業の協議調整に不測の日数を要したため、年度内完了が見込めず繰り越すものでございます。

5ページに移りまして、款7・土木費、項1・土木管理費の要緊急安全確認大規模建築物耐震化支援事業2566万8000円は、大規模建築物の耐震改修工事1カ所を予定しておりましたが、耐震改修設計をする建築士が不足しており、確保に期間を要し、設計がおくれたことにより年度内の完了が見込めませんので、繰り越しを行なうものです。

次の民間建築物耐震化促進事業の548万3000円は、これも熊本地震の影響により耐震改修設計を行う建築士が不足しているため、年度内の完了が見込めませんので、繰り越すものです。

次の老朽危険空き家等除却促進事業で2479万8000円の限度額設定を行っておりますが、こちらも同様に熊本地震の影響で解体事業者の人手が不足しているため、年度内の完了が見込めませんので、繰り越しを行うものです。

次のアスベスト対策に係る建築物実態調査事業で830万3000円の限度額設定を行っております。これは、建築確認概要書のデータと家屋マスターなどのデータの突合に不測の日数を要したこと、対象建築物の調査、回答に時間

を要するため、年度内の完了が見込めませんので、繰り越しを行うものです。

次の項２・道路橋梁費の市内一円道路改良事業で２億９６６万６０００円の限度額設定を行っておりますが、これは、国土交通省や警察などの関係機関や地権者との用地補償交渉などに不測の日数を要したことなどから、年度内完成が困難となったものでございます。

次の橋梁長寿命化修繕事業で２００万円の限度額設定を行っております。これは、全国の橋梁調査が年度末に集中するため、点検車両の手配に不測の日数を要したことなどの理由により、繰り越しを行うものです。

次の市内一円橋梁改修事業の１２００万円は、工法の見直しによる設計などに不測の日数を要したことなどにより、年度内の完了が困難となり、繰り越しを行うものです。

次は、項４・港湾費の港湾施設改修事業の４３００万円は、漁協との協議の中で、シラス漁への影響を踏まえ工事の時期を考慮するよう要望がなされたため、年度内の完了が困難となったものでございます。

次に、項５・都市計画費の西片西宮線道路整備事業で８０３０万円の限度額設定を行っております。これは、移転補償に伴う建物等調査の日程調整など、地権者との用地補償交渉に不測の期間を要し、年度内の完了が見込めないものでございます。

次の八の字線道路整備事業で５７２１万５０００円の限度額設定を行っておりますが、これは、用地補償交渉に不測の期間を要したことで工事発注がおくれ、年度内の工事完了が困難となったものでございます。

次の八千把地区土地区画整理事業で２億８３３６万８０００円の限度額設定を行っておりますが、賃貸住宅の建物物補償において、借家人との交渉などに不測の期間を要し、年度内の完了が困難となったものでございます。

６ページをお願いします。

款９・教育費、項２・小学校費の小学校施設整備事業で１９４４万７０００円の限度額設定を行っております。これは、八代市復旧・復興プランに位置づけた屋外照明設置工事において、３０年度予定していた箇所を前倒ししたこと、及び金剛小学校スクールバス駐車場整備工事において学校敷地東側の道路拡幅事業に伴い整備するものですが、熊本地震の影響により当該敷地の店舗移転、家屋解体が９カ月おくれたことから、年度内完了が見込めないものでございます。

次の項３・中学校費の中学校施設整備事業で３６１１万円の限度額設定を行っておりますが、これは、小学校と同じように、復旧・復興プランに位置づけた屋外照明設置工事において３０年度予定した箇所を前倒ししたこと、及び鏡中学校屋外トイレ工事において技術者不足などから入札が不調になったことで、年度内の完了が困難となったものでございます。

次の項７・社会教育費の八代市公民館整備事業の４６７９万３０００円は、作業員不足などから入札が不調となり、年度内の完了が困難となりましたので、繰り越しを行うものです。

続きまして、款１０・災害復旧費、項１・農林水産業施設災害復旧費の林道施設災害復旧事業で５１９５万３０００円の限度額設定を行っております。これは、基礎構造の設計に不測の日数を要したこと、及び水道工事などと工期が重複し、協議、調整に不測の日数を要したことで年度内完了が困難となったものでございます。

次に、項２・公共土木施設災害復旧費の道路橋梁施設災害復旧事業では１２６６万９０００円の限度額設定を行っておりますが、これは、工事箇所において支障物件移転調整などに不測の日数を要したため、繰り越しを行うものです。

次の河川施設災害復旧事業の４８０万円は、入札不調による設計の見直し、及び復旧による護岸内にある水路の管理者との協議に不測の日数を要したため、繰り越すものです。

次に、項３・その他公共施設・公用施設災害復旧費の商工施設災害復旧事業で２２８０万円の限度額設定を行っております。これは、さかもと温泉センタークレオンの災害復旧工事において、作業員の確保が困難などの理由により入札不調となり、年度内の完了が困難となったものでございます。

続きまして、２の変更でございます。

款６・商工費、項１・商工費の熊本地震復興観光拠点整備等推進事業で、補正前の金額１５００万円に１８５０万円を増額し、３３５０万円に限度額の変更を行っておりますが、これは１２月補正予算で計上しましたDMOやつしろへの補助金において、県からの補助金は直接DMOに入るとして、市からの補助金のみを予算化し繰り越し設定を行っていましたが、県より後日連絡があり、市を通じて交付することとなったことから、１５００万円を今回の補正予算に追加するとともに、くまナンステーション内にくまモンとセルフ撮影ができるフォトサークルシステムの導入などの追加経費３５０万円において、年度内の完了が困難なため、繰り越しを行うものです。

続きまして、款８・消防費、項１・消防費の消防施設整備事業で、補正前の金額１６２万円に２７６万９０００円を増額し、４３８万９０００円に限度額の変更を行っております。これは消防ポンプ積載車格納庫新設工事において、建設用地の境界調整に不測の日数を要したことから、年度内の完了が困難となったものでございます。

７ページをお願いします。

第３表・債務負担行為補正でございます。

１の追加として、地域福祉センター等福祉施

設管理運営委託において、今年度末をもって指定管理期間が満了となりますので、坂本地域福祉センターを初め８つの福祉施設の管理運営について、期間を平成２９年度から平成３０年度まで、限度額を４９１０万４０００円に設定いたしております。なお、委託先を社会福祉法人八代市社会福祉協議会としております。

次は、第４表・地方債補正でございますが、１の変更で、まず、コミュニティセンター施設整備事業で、補正前の９１０万円に２７８０万円増額し、３６９０万円に変更してます。

次のごみ処理施設建設事業では、補正前の５億９７９０万円に３億１４７０万円を増額し、６億１２６０万円に変更しております。

次の土地改良事業では、補正前の１億７４６０万円から１億７６０万円減額し、６７００万円に変更してます。

次の河川海岸整備事業では、補正前の５２３０万円から７７０万円減額し、４４６０万円に変更いたしております。

詳細は１５ページの歳入、款２１・市債のところで説明いたします。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前と同じでございます。

続きまして、歳入を説明いたします。

１１ページをお願いします。

款１・市税、項１・市民税、目２・法人、節１・現年課税分で３０００万円を計上しておりますが、これは今回の補正予算の一般財源でございますが、法人市民税の法人税割において、景気の回復傾向から申告額がふえていることから増収を見込んでいるところです。

次に、項２・固定資産税、目１・固定資産税、節１・現年課税分で２億６８０５万７０００円を計上しております。これも今回補正予算の一般財源でございますが、償却資産におきまして、総務大臣配分の増加や未申告者への申告勧奨を行っていることなどから増収を見込んで

いるものでございます。

次の款10、項1、目1、節1・地方交付税で4331万9000円を計上しておりますが、これも今回の補正予算の一般財源でございます。

12ページをお願いします。

款14・国庫支出金、項1・国庫負担金、目1・民生費国庫負担金、節1・社会福祉費負担金で3964万9000円を計上しております。内訳としましては、障害者自立支援給付費負担金798万8000円は、障害福祉サービスの利用増に伴い、給付額が増加したことによるものでございます。次の補装具給付費負担金で122万2000円は、当初見込みより申請件数が増加したことによるものでございます。次の更生医療費負担金1000万円は、申請件数の増により給付額が増加したことによるものです。次の障がい児通所支援事業負担金2043万9000円は、新規事業所の開設などにより、障害児通所サービスの利用者が増加したことに伴うものでございます。次に、節2・児童福祉費負担金で、保育所運営費負担金の766万8000円は、保育単価の改正により、1人当たりの保育単価が増加したことによるものでございます。次に、節3・生活保護費負担金6225万円は、高齢者世帯数の増加などにより、1人当たりの医療費単価などが増加したことによるものでございます。

次は、項2・国庫補助金、目1・総務費国庫補助金、節1・総務管理費補助金で2370万1000円を計上しております。これは、泉コミュニティセンターの3階のつり天井及び内壁改修などに対して補助される集落活性化推進事業費補助金でございます。

次に、目3・衛生費国庫補助金、節2・生活環境費補助金で、循環型社会形成推進交付金を3億3135万3000円減額しております。これは、環境センター建設事業において、国の

交付金枠に対して申請額が大きいため削減されたものでございます。なお、この減額による財源補填は市債で対応しております。

次の目4・土木費国庫補助金、節3・住宅費補助金で、要緊急安全確認大規模建築物耐震化支援事業補助金708万4000円は、市内の1施設が本年度、耐震改修工事を予定しておりましたが、熊本地震の影響などで建設資材が高騰したため工事費が増額となったことから、追加して補助されるものでございます。

13ページをお願いします。

款15・県支出金、項1・県負担金、目1・民生費県負担金、節1・社会福祉費負担金で、1982万4000円を計上しております。説明欄の4つの負担金は、先ほど国庫支出金でも説明いたしました理由によるもので、事業費に対する県負担分の4分の1となっています。障害者自立支援給付費負担金で399万4000円、補装具給付費負担金で61万1000円、更生医療費負担金で500万円、障がい児通所支援事業負担金で1021万9000円でございます。次に、節2・児童福祉費負担金の383万4000円は、これと同じように、先ほど国庫支出金で説明いたしましたが、県負担分の保育所運営費負担金でございます。次に、節4・災害救助費負担金の190万4000円の減額は、住宅応急修理事業において、年度内完了が見込めない4件を減額したことによるものでございます。この負担金は事業完了後に申請を出すため、年度内に完了しない場合は負担金の決定がもらえず、繰り越しを行なう場合は特定財源ではなく一般財源で措置する必要がありますので、30年度予算に組み替えたものでございます。

次は、項2・県補助金、目1・総務費県補助金、節1・総務管理費補助金で1834万5000円を減額しております。まず、熊本県生活交通維持・活性化総合交付金の2193万円

は、地方バス路線維持に係る経費に対して交付されるものでございます。次の熊本地震復興基金交付金のうち、熊本地震復興観光拠点整備等推進事業1675万円は、12月補正予算で、一般社団法人DMOやつしろが実施主体となり、くまナンステーションとくまモンストーリーファニチャーの整備経費3000万円の2分の1については直接県からDMOやつしろに補助されることとしており、予算を計上していませんでしたが、市を通じての申請手続が必要なことから、1500万円を今回計上するものと、くまナンステーションにおいて、県が研究開発した、くまモンとセルフ撮影ができるフォトサークルシステムなどの導入経費350万円に対する交付金175万円でございます。次からの被災宅地復旧支援事業から農家の自力復旧支援事業の3事業につきましては、先ほどの災害救助費負担金と同じように、年度内に事業完了ができないときは交付金の決定がもらえないことから、事業費を減額したことに伴い交付金も減額するものでございます。なお、事業費の減額分については、同額を30年度予算に計上いたしております。

次に、目2・民生費県補助金、節1・社会福祉費補助金の388万円は、重度心身障がい者医療費助成事業費補助金の助成件数が当初見込みより増加したことによるものでございます。

次に、目4・農林水産業費県補助金、節1・農業費補助金で1億7883万7000円を計上いたしております。これは、生産流通コストの低減に向けた取り組みに必要な共同利用施設の導入などに対して補助される、強い農業づくり交付金事業補助金でございます。3つの事業主体がトマトの低コスト耐候性ハウスを導入するものでございます。

14ページをお願いします。

目5・土木費県補助金、節3・住宅費補助金の354万2000円は、先ほど国庫支出金で

説明しましたが、要緊急安全確認大規模建築物耐震化支援事業において、大規模建築物の耐震改修工事を1カ所予定しておりますが、熊本地震などの影響で建設資材の高騰などから改修工事費が増額となったことによるものでございます。

次に、款・17、項1・寄附金、目4・教育費寄附金、節7・教育振興費寄附金で1000万円を計上しておりますが、これは、昨年7月に、八代市内で長く教鞭をとられた方から、教育振興のために遺言による寄附があったものでございます。

次に、款19、項1、目1、節1・繰越金の1億2125万7000円は、今回の補正予算の一般財源でございます。

15ページをお願いします。

款21、項1・市債、目1・総務債、節1・総務管理債の2780万円は、先ほど総務費国庫補助金で説明しました泉コミュニティセンターの施設整備に係る市債で、起債対象事業費から国庫支出金を差し引いた額の95%でございます。

次に、目3・衛生債、節1・生活環境債3億1470万円は、これも先ほど国庫支出金で説明しました環境センター建設事業の国庫補助金額が減額となったことから、減額相当額を市債で補填するものです。充当率95%の合併特例債を予定しております。

目4・農林水産業債、節1・農業債で1億1530万円を減額しております。説明欄一番上の県営経営体育成基盤整備事業負担金から一番下の基幹水利ストックマネジメント事業負担金まで5事業において県事業負担金が確定したことから、それぞれの起債対象事業費の90%と75%で再計算し、当初予算との差額を減額補正するものでございます。

以上が歳入の説明でございます。

引き続き、歳出を説明します。

15 ページの下の表をお願いします。

款 2・総務費でございます。

項 1・総務管理費、目 1・一般管理費では 9 1 1 1 万 4 0 0 0 円を計上しておりますが、これは、説明欄の職員給与経費において、早期退職及び普通退職に係る 6 名分などの退職手当の追加でございます。

次に、目 7・交通防犯対策費では、生活交通確保維持事業で 2 億 2 9 0 万 9 0 0 0 円を計上しております。これは、地方バス路線の維持費に係る補助金で、産交バス株式会社 2 3 系統、及び株式会社麻生交通の 1 系統に対しまして補助するものでございます。なお、特定財源として 2 1 9 3 万円の県支出金がございます。

次の目 9・コミュニティセンター費では、コミュニティセンター施設整備事業としまして 5 3 0 2 万 5 0 0 0 円を計上しています。これは、泉コミュニティセンターの整備に係るもので、昨年 4 月の開設において、建築基準法上 2 階までに限定して利用していますが、3 階の利用要望もありますことから、3 階の屋内運動場のつり天井の改修と 1 階から 3 階までの階段の内壁の改修などを行うものでございます。特定財源として、国庫支出金 2 3 7 0 万 1 0 0 0 円、市債として合併特例債 2 7 8 0 万円を予定しております。

次に、目の 1 1・諸費では、国県支出金等返還金事業で 1 億 4 6 8 万 1 0 0 0 円を計上しております。これは、臨時福祉給付金給付事業補助金や障害者自立支援給付費国庫負担金など、過年度に交付された国県支出金の精算に伴い、超過交付分を返還するものでございます。

以上で歳出の説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（前川祥子君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（大倉裕一君） 一つ一つ、ちょっとお

尋ねをしたいと思いますんですが、時間の関係もありますので、繰越明許につきましてはもうまとめてちょっとお尋ねをしたいというふうに思います。

今、説明を聞いておりますと、外部的な、熊本地震の影響というようなところと、それから、厳しく見ると、職員さんの設計をもう少し精度を上げてやっていればできたのではないかと、また、交渉していればできたのではないかとというようなですね、部分を感じたわけですが、そのあたりについてはどのように把握といいますか、考えて認識をしておられるのかというところをまずはお聞かせいただきたいと

○委員長（前川祥子君） どなたが答えになりますか。いま一度説明を求めますか。説明と

○財務部長（岩本博文君） 設計をどうしているかということでのお尋ねでよいのでしょうか。

○委員（大倉裕一君） いや、どうしているかじゃなくてですね、もう少し精度を上げておく必要があったのではないかと。そういう意味です。

例えばですね、工期が重複してできなかったとかですね、とか、漁協のほうから、シラス漁への配慮をしてくれとかっていうようなことは事前交渉でできると思うんですよ。とか、あと、市庁舎整備事業ですか、鏡支所で発電機と負荷の関係の設計の見直しなんて、これ、設計当初の話だというふうに思うんですよ。そういったところをもうちょっとこう精度を上げて、真剣に取り組んでいないとは言いませんけど、真剣にもう少し取り組んでいれば、こういうことも防げた部分があるのではないかと。

あと、熊本地震で人がいないとか、そういったところはですね、やむを得ない理由なのかなというふうにも思うわけです。そのあたりをど

のように認識されていますかという質問なんですけど。

○財務部次長（松村 浩君） 委員おっしゃいますように、確かに発注する際に周りの状況の把握が足らないという意味では確かにそうかもしれないんですが、担当課としまして、設計する際には一生懸命やって、その時点では想定しなかったという事業が重なったというのも、県の事業と重なってるのも一部ございますけども、当然、市の中で調整すべき部分がどれだけあったかというのはそこまで私も把握してないんでわかりませんけども、基本的な発注した後にいろんな用件が来て、仕方なく繰り越さなきゃいかんと。シラス漁につきましても、本当はやりたかったんだけど、雨とかでできなくて、その時期を逸したために年度内は非常に厳しくなって、翌年の7月とか、そういったシラス漁がない時期でないとできないというのものもあるかと思えますので、そう一概に全てが委員おっしゃるとおりだとは私も思ってませんが、ただ、内部協議につきましては、想定できる範囲内ではいろいろ考えてやっていくべきではないのかなというふうには思っております。

以上です。

○委員（大倉裕一君） 私が言うようなことが全てではないと否定をされましたけれども、私はそういう、もっと精度を上げた設計ですね、それから関係者との協議、そういった分が必要だというふうに思います。そうしなければ、やはり単年度でやっていく事業というのはなかなか完了というのができていかないというふうに思いますので、そういう点では設計段階からですね、しっかりと調整を図っていただきたいというような思いを持っているところです。

それから、この繰越明許の事業については、30年度で完了するというふうに考えとってよろしいのでしょうか。その点、確認をさせていただきたいと思います。

○財務部次長（松村 浩君） 今回繰り越しました事業につきましては、30年度で完了を全て予定しております。

○委員（大倉裕一君） それから、歳入と歳出と重ねてという形になるんですが、合併特例債の確認になるんですが、合併特例債はコミュニティセンターの2780万円と、衛生債ですか、の3億1470万でよろしいのでしょうか。そこを確認したいと思います。

○財務部次長（松村 浩君） はい、そのとおりでございます。

○委員（大倉裕一君） 一つ気になったのが環境センター建設事業で、国庫補助が減額となったということでしたが、この理由を簡潔に、ポイントだけお聞かせいただいていいですか。

○財務部次長（松村 浩君） 先ほどの説明の中でも申し上げましたが、一応この補助金につきましては全国から申請が上がってくるわけでございますけれども、本市の申請額に対して、全体の国の総額がそれに不足するということでございますので、減額をされて交付されたというところでございます。

○委員（大倉裕一君） はい、わかりました。

それからですね、今度、支出についてです。

15ページで、交通防犯対策費で、生活交通確保維持事業23系統ということで、昨年10月1日からバス路線の見直しだったというふうに思うわけですが、バスを利用される方から、もう単刀直入に言いますと、回数券がなくなったと。非常に、毎日利用しないんだと。毎日利用する人には定期券があるので、定期券で非常に割引といたしますか、メリットがあって、バス路線また乗合タクシーの利用がですね、利用しやすい気持ちが醸成されると、利便性もあるというような話を聞くんですけども、たまにといいですか、1週間に例えば2回とかですね、毎日乗られない方が、定期券を買うことで定期券は割高になるんだと。そこまで必要

はないと。回数的に利用がですね。ですから、以前あった回数券というのがでけんたろうかと。なんし今回、回数券のなくなったんだろうかというような非常に熱い気持ち、不便性を感じたですね、問い合わせを私のところにいただいた方がいらっしゃるんですよ。1人の方が代表して電話をかけてこられたということになるんですけども、そこに対して、なぜ今回、回数券取り組んでいらっしゃるのか、そのあたりをお聞かせいただきたい。

○企画政策課長（田中 孝君） 企画政策課、田中でございます。

回数券の件ということでございますが、回数券につきましては、この改編の前につきましても、路線バスじゃなくて循環バス、みなバス、まちバス、ゆめバス、こちらについてはございました。で、回数券は過去もその循環バスだけでございまして、今回もその循環バス、みなバス、まちバス、ゆめバス、それぞれ回数券を設けております。ですので、ひょっとしたら前回、以前、回数券がなかったことをおっしゃってるのかなというふうにちょっと思うんですが、今現在も以前も、回数券というのは存在しているというところでございます。

金額で申しますと、改正前と改正後では、改正後、循環バスは150円になっておりますが、150円の10枚つづりを1000円で販売してるということで、金額的にも同じような形でサービスはさせていただいておるところでございます。

以上でございます。

○委員（大倉裕一君） 循環バスについては回数券を出してらっしゃるところは理解をしておりますが、一方で、山間部といいますか、旧町村部における乗合タクシーへ移行したところ、こういったところへもですね、この回数券というのは非常に有効な手段だというふうには私は思うんですけども、そのあたりは担当課

ではどのような認識をお持ちでしょうか。

○委員長（前川祥子君） 挙手をお願いします。

○企画政策課長（田中 孝君） 企画政策課、田中でございます。

以前もちょっとなかったものでございますので、そちらのほうにつきましては、今後、ちょっと御意見もいただきながら検討してまいりたいと思います。（委員大倉裕一君「あとは意見で申します」と呼ぶ）

○委員（古嶋津義君） 2点だけ。

繰越明許費について、熊本地震からちょっとふえたような気がいたしますが、人材不足とか資材の高騰とか、大部分がですね、熊本地震による影響であるというふうな捉え方でいいのでしょうか。

それと、歳入の部分、法人税、今、補正で3000万上がっております。先ほど説明の中でも景気回復に伴うという説明がありましたが、あとの議案ともちょっとリンクしてきますので、そのような捉え方でいいんですかね。認識で。

○財務部次長（松村 浩君） 繰越明許費につきましては、ただいま古嶋委員が言われましたように、熊本地震による影響というのが今回のにしても半数以上を占めているというところがございます。今回、平成29年度で繰り越し事業で、まず、今回36事業ほどありますが、昨年が58事業ありましたので、だんだんその影響というのもだんだん少なくなってきたるのではないかなというふうには思ってるところでございます。

以上です。（委員古嶋津義君「あと歳入」と呼ぶ）

○委員長（前川祥子君） 法人税はどなたが。

○理事兼市民税課長（碓塚康浩君） 市民税課の碓塚です。よろしくお願いいたします。

今、御質問の3000万の補正の部分ですけれども、内容としましてはですね、日本全国的

に景気はよくなってるというところもありますし、特に熊本県内ではですね、今、熊本地震という言葉が出ましたけども、復興事業といいですか、そういう需要がありまして、特に建設業のほうでですね、前年——28年と29年比べた場合で5%程度伸びております。調定額にしましても4830万ふえておりますので、特に法人につきましては企業利益が上がってきていると。特に熊本地震関係のほうで上がってきているということで、税収増となっている状況でございます。

○委員長（前川祥子君） ほかにありませんか。

○委員（橋本隆一君） 確認でございますけども、第4表・地方債補正の7ページのとこの、私が聞き間違えたかもしれないんですけど、後で何か説明をするというふうに聞いたような気がするんですけど、その説明というのはどこでされたのかな。

○財務部次長（松村 浩君） 歳入の款21の。（委員橋本隆一君「まだ先なんですね」と呼ぶ）いや、先ほど説明の中で。（委員橋本隆一君「あ、されたんですね」と呼ぶ）はい。それぞれの市債の中での充当率とかの説明を差し上げたつもりではございました。（委員橋本隆一君「はい、ありました。済いません」と呼ぶ）

○委員長（前川祥子君） よろしいですか。

○委員（橋本隆一君） はい、私が理解不足でしたので。説明されたということであるならばいいです。

○委員長（前川祥子君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

○委員（大倉裕一君） まず、繰越明許費に関

係してであります。事業につきましては、原則、単年度事業完了というのが原則でありますので、その点に関してはしっかりと単年度で完了するような事業運営をお願いしたいということをお願いをしておきたいというふうに思います。

それから、一般質問でもあってございましたけれども、市税の課税についてであります。旧市町村の枠で、まだ公平感をですね、確保できていないようなところもあるように聞き取れましたので、公平な課税というところでしっかり取り組んでいただきたいというふうに思います。

それから、歳出のほうで申し上げましたバス路線と乗合タクシーの件であります。循環バスだけに回数券ということでありましたけれども、利便性を高めることや不公平感、そういったところをなくすということも含めてですね、乗合タクシー、それから全てのバス路線、そういったところに回数券、それから定期券が導入できるように、しっかりとした検討をお願いしたい。

以上、3点を意見として申し上げておきます。

○委員長（前川祥子君） ほかに意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） なければ、これより採決いたします。

議案第1号・平成29年度八代市一般会計補正予算・第8号中、当委員会関係分について、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（前川祥子君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入れかえのため、小会いたします。

（午前10時41分 小会）

(午前10時42分 本会)

◎議案第54号・平成29年度八代市一般会計
補正予算・第9号（関係分）

○委員長（前川祥子君） 本会に戻します。

次に、議案第54号・平成29年度八代市一般会計補正予算・第9号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

○財務部次長（松村 浩君） それでは、引き続き座らせていただきまして、御説明申し上げます。

それでは、別冊となっております議案第54号・平成29年度八代市一般会計補正予算・第9号をお願いします。総務委員会付託分について御説明いたします。

1ページをお願いします。

まず、第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ5億2800万円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ703億2990万円としております。

次に、第2条で繰越明許費の補正を、第3条で債務負担行為の補正を、第4条で地方債の補正をしておりますが、内容につきましては、3ページから4ページの表で説明します。

それでは、3ページをお願いします。

第2表・繰越明許費補正の1の追加でございますが、今回の補正予算の歳出は国の1次補正予算に伴うものでありますので、本年度内での事業完了ができません事業につきまして、繰越明許費の設定を行っているものでございます。

まず、款5・農林水産業費、項1・農業費の担い手確保・経営強化支援事業で7044万9000円の限度額設定でございます。同じように、次の地籍調査事業では4300万円、次の項2・林業費の緑産業再生プロジェクト促進事業で2310万円、次の款7・土木費、項2・道路橋梁費の道路維持事業では7380万円、次の項4・港湾費の八代港県営事業負担金事業

で2億7800万円の限度額設定をそれぞれ行っております。

次に、第3表・債務負担行為補正では、1、廃止として、八代民俗伝統芸能伝承館（仮称）整備基本・実施設計業務委託において、29年度に設計者を公募し、契約を予定しておりましたが、応募数に満たなかったことで応募要件を緩和するなど公募要件を見直し、改めて30年度に公募を実施することとなったことから、29年度内に契約ができなくなりましたので、債務負担行為を廃止するものでございます。

4ページをお願いします。

第4表・地方債補正でございますが、1の変更で、まず土地改良事業で、補正前の6700万円に1億3070万円を増額し、1億9770万円に、次の道路整備事業では補正前の8億6900万円に3310万円を増額し、9億210万円に、次の港湾整備事業では補正前の3億4670万円に2億7800万円を増額し、6億2470万円にそれぞれ変更いたしております。

詳細は、9ページの歳入、款21・市債のところで説明いたします。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前と同じでございます。

続きまして、歳入を説明します。

8ページをお願いします。

款10、項1、目1、節1・地方交付税で、1186万4000円を減額しておりますが、これは、今回の補正予算の一般財源が減額となりましたので、地方交付税で調整したものでございます。

次に、款14・国庫支出金、項2・国庫補助金、目4・土木費国庫補助金、節1・道路橋梁費補助金の4059万円は、国の1次補正予算に伴い、防災・安全交付金の増額内示によるもので、坂本町の市ノ俣線と泉町の八八重～四方田線の災害防除工事に対するものでございま

す。

次の款 15・県支出金、項 2・県補助金、目 4・農林水産業費県補助金で 5747 万 4000 円を計上しております。まず、節 1・農業費補助金の 3437 万 4000 円でございますが、説明欄の担い手確保・経営強化支援事業補助金 7044 万 9000 円は国の 1 次補正予算に伴うもので、人・農地プランを作成し、農地中間管理機構を活用している地域の担い手が融資機関から融資を受け、農業用機械、施設等を導入する際の融資残に対して補助されるものでございます。次の地籍調査事業費補助金は、当初予算に計上していた予算額に対して国の補助金内示額が 6832 万 5000 円少なくあっておりましたが、今回の国の補正予算で 3225 万円の追加がありましたので、差し引き 3607 万 5000 円を減額するものでございます。次に、節 2・林業費補助金 2310 万円は、緑の産業再生プロジェクト促進事業補助金としまして、国の補正予算に伴い平成 30 年度に予定していた事業を前倒して実施するもので、熊本県森林組合連合会八代事業所が導入します木材乾燥機 2 基に対するものでございます。

9 ページをお願いします。

款 21、項 1・市債、目 4・農林水産業債、節 1・農業債で 1 億 3070 万円を計上しております。説明欄一番上の県営経営体育成基盤整備事業負担金から一番下の基幹水利ストックマネジメント事業負担金まで 4 つの県営事業負担金につきましては、国の補正予算に伴い事業費の追加がありましたので、それぞれの対象事業費に対して 100%を充当する補正予算債でございます。

次に、目 6・土木債、節 1・道路橋梁債の 3310 万円は、先ほど国庫支出金で説明しました坂本町と泉町の 2 路線の災害防除事業に対するもので、充当率 100%の補正予算債でございます。次の節 3・港湾債の 2 億 7800 万円

は、こちらも国の補正予算に伴い事業費の追加がありました八代港港湾整備に対する県への負担金に対する、充当率 100%の補正予算債でございます。

以上が歳入の説明でございますが、歳出はありませんので、これで説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いします。

○委員長（前川祥子君） 以上の部分について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

○委員（大倉裕一君） 次長、繰越明許の理由は説明されたでしょうか。

○財務部次長（松村 浩君） 私の説明が下手だったかもしれませんが、一番最初のほうで全ての事業ということ言ったつもりで申し上げました。

一応理由でございますけども、今回、繰越明許してるものにつきましては、今回、国の 1 次補正予算に伴いまして、今回の補正予算の歳出に事業費を計上しているものでございまして、当然、工期の関係上、年度内には完了しませんので、本年度できないものについて繰越明許費を設定しましたということで最初説明申し上げましたので、一応それが総括ということで、大変申しわけありませんが個々には申し上げませんでした。よろしくお願いします。

○委員（大倉裕一君） 私も聞き逃しておりました。失礼しました。前のですね、補正予算のときは個別にあったもので、個別にあるものかと。済みません、失礼いたしました。

以上です。

○委員長（前川祥子君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） なければ、これより採決いたします。

議案第54号・平成29年度八代市一般会計補正予算・第9号中、当委員会関係分について、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（前川祥子君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入れかえのため、小会いたします。

（午前10時51分 小会）

（午前10時52分 本会）

◎議案第5号・平成30年度八代市一般会計予算（関係分）

○委員長（前川祥子君） 本会に戻します。

次に、議案第5号・平成30年度八代市一般会計予算中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

それでは、まず、歳入等について、財務部から説明願います。

○財務部次長（松村 浩君） 引き続き座らせていただきまして、説明申し上げます。

それでは、別冊となっております議案第5号・平成30年度八代市一般会計予算をお願いいたします。総務委員会付託分のうち、まず、歳入などを御説明いたします。

一般会計予算書の3ページをお願いします。

まず、第1条、歳入歳出予算でございますが、予算総額を歳入歳出それぞれ568億2060万円と定めております。

第2条は繰越明許費、第3条は債務負担行為、第4条は地方債でございますが、内容につきましては、後ほど、9ページから11ページの表で説明します。

次に、第5条、一時借入金でございますが、本市の歳計現金に不足が生じた場合に、その支払いの資金を補うために、一時的に金融機関か

ら借り入れを行います、その借り入れの最高額を85億円と定めております。

第6条、歳出予算の流用でございますが、各項の経費の金額を流用することができる場合を定めております。

続きまして、9ページをお願いします。

第2表・繰越明許費でございます。

款4・衛生費、項2・生活環境費の環境影響評価事後調査業務委託で716万2000円の設定を行っております。これは、環境センターの建設に当たり周辺の環境調査を行うもので、平成26年度から平成30年度まで債務負担行為に基づき契約を行っていましたが、施設完成後1年は調査する必要がありますので、熊本地震の影響で環境センターの完成がおくれましたことから、年度内に完了することができませんので、繰り越しをするものでございます。

次に、第3表・債務負担行為でございます。

まず、市県民税納税通知書作成等業務委託では、期間を平成30年度から31年度まで、限度額を567万9000円に設定しております。これは、この後の2つも同じ理由でございますが、31年度の納付書作成等に要する経費でございますが、30年度に契約を行う必要がありますことから設定を行うものでございます。

次の軽自動車税納税通知書作成等業務委託で、期間を平成30年度から31年度まで、限度額を386万5000円に設定しております。

次の固定資産税納税通知書作成等業務委託で、期間を平成30年度から31年度まで、限度額を648万円に設定しております。理由は先ほどと同じでございます。

次に、家屋評価システム更新経費では、期間を平成31年度から平成35年度まで、限度額を770万5000円に設定しております。これは30年度にシステムを更新することによる

5年間のシステムリース料に係るものでございます。

次の不動産鑑定業務委託で、期間を平成31年度から32年度まで、限度額を3605万2000円設定しております。これは33年度の評価がえに向けての土地鑑定評価業務委託でございます。

次に、内部情報システム更新経費で、期間を平成31年度から35年度まで、限度額を1億1417万8000円に設定しております。これは、30年度にシステムの更新を行うことによる5年間のリース料に係るものです。

次の八代市地域福祉計画策定業務委託では、期間を平成31年度まで、限度額を222万9000円に設定しておりますが、これは、地域福祉計画を2カ年で作成するものでございます。

次に、被保護者及び生活困窮者就労準備支援業務委託では、期間を平成30年度から31年度まで、限度額を723万2000円に設定しておりますが、31年4月から業務を行う必要がありますので、30年度に契約を行うための設定でございます。

次に、平成30年度土地改良融資事業に対する元利補給金で、期間を平成31年度から45年度まで、限度額を9981万6000円に設定しております。これは、土地改良融資事業において、融資を受けた償還金に対する助成金でございます。

次に、地籍調査システム更新経費では、期間を平成31年度から35年度まで、限度額を1428万1000円に設定しております。これは、30年度にシステムの更新を行うことによる5年間のリース料に係るものでございます。

次に、企業振興促進条例補助金（平成30年度）で、期間を平成31年度から34年度まで、限度額を1億2454万7000円に設定しております。これは、八代市企業振興促進条

例に基づき、工場等建設補助金及び用地取得等補助金に係るものでございます。

最後に、八代市中学校情報教育システムリース経費で、期間を平成31年度から35年度まで、限度額を2億4824万6000円に設定しております。これは、中学校のパソコン教室及び職員室で使うパソコン更新のリースに係るものでございます。

10ページをお願いします。

第4表・地方債でございます。

それぞれ起債の目的、限度額、起債の方法などを定めているものでございます。詳細は50ページから52ページの歳入、款21・市債のところで説明いたします。

続きまして、17ページをお願いします。

歳入でございます。

歳入につきましては、相当なページ数となりますので、国、県の支出金など、事業に伴う特定財源につきましては主なものを説明いたします。

款1の市税から款11・交通安全対策特別交付金までは、これまでの決算状況や平成29年度の決算見込み額に加え、国の地方財政計画などを参考に見込みを立てたものでございます。

それでは、まず、款1・市税でございます。

項1・市民税、目1・個人で48億8300万円を計上しております。前年度と比較しますと1億6700万円の増でございますが、主な要因は所得割の増加によるものでございます。

次に、目2・法人で、11億1700万円を計上しております。前年より8800万円の増でございますが、法人税割の増加によるものでございます。

続きまして、項2、目1・固定資産税では、土地、家屋、償却資産に係るもので76億4499万5000円を計上しております。前年度と比較しますと1億4718万3000円の増でございますが、30年度は3年に1回の評価

がえの年となりますので、土地と家屋では減少を見込んでおりますが、償却資産では増加を見込んでいます。

次に、目２・国有資産等所在市交付金は４１万３０００円を計上しております。これは、国、県の施設が所在する市町村に交付されるものでございます。

続きまして、１８ページをお願いします。

項３、目１・軽自動車税は、前年度より１６００万円増の４億１２７０万円を計上しております。

続きまして、項４、目１・市たばこ税は、前年度の決算見込みなどから、前年度より１７００万円減の８億６２００万円を計上しています。

項５、目１・入湯税では、前年度の決算見込みから、前年度より１５０万円増の１５７０万円を計上しております。

続きまして、１９ページをお願いします。

款２・地方譲与税でございます。

項１、目１・地方揮発油譲与税でございますが、１億３７００万円を計上しておりますが、これは、国税である地方揮発油税の４２％が市道の延長、面積に応じ、市町村に交付されるものでございます。

続きまして、項２、目１の自動車重量譲与税は、国の見込みを参考に、前年度より３９００万円増の３億８２００万円を計上しております。これは、国税として徴収されます自動車重量税の１０００分の４０７が市町村道の延長、面積に応じ、市町村に交付されるものでございます。

続きまして、項３・特別とん譲与税でございますが、前年度より３２０万円増の２７００万円を計上しております。これは、外国貿易船の入港に際し、船の純トン数に応じ、港の所在市町村に譲与されるものでございます。

続きまして、２０ページをお願いします。

款３・利子割交付金では２６３０万円を計上

しております。これは、県が徴収した県民税利子割収入のうち、個人に係る利子相当分の５分の３の額が個人県民税の収入割合に応じて県から市町村に交付されるものでございます。２９年度の決算見込みや国の地方財政計画などを参考に、前年度より１５７０万円の増を見込んでおります。

続きまして、款４・配当割交付金で、前年度より１７００万円減の２７００万円を計上しております。これは、県に納入された配当割に相当する額に政令で定める率を乗じて得た額の５分の３に相当する額が個人県民税の収入割合に応じて県から市町村に交付されるものでございます。

続きまして、款５・株式等譲渡所得割交付金では、２９年度決算見込みや国の見込みなどを参考に、前年度より２８１０万円増の５２００万円を計上しております。これは、県に納付された株式等譲渡所得割額に相当する額に政令で定める率を乗じて得た額の５分の３に相当する額が個人県民税の収入割合に応じて県から市町村に交付されるものでございます。

続きまして、２１ページをお願いします。

款６・地方消費税交付金で、前年同額の２５億２１００万円を計上しております。これは、県の地方消費税収入額の２分の１相当額が国勢調査の人口及び事業所・企業統計調査の従業者数などに応じて市町村に交付されるものです。

続きまして、款７・ゴルフ場利用税交付金で、前年度より１３０万円増の５８０万円を計上しております。これは、県に納められたゴルフ場利用税の１０分の７に相当する額がゴルフ場設置に伴い市町村の財政需要などに配慮し、ゴルフ場所在の市町村に交付されるものでございます。

続きまして、款８・自動車取得税交付金でございますが、２９年度の決算見込み額、及び国の地方財政計画を参考に、前年度より４１００

万円増の１億２０００万円を計上しております。これは、県に納められた自動車取得税に９５％を乗じた額の１０分の７に相当する額が市町村道路の延長及び面積に応じて市町村に交付されるものでございます。

続きまして、２２ページをお願いします。

款９、項１・地方特例交付金、目１・減収補てん特例交付金で、国の地方財政計画を参考に６３８０万円を計上しております。これは、個人住民税における住宅ローン控除による減収分を補填するもので、国から交付されるものでございます。

続きまして、款１０・地方交付税では、前年度の決算見込みや国の見込みに基づき、１４９億８０００万円を計上しております。これは国から交付されるもので、基準財政需要額と基準財政収入額の差額に対し交付される普通交付税、及び特別な財政需要を考慮して交付される特別交付税でございます。前年度と比較しますと７億９０００万円の減でございますが、合併算定がえによる特例分が平成２８年度から平成３０年度まで５年間にわたり段階的に削減され、一本算定へと移行することに伴う減少や市税の増収などにより、地方財政計画において対前年度マイナス２％になる見込みなどを参考に算出したところでございます。

続きまして、款１１・交通安全対策特別交付金では１９００万円を計上しております。これは、道路交通法違反で納付される反則金が交通事故の発生件数等を基に国から交付されるものでございます。

続きまして、２３ページをお願いします。

款１２・分担金及び負担金でございます。

まず、項１・分担金、目１・農林水産業費分担金、節１・農業費分担金で９２００万円を計上しております。これは、市内一円の排水路改修工事の事業分担金でございます。次の節２・水産業費分担金の１５０万円は、県営覆砂事業

に伴う漁協の負担分でございます。

次に、項２・負担金、目１・総務費負担金１０５５万２０００円は、八代地域イントラネット運用に係る氷川町負担金９７７万２０００円が主なものでございます。

次の目２・民生費負担金で６億８７２７万１０００円を計上しております。まず、節１・社会福祉費負担金３４９３万８０００円は、主に老人福祉施設入所者負担金でございます。次の節２・児童福祉費負担金の６億５２３３万３０００円の主なものは、説明の下の方にあります施設型給付公立保育所保育料と施設型給付私立保育所保育料でございます。

続きまして、２４ページをお願いします。

目５、節１・商工費負担金３９０万８０００円は、３０年度から対象地域を氷川町、芦北町に広げ事業を展開する八代圏域ツナガルインターネット推進事業に対する２町の負担金でございます。

次に、款１３・使用料及び手数料でございます。

項１・使用料、目１の総務使用料で３１９１万７０００円を計上しております。主なものは、新八代駅東口駐車場使用料とコミュニティセンター使用料でございます。

次に、２５ページになりますが、目３・衛生使用料２４９７万６０００円は、主には斎場使用料及び千丁健康温泉センターの温泉入館料でございます。

次に、２６ページに移りまして、目６・土木使用料で２億６０４０万２０００円を計上しております。節１・道路橋梁使用料４２２７万２０００円は、電柱などの道路占用料が主なものでございます。節４・住宅使用料２億１４３４万５０００円は、市営住宅全２９団地分の公営住宅使用料などでございます。

次に、目８・教育使用料で５０１８万９０００円を計上しております。主なものは、２７ペ

ージになりますが、節２の幼稚園使用料の幼稚園保育料の１０９７万３０００円、節３・社会教育施設使用料の２３５２万９０００円の厚生会館や博物館などの使用料、節４・社会体育施設使用料の夜間照明使用料や千丁体育館使用料などでございます。

続きまして、２８ページをお願いします。

項２・手数料、目１・総務手数料で７１３０万４０００円を計上しておりますが、主なものは、住民票や印鑑証明などの発行に係る節３の戸籍住民基本台帳手数料５８１０万円でございます。

次に、目２・衛生手数料３億６４８１万９０００円でございます。主なものは、節２・生活環境手数料の清掃センター及び環境センターへの搬入ごみ処理手数料やごみの有料指定袋処理手数料でございます。

次に、２９ページをお願いします。

款１４・国庫支出金でございます。

項１・国庫負担金、目１・民生費国庫負担金は７６億１５８６万３０００円で、前年度より１億７９０６万６０００円の増となっておりますが、その要因は、保育所運営費負担金で１億６４９万５０００円の増、生活保護費負担金４９７９万７０００円の増が主なものでございます。まず、節１の社会福祉費負担金１９億２７２７万４０００円の主なものは、説明欄２つ目の障害者の介護給付等に係る障害者自立支援給付費負担金と、３０ページの説明欄４つ目の障がい児通所支援事業負担金でございます。次に、節２・児童福祉費負担金３４億９１０８万９０００円でございますが、私立保育所や認定こども園などの運営に対する保育所運営費負担金、中学生まで支給される児童手当負担金、ひとり親家庭に児童を養育する手当を支給する児童扶養手当負担金とその主なものでございます。

続きまして、項２・国庫補助金、目１・総務

費国庫補助金では１億３５３１万３０００円を計上しております。主なものは地方創生推進交付金８０９８万８０００円で、海外クルーズ船急増に伴う観光資源強化事業や八代圏域ツナガルインターンシップ推進事業などに補助されるものです。

３１ページに移りまして、目２・民生費国庫補助金では１億９２９６万８０００円を計上しております。節１・社会福祉費補助金６６３４万円の主なものは、地域生活支援事業補助金で、これは、障害者や障害児が自立した日常生活、社会生活を営むために行われる地域活動支援センター事業や日常生活用具給付事業などに対して補助されるものでございます。次に、節２・児童福祉費補助金１億２２２５万６０００円の主なものは、子ども・子育て支援交付金で、子ども・子育て支援新制度における放課後児童健全育成事業や地域子育て支援拠点事業などの地域子ども・子育て支援事業等に対する補助でございます。

次に、目３・衛生費国庫補助金１９５７万２０００円でございます。前年度と比べ２６億７０８７万７０００円の減は、主には節２・生活環境費補助金における環境センター建設に係る循環型社会形成推進交付金が２９年度で終了したためでございます。

次に、目４・土木費国庫補助金４億３２８９万３０００円でございます。前年度と比べ２億５８１万６０００円の減は、主に、八の字線道路整備事業や日奈久浜町ポンプ場整備の完了による減や八千把地区土地区画整理事業の事業費減によるものでございます。節１・道路橋梁費補助金２億３３４８万６０００円の主なものは、道路ストック点検・修繕事業、東西アクセス線改良事業及び橋梁長寿命化修繕事業でございます。節２・都市計画費補助金１億２６００万円は、西片西宮線道路整備事業と、３２ページの一番上の八千把地区土地区画整理事業が主

なものでございます。

引き続き、32ページの目5・教育費国庫補助金1億1734万4000円は、前年度と比べ4923万1000円の増となっておりますが、主な要因は、節2・小学校費補助金の一番下にあります太田郷小学校のトイレ改修事業補助金によるものでございます。

続きまして、33ページをお願いします。

項3・委託金でございます。

目2・民生費委託金3041万8000円は、節1・社会福祉費委託金の基礎年金等事務費交付金が主なものでございます。

34ページをお願いします。

款15・県支出金でございます。

項1・県負担金、目1・民生費県負担金で30億24万3000円を計上しております。まず、節1・社会福祉費負担金17億6014万1000円でございますが、これは、説明欄一番上の国民健康保険基盤安定保険税軽減分負担金、1つ飛びまして、後期高齢者医療保険基盤安定負担金、この2つはいずれも保険料軽減分に係るものでございます。また、次の障害者の介護給付等に係る障害者自立支援給付費負担金などが主なものでございます。次に、節2・児童福祉費負担金12億2799万8000円でございますが、これは先ほど国庫負担金のところでも御説明しましたが、私立保育所や認定こども園などの運営に対する保育所運営費負担金、児童手当負担金が主なものでございます。

35ページをお願いします。

項2・県補助金、目1・総務費県補助金1億5207万1000円は、前年度より1億3948万円の増となっておりますが、29年度から取り組んでおります県の熊本地震復興基金交付金を活用して被災者の支援等を行っているもので、説明にあります10事業に対するものと、事務費がその主なものでございます。

次に、目2・民生費県補助金では3億330

2万3000円を計上しております。節1・社会福祉費補助金の主なものは、説明欄上から3番目の重度心身障がい者医療費助成事業費補助金でございます。

36ページをお願いします。

節2・児童福祉費補助金の主なものは、放課後児童クラブの運営に対する放課後児童健全育成事業等補助金や、その下3つ目、第3子以降3歳未満児の保育料無料化に対する多子世帯子育て支援事業費補助金でございます。

目3・衛生費県補助金では7575万1000円を計上しております。主なものは、節1・保健衛生費補助金の乳幼児医療費助成事業費補助金でございます。

37ページに移りまして、目4・農林水産業費県補助金では6億9551万円を計上しております。主には、節1・農業費補助金の6億350万7000円でございますが、説明欄中ほどの地籍調査事業費補助金、下から2つ目の多面的機能支払交付金事業補助金、また、38ページに移りまして、上から4つ目のいぐさ収穫機——ハーベスタ導入支援補助金と、その2つ下の農業次世代人材投資事業補助金が主なものでございます。

続きまして、39ページをお願いします。

項3・委託金、目1・総務費委託金で2億1447万4000円を計上しております。前年度と比べ2653万円の増は、節4・選挙費委託金で、平成31年度予定されております県議会議員選挙に係る事前準備の委託金が主な要因でございます。また、主なものは、節2・徴税費委託金の県民税徴収事務委託金でございます。

次は、41ページをお願いします。

款16・財産収入でございます。

まず、項1・財産運用収入、目1・財産貸付収入2138万7000円は、土地建物貸付収入や日奈久埋立地メガソーラ貸付収入、自動販

売機設置料が主なものでございます。

次に、目２・利子及び配当金１３５４万８０００円は、説明欄に記載しております各基金の利子が主なものでございます。

４２ページに移りまして、項２・財産売払収入、目１・不動産売払収入１億５５１２万７０００円は、八千把地区土地区画整理事業保留地売払収入が主なものでございます。

次に、款１７・寄附金でございます。

項１・寄附金、目１・総務費寄附金で３億１１５０万円を計上しておりますが、主なものは、ふるさと納税である、ふるさと元気づくり応援寄附金でございます。

続きまして、４３ページの下の表をお願いします。

款１８・繰入金でございます。

項１・基金繰入金の主なものは、４４ページになりますが、目５・八千把地区土地区画整理事業基金繰入金８７５５万５０００円、目６・ふるさと八代元気づくり応援基金繰入金７８８２万３０００円、目８・まちづくり交流基金繰入金１億６４７２万１０００円、目１０・市有施設整備基金繰入金として博物館や斎場の整備に９０００万円、４５ページに移りまして、目１１・教育文化センター建設基金繰入金として八代市公民館の整備に１億６０００万円、目１２・平成２８年熊本地震復興基金繰入金４６１万８０００円は、熊本地震で被災した家屋の一部損壊に助成する災害見舞金支給事業など３事業に係るものでございます。

続きまして、款１９・繰越金でございます。平成２９年度からの繰越金を１１億円計上しております。

次に、款２０・諸収入でございます。

まず、項１・延滞金加算金及び過料でございますが、目１・延滞金で、前年度の決算見込みなどから１０００万円を計上しております。

４６ページをお願いします。

項３・貸付金元利収入の目１・総務費貸付金元利収入で３５６３万８０００円を計上しております。市が一般財団法人地域総合整備財団の支援を得て民間事業者に無利子の貸し付けを行っているものに対しての元金返済分である、地域総合整備資金貸付金元金収入が主なものでございます。

次に、目４・商工費貸付金元利収入で、５億円を計上しております。中小企業経営安定特別融資預託金元金収入を初めとする各預託金の元金収入でございます。

続きまして、４７ページの項４・雑入でございます。

目５・雑入では３億９６４万円を計上しております。主なものとしまして、まず、節２・消防団員等公務災害補償等共済基金収入で、消防団員退職報償金、次の節３・公営住宅共益費などでございます。

そのほか、４８ページに移りまして、節８・雑入で２億７５９万８０００円を計上しておりますが、主なものは、説明欄の上から順に、生活保護費返還金、熊本県市町村振興協会市町村交付金のほか、スポーツ振興くじ助成金は総合体育館のトイレ洋式化などに対するもの、また、清掃センター等におけるアルミニウム等、再資源化物販売代金納付金、熊本県後期高齢者医療広域連合派遣職員の給与負担金でございます。そのほかに指定管理者からの納付金としまして、下から７つ目の広域交流地域振興施設よかこ物産館と、その３つ下の日奈久温泉施設ばんぺい湯、東湯納付金がございます。

最後に、５０ページをお願いします。

款２１・市債でございます。

まず、項１・市債、目１・総務債は１８億８９００万円でございます。地方財源の不足分を補填します臨時財政対策債は、昨年度より９７１０万円減の１８億３２５０万円が主なもので、国の地方財政計画をもとに見込んだもので

ございます。

次の目2・衛生債で、主なものは、環境センター建設事業の95%の6270万円、し尿処理施設整備事業、衛生処理センターの機械耐震化工事費の95%の4750万円でございます。前年度に比べ55億4300万円の減となっておりますが、これは環境センター建設事業費の減によるものでございます。

次に、目3・農林水産業債3億780万円は、前年度より8950万円の減となっておりますが、主な要因は、食肉センター解体事業の事業完了によるものです。節1・農業債で主なものは、上から、昭和地区等の県営経営体育成基盤整備事業負担金の90%に当たります9670万円、第二郡築地区等の県営排水対策特別事業負担金の90%の4860万円、2つ飛びまして、野崎地区などの県営湛水防除事業負担金の90%の3040万円でございます。次に、節2・林業債の主なものは、道整備交付金事業の5610万円で、これは林道の開設、改良などの事業費から県補助金を除いた額に、公共事業等債の90%と過疎・辺地対策債の100%分でございます。

次に、目4・商工債は4750万円でございます。節2・商工債3800万円はハーモニーホールの多目的広場改修に係る経費の95%でございます。

次に、目5・土木債は14億5980万円でございます。節1・道路橋梁債の主なものは、一番上の市内一円道路整備事業で、歩行空間バリアフリー化推進事業費、道路新設改良事業費、橋梁改修事業費の90%分、また、防災対策事業費の100%分、及び坂本、東陽、泉地域の道路新設改良事業費の100%分、また、その3つ下の東西アクセス改良事業で95%分などを合わせた7億2720万円でございます。

51ページをお願いします。

節3・港湾債は、八代港の国直轄事業及び重要港湾改修事業に係る県営事業負担金の90%の3億4200万円と、港湾施設改修事業は、鏡港泊地浚渫工事と日奈久港の長寿命化計画の事業費から国庫補助金を除いた額の90%の2650万円でございます。次に、節4・都市計画債の3億370万円の主なものは、西片西宮線道路整備事業で国庫補助金を除く95%の4020万円、市内一円の都市下水路整備事業で90%の4590万円、一番下の、八千把地区土地区画整理事業で国庫補助金を除く90%の1億4660万円が主なものでございます。

次に、目6・消防債は5610万円で、ポンプ車の購入や防火水槽設置など、消防施設整備事業の起債対象事業費から県補助金を除いた額の100%の5140万円が主なものでございます。

次に、目7・教育債は6億5260万円でございます。前年度と比べ4億2430万円増の主なものは、小学校債では、体育館などの非構造部材耐震化工事、太田郷小学校のトイレ改修事業による増加、中学校債では、第五中学校のプール整備による増加、社会教育債では、総合体育館の改修及び東陽運動公園の改修による増加でございます。内容は、節1・小学校債の2億7960万円は、日奈久小学校などの体育館非構造部材耐震化など小学校施設整備事業の95%と100%の1億7840万円と太田郷小学校トイレ改修事業の95%の9340万円が主なものでございます。節2・中学校債1億7640万円は、第五中学校のプール耐震化事業と第二中学校プールの耐震化設計などの学校プール耐震化事業で95%の8980万円、中学校の空調設備の設計を行う中学校空調設備設置事業で95%と100%の2510万円が主なものでございます。

52ページに移りまして、節3・社会教育債1億8480万円は、総合体育館小アリーナの

外壁改修などの総合体育館施設整備事業で95%の8310万円、東陽運動公園のグラウンド排水改修の東陽運動公園施設整備事業で100%の6070万円が主なものでございます。

次の目8・災害復旧債11億1730万円は、前年度より9億1000万円の増となっておりますが、市庁舎の解体に係るものが主な要因でございます。まず、市庁舎施設災害復旧事業は、庁舎の解体費や仮設庁舎のプレハブリース料などに100%の8億980万円、及び新庁舎建設災害復旧事業3億750万円は、文化財調査や松江水源地の仮設浄水池に伴う経費の100%でございます。

以上、平成30年度八代市一般会計予算に係る歳入の説明でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（前川祥子君） それでは、以上の部分について質疑を行います。

質疑ありませんか。

○委員（大倉裕一君） 質疑じゃないんですけど、教えていただきたいんですが、地方交付税が7億9000万ですかね。22ページですね。で、一本算定の減額額とその他というところまで説明いただいたんですが、具体的に一本算定でどれだけ減額になったのか、想定されているのかというところをお聞かせいただきたいと思います。

○財務部次長（松村 浩君） 地方交付税が昨年度の予算計上額から7億9000万の減でございます。

その理由でございますけど、先ほど委員からありましたように、合併算定がえ、いわゆる一本算定になったことによる減でございますが、平成30年度は差額分の5割相当分ということでございまして、前年度に比べますと約2億6000万円の減を見込んでます。

それに、あとは今回、市税のほうが増となっておりますので、市税が増になりますと、その

市税の75%分が地方交付税の基準財政収入額という収入の部分に反映されますので、その辺で約1億2000万程度が少なくなるとか、それにあとは地財のほうで、先ほど説明で申し上げましたが、2%ぐらい減になるんじゃないかということで、その辺も含めて約3億円ぐらいの減ということで、約7億9000万円の減を現在のところ見込んでるということでございます。

詳細はことしの7月ごろにはわかってくるというふうに思っております。

以上です。（委員大倉裕一君「はい、ありがとうございます」と呼ぶ）

○委員長（前川祥子君） ほかにありませんか。

○委員（古嶋津義君） 先ほども質問しましたが、市税の個人と法人、それぞれ所得割、法人税割の増となっております。先ほどの説明と一緒に、景気が回復をした、熊本地震等による影響ということで理解をしておかすんですね。

それと、19ページの地方揮発油譲与税が2000万ほど減額になっておりますが、前年度と比べて、その主な理由を教えてくださいと思います。

○委員長（前川祥子君） 挙手をお願いいたします。

○理事兼市民税課長（碓塚康浩君） 市民税課の碓塚です。

先ほど法人市民税につきましては説明いたしましたので、個人の住民税のほうを御説明したいと思いますが、30年度に関しましては、給与所得と農業所得が上がってきております。景気がよいということで、雇用情勢が回復してまいりまして、給与所得者のほうがふえてまいりました。納税義務者もふえてまいりまして、所得総額そのものも、前年、28年、29年と比較しますと28億5900万ぐらい所得そのものが上がっております。

それから、農業所得もですね、これが非常に、28年から29年にかけて、総所得額が55億5100万から72億1000万、16億5800万ほど所得そのものが上がっておりまして、農業が非常に、今、八代の場合はよくなっているということで、個人の住民税も当然上がってきておりますので、しばらくはこの傾向は、八代市の場合は何年続くかわかりませんが、今のところ全体的な景気がいいというところで、八代市の市税の収入に関しまして、もかなり見込めるのではないかというふうに思っております。

以上です。

○財務部次長（松村 浩君） 2つ目のお尋ねの地方揮発油税の減でございますけれども、一応この揮発油税といいますのは車のガソリンにかかっている税金がその財源となるわけでございますが、今回の見込みにつきましては、国の地方財政計画上、対前年に対しましても98.2と、マイナス1.8％に、全国的になるであろうというふうな見込みが立てられてるところでございます。

そこで、なぜ少なくなるかという主な要因でございますが、現在、車が結構ハイブリッドになったり電気自動車というのが普及をしてみました。そうしますと、どうしても消費するガソリンのほうが減ってくるわけでございまして、そちらのほうの影響が多分にこのガソリン揮発油税に影響してきているんじゃないかというふうに思われます。

以上でございます。

○委員（古嶋津義君） はい、わかりました。それとですね、同じその地方揮発油譲与税の中の1億3700万であります、42％が道路の特定財源だろうと思いますが、これは確実に、尾崎財政課長、行っとつとですか、道路のほうに。

○委員長（前川祥子君） 挙手をお願いしま

す。

○財政課長（尾崎行雄君） 歳入としては入ってまいります、一応特定財源ではございませんで、一般財源という形で入っております。

（委員古嶋津義君「はい」と呼ぶ）

○委員長（前川祥子君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） 以上で歳入等に係る質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） 以上で歳入等についてを終了します。

執行部入れかえのため、小会いたします。

（午前11時35分 小会）

（午前11時38分 本会）

○委員長（前川祥子君） 本会に戻します。

次に、歳出について説明を求めます。

まず、第1款・議会費について、議会事務局から説明願います。

○議会事務局長（東坂 幸君） こんにちは。

（「こんにちは」と呼ぶ者あり） 議会事務局の東坂でございます。

議案第5号・平成30年度八代市一般会計予算、歳出の款1・議会費につきまして御審議いただきますけれども、概要の説明とともに、本年度を踏まえ、30年度を迎えるに当たっての事務局長としての所見を申し述べさせていただきます。着座にて行います。

それでは、予算書の53ページをごらんください。

歳出総額は3億6785万8000円で、平成29年度と比較いたしますと2891万2000円、約7.3％の減額となっております。

この主な要因は、議員定数が4名減となったこと、——実質的には29年度と比較しますと

議員数が3名減となったことに伴います報酬、期末手当、共済費、費用弁償及び政務活動費の減額でございます。

例年、この予算審査の際に申し上げておりますが、議会費につきましては義務的経費の占める割合が大変大きく、人件費だけでも予算の約9割となっております。その予算の詳細につきましては、後ほど嶋田次長が説明いたしますので、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

さて、昨年のこの席では、市民の皆様方に対する情報公開の能力を高めるとともに、質の高い職務環境を議員の皆様方に提供することが我々議会事務局の責務であるなどの所見を申し述べておりましたが、現在の28名の議員の皆様方につきましては、新たに顔写真入りで紹介するなど、市議会ホームページの充実、あるいは本会議、委員会の録画放送までの時間短縮等によります情報提供の迅速化を図るとともに、平成28年熊本地震後、ここ鏡支所へ議会機能が移転して間もなく2年になろうとしている中で、御満足していただいているとはいいがたいものの、執行部の御協力を得て、会派控室の整備、及び情報収集用としてWi-Fi機器の設置に至りました。

平成30年度におきましては、市議会に対する市民の関心度は重要な指標であることを念頭に置き、議会活動を市民の皆様方に周知していくため、情報をさらに発信し、また、市民の皆様からの議会に対する声を取り入れ、より開かれた、より親しまれる議会の実現に向け、継続して取り組みたいと考えております。

議会、議員の皆様方の御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、次長より説明をいたします。

○議会事務局次長（嶋田和博君） 議会事務局の嶋田でございます。

歳出の議会費につきまして、着座にて説明を

させていただきます。

別冊となっております予算書の、今、お開きだと思いますが、53ページを改めてごらんいただきたいと思います。

今ほど局長からありましたように、議会費につきましては、平成30年度予算として3億6785万8000円を計上いたしております。今年度と比べて、全体で2891万2000円の減、率にして7.3%。その主な要因については、説明ありましたように、4名の議員定数の削減に伴うものでございます。

それでは、説明欄に基づき、節区分とあわせて説明をいたします。

まず、議員28人、一般職10人に係る報酬、給料等といたしまして、3億2446万2000円を計上いたしております。節区分で申しますと、1・報酬から4の共済費までがそれに該当いたします。

次に、議会運営事務事業でございますが、議会運営の円滑な遂行を図ることを目的といたしまして、議会運営全般にかかわる事務処理経費3331万6000円となっております。

議会運営事務事業における主なものを申し上げますと、節7・賃金の326万6000円は、公用車の運転管理業務及び議会事務局の事務補助に係る非常勤職員2名分の人件費でございます。節9・旅費の1318万円は、常任委員会並びに議会運営委員会の行政視察旅費530万円のほか、この節の中には会議出席費用弁償495万8000円などが含まれております。節10・交際費の60万円は、各種総会の会費などに支出するものでございます。節11・需用費の593万5000円は、やつしろ市議会だより4万9000部の年4回分の印刷経費402万2000円、八代市政の概要100冊の印刷経費113万4000円のほか、消耗品62万3000円などでございます。節12・役務費の8万3000円は、経済企業委員会

の海面調査に伴うクローニーベイハイ号の操船料などでございます。節13・委託料の736万円は、常任委員会や議会運営委員会などの委員会記録等作成業務委託に要します経費252万5000円、本会議録作成の業務委託に要します経費333万1000円のほか、会議録検索システムの保守点検委託料53万円、議会中継システム機器の保守点検委託料59万4000円などでございます。節14・使用料及び賃借料115万9000円は、会議録検索システムリース料といたしまして、ソフトウェアリース料89万5000円などが主なものでございます。

以上が、議会運営事務事業に伴う予算です。

次に、政務活動費交付事業についてですが、節19・負担金補助及び交付金1122万7000円につきましては、各会派に交付いたします政務活動費といたしまして1008万円を計上するとともに、全国市議会議長会や熊本県議会議長会及び各種協議会等にかかわります負担金119万7000円を含みました内容となっております。

以上が、平成30年度の議会費の予算概要となっております。審査のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（前川祥子君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

○委員（古嶋津義君） 先ほど東坂事務局長のほうから、支所の中で議会等があるということ、大分不便をかけているということでありましたが、まだまだ熊本地震から2年もたっておりませんし、復興復旧の途中、道半ばでありますので、我慢ではなくて、それで満足をしなが

らやっていきたいと思います。

ただ、常任委員会あるいは議会運営委員会、それから会派の視察等につきましてですね、まだまだ所見が十分でないという御意見等もありますので、その辺のところは自分自身も身を引き締めながらいきたいと思っておりますので、意見として申し上げておきます。

○委員長（前川祥子君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） 以上で第1款・議会費についてを終了します。

次に、第2款・総務費中当委員会関係分、第11款・公債費、第12款・諸支出金中当委員会関係分及び第13款・予備費について説明願います。

○総務部長（水本和博君） それでは、平成30年度の総務費の歳出予算を御審議いただくに当たり、関係します各部長から、まず予算案に対する考え方等を述べさせていただきたいと思っております。着座にて説明させていただきます。

○委員長（前川祥子君） どうぞ。

○総務部長（水本和博君） まず、総務部関連では、その基本としまして、平成30年度からの第2次八代市総合計画、並びに新たに示されました市長の3つの基本理念、5つの基本政策を念頭に置いた予算案といたしております。

なお、平成30年度は組織再編により総務部及び企画振興部が市長公室と総務企画部に再編されるとともに、秘書広報課で担当しておりました友好都市を初めとした国際関連の業務を、その取り組み充実のため、新たに設置いたします課、国際課において推進することといたしております。

それでは、まず、総務部秘書広報課の所管事業のうち、国際課に引き継がれるものとしまして、従来より実施しております市役所窓口への通訳者設置や日本語支援ボランティア養成の講

座などに引き続き取り組んでまいります。また、北海市との交流事業では、新年度におきましても青少年を中心とした友好交流団の派遣などを中心に、若者が世界に触れる機会の創出に努めたいと考えております。

一方、国際課の新たな取り組みとしまして、本年4月19日に台湾基隆市におきまして、基隆市との友好交流協定の調印を予定しております。本協定に基づき、産業経済、文化、観光、教育などの分野で相互交流を促進し、両市の発展につなげてまいります。今後の基隆市との交流を八代市と世界が結びつく次の大きなステップとして位置づけ、新たな視点での展開を図ってまいりたいと考えております。

また、今後国際化推進に当たり、さまざまな課題に対して基本的な方針や計画を定める必要がございます。新年度においては、このための予算は計上してはおりませんものの、平成31年度中の計画策定に向けて、平成30年度は計画策定の準備の年と位置づけまして、調査研究に当たりたいと考えております。

次に、広報広聴の部門では、市の方針や考え方への御理解をいただくため、広報やつしろの充実による情報発信はもとより、さまざまなメディアを活用し、必要な情報をタイムリーに提供してまいります。また、市民の皆様から広く声を聞き、その声を市政運営の参考にするため、平成30年度において市内各校区を巡回する市政懇談会を開催したいと考えております。さらに、八代市の将来を担う若い世代が若者の目で市政を身近に感じる機会として、3年ぶりに中学生議会も開催したいと思っております。

次に、人事管理部門では、八代市の行政機能をフルに発揮するために、職員自身のスキルアップや意識改革、モチベーション維持が重要な要素でございます。職員の資質向上には職員研修の充実や人材育成のための環境づくりが重要であると認識しております。

そのため、行政ニーズを的確に把握し、その時々に応じた職員研修を多角的、計画的に実施することで、職員一人一人の資質向上、意識改革等を図り、より質の高い行政サービスを推進してまいります。

特に平成30年度では、人材育成のための環境づくりとして、これまでの各種研修会参加に加えまして、職員が人材育成の基本である自己啓発に取り組みやすい環境の整備として、業務に関連する資格取得のための支援に取り組んでまいります。

また、人材の確保は重要な課題であり、新たな任用制度によります任期付職員や再任用職員の適正配置により制度の有効活用に取り組むとともに、人事評価制度の適正な運用により、職員のモチベーション向上に努めてまいります。

一方、職員の心身両面にわたる健康管理は最も基本的な重要事項でございまして、八代市心の健康づくり計画に沿った取り組みに加え、ストレスチェック制度の有効活用など、職員の勤務環境の改善にも力を入れてまいります。

総務部といたしましては、新年度に市長公室並びに総務企画部に引き継ぎます各事業におきまして、行政に対し市民が求める、正確でスピーディーな対応を基本にしつつ、市政の見える化を念頭に、時代の変化に柔軟に対応した業務展開に取り組んでまいります。

以上、総務費における総務部の総括とさせていただきます。

○企画振興部長（宮村明彦君） 皆さん、こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）企画振興部長の宮村明彦でございます。

平成30年度予算の企画振興部の方針を、説明を座ってさせていただきます。よろしくお願いいたします。

総務部長の説明にありましたとおり、4月に組織機構の再編を行うことにしておりますけれども、現在所管しております企画振興部の予算

につきまして、その説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

現在、企画振興部は、企画政策課、情報政策課及び坂本支所、千丁支所、鏡支所、東陽支所、泉支所の5支所で構成をされています。

まず、企画政策課の事業といたしまして、今年度におきましては、2018年度から2025年度までの8年間の八代市の基本方針を定めます、最上位計画となる第2次八代市総合計画基本構想及び基本計画、及びその総合計画を下支えする第3次行財政改革大綱を策定いたしました。次年度以降は、これらの計画を推進促進するため、事業の進捗管理をしていかなければなりませんし、積極的に情報公開をしていかなければならないと考えております。

また、市長の基本政策、5つの柱につきましては、重点戦略の一部として取りまとめることとしております。その進捗管理といたしまして、毎年3000人の市民からアンケート調査を実施し、事業推進に市民指標として反映させることといたしております。

昨年10月に再編いたしましたバス路線及び乗合タクシーにつきましては、いろいろな御意見を寄せていただいておりますことから、来年度は地域ごとに乗り方や停留所、主要施設へ乗り継ぎ時刻等をわかりやすく説明した公共交通マップ、時刻表、パンフレットを作成し、全戸に配布し、利用促進を図ってまいりたいと考えております。

また、荒瀬ダム撤去に伴う関連事業といたしまして、地元住民とこれまで協議を重ね、国、県、市、住民の役割分担をし、市は川遊びの拠点整備を行うこととしており、そのための設計を行ってまいります。また、かわまちづくり事業といたしまして、球磨川左岸の遥拝堰下流左岸高水敷を整備するため測量設計を行います。地域の活性化はもとより、寄港回数が増加傾向にあるクルーズ客船をもにらんでまいりたいと

考えております。

また、八代天草架橋建設促進事業といたしまして、費用対効果にとどまらない、地震等防災の観点から、危機管理としてのダブルセーフティーネットとしての視点、また、観光、物流の視点から、官民一体となり構想を策定をすることといたしております。

行政改革推進事業といたしましては、多種多様化する行政需要に応じるため、市民と連携し、限られた行政資源の効率的な活用を図り、新たな財源確保やアウトソーシング等を図っていかねばならないと考えております。

情報政策課の事業といたしまして、住民票等39業務の基幹システムの運用や氷川町と運用している八代地域イントラネット運用事業を継続してまいります。また、市内地域間情報格差の解消に向け、光ブロードバンドの整備に取り組んでいかねばならないと考えております。

最後に、5つの支所の事業といたしまして、市民サービスの最前線といたしまして、明るく笑顔で丁寧な対応に心がけてまいります。また、まちづくり協議会のアドバイザーとして助言、連携し、地域づくりを支援してまいります。

引き続き、地域づくりの幅広い自主的な活動に対し助成金を交付し、地域に寄り添い、住みやすく、幸せが実感できる地域づくりに寄与してまいります。

以上で平成30年度企画振興部当初予算の方針の説明を終わります。

○財務部長（岩本博文君） 財務部、岩本でございます。

それでは、平成30年度当初予算関係での財務部の主な事業につきまして、座りまして説明をさせていただきます。

まず、財政が所管する関係でございますが、ふるさと納税につきましては、八代地域限定の

魅力ある特産物などをお礼の品として、寄附金の増収と地域活性化に取り組んでいます。29年度の寄付金額は約1億7000万円を見込んでおり、前年の2億5000万円からは震災復興支援が一段落したことなどにより減少しています。30年度はインターネットのポータルサイトのPR内容を強化した特別プランの活用やお礼の品をさらに充実することで八代市の魅力発信を行いながら、自主財源の確保に努めてまいります。

また、公共施設等の更新、統廃合、長寿命化など、本市の公共施設等の管理に関する基本的な考えを示す八代市公共施設等総合管理計画を昨年3月末に策定しており、30年度からは施設管理者で個別計画を作成することにしてありますが、公共施設等の有効かつ効率的な管理運営に役立つファシリティマネジメントの研修を開催するなど、計画作成の支援を行ってまいります。

次に、新庁舎建設関係でございますが、昨年2月に基本設計、実施設計の設計業者を選定し、30年度の設計完了を目指し、平成29年度に基本設計の完成を見込んでおりましたものの、基本設計における新庁舎の機能、配置などについての内部の協議や調整、旧庁舎の重機、機材の整理等に時間を要しており、基本設計の素案の作成がおくれております。素案ができた段階で専門知識を持たれた学識者に意見をお聞きすることから、現時点では本年6月くらいまでかかる見通しとなっております。基本設計終了後は、速やかに実施設計へ着手する予定としております。

今回、設計期間の延伸はありますものの、現在想定しております工事期間につきましては一層の進捗管理に努め、当初の予定どおり、平成32年度末完成を目指し取り組んでいきたいと考えております。なお、本庁舎の解体工事につきましては、7月ごろからを予定しております。

す。

次に、税関係でございますが、市民税につきましては、好景気により個人及び法人市民税の税収がふえており、また、軽自動車税においても平成28年度の税率改定から税収増となっております。また、固定資産税におきましては、平成30年度は3年ごとの評価がえの年であり、土地と家屋につきまして、国が示す評価基準に基づき、不動産鑑定等により評価額の見直しを行ったところであります。引き続き、公正公平な課税に努めてまいります。

また、税の徴収につきましては、引き続き、滞納整理の早期着手を行い、現年度課税分の収納率向上と翌年度への滞納繰り越しの抑制を図ります。また、徹底した財産調査を行い、差し押さえ等の滞納処分を強化することで累積滞納額の削減に努めるとともに、税負担の公平性を確保してまいります。

29年度から納税課内に債権対策室を新たに設け、強制徴収公債権についての一元的な滞納整理に取り組んでおり、30年度も引き続き取り組みを強化してまいります。

以上、主な事業について申し上げたところでありますが、財務部は財政を預かっておりまして、財政面では財源の確保に努め、健全な財政を維持し、将来にわたって持続可能なものとなるよう財政を運営していきたいと考えております。

以上、財務部の説明とさせていただきます。

○市民環境部長（國岡雄幸君） それでは、当委員会所管の総務費中、市民環境部が所管いたします当初予算の主な事業につきまして、総括及び方針の一端を着座にて説明させていただきます。

○委員長（前川祥子君） どうぞ。

○市民環境部長（國岡雄幸君） まず、市民活動政策課が所管いたしております住民自治の推進についてでございますが、現在、それぞれのまちづくり地域協議会におきまして、創意工夫

のもと、それぞれ特色のあるまちづくり活動を展開していただいております。

平成29年4月から地域協議会に委託しておりますコミュニティセンターの一部管理業務は、平成30年度、新たに3校区が希望され、計16の地域協議会に管理業務を受託していただく予定でございます。今後も協働によるまちづくりを推進していただくために、地域の自主性、主体性を尊重し、地域の皆さんの要望や意見をしっかりと受けとめて取り組んでまいります。

次に、コミュニティセンターの維持管理及び施設整備でございますが、住民の皆様にも安心して施設を快適に利用いただけるよう維持管理を行い、あわせて、復旧・復興プランに基づき、コミュニティセンターにおける防災拠点としての機能の充実を図るとともに、誰もが利用しやすい施設となるよう、計画的に整備を進めてまいります。

また、市政協力員関係でございますが、昨年度坂本校区を初め、地域の実情などから市政協力員の受け持ち担当地区の見直しを検討され、市へ要望がありましたことから、それに応じて、平成30年度から坂本校区ではその再編を行います。今後も地域の実情を考慮するとともに、市政協力員の皆様のお声をいただきながら、受け持ち地区の再編や業務内容などの見直しを検討してまいります。

次に、人権政策課の所管でございます人権政策についてでございますが、人権が尊重されるまちづくりの実現を目指して、市民一人一人の人権意識の高揚を図りながら、人権啓発の推進に取り組んでまいります。

また、男女共同参画の推進につきましては、女性の意欲や行動力を高めるための支援やワーク・ライフ・バランスの推進を実施しながら、男女共同参画社会の推進を図ってまいります。

なお、平成30年度末で現在の男女共同参画

計画の計画期間が終了しますことから、今年度実施しました市民意識調査、事業調査等を踏まえ、31年度からの新たな男女共同参画計画を30年度中に策定することといたしております。

最後になりますが、市民課におきましては、ワンストップサービスの一環として、証明書発行等の窓口一本化に取り組んでまいりましたが、本年1月からは税証明書交付事業に加え、国民健康保険税、後期高齢者保険料、介護保険料の納付額明細書の交付も開始しております。常駐の案内係員としてフロアマネジャーを継続して配置し、引き続き、便利、優しい、わかりやすい、早い窓口を目指して取り組んでまいります。

以上が、市民環境部が所管しております当初予算に関する総括及び方針の一端でございます。今後も市議会を初め、市民の皆様の御意見をお聞きしながら、改善すべきところは改善し、事業の着実な遂行に努めてまいりたいと考えております。

なお、この後、各事業の内容につきましては担当次長から説明がございますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（前川祥子君） それでは、執行部の説明の途中ではありますが、午前中の審査はここまでとし、しばらく休憩いたします。

午後は1時5分から再開いたします。

（午後0時06分 休憩）

（午後1時05分 開議）

○委員長（前川祥子君） 休憩前に引き続き、総務委員会を再開いたします。

それでは、午前中の議案第5号・平成30年度八代市一般会計予算中、歳出の第2款・総務費中当委員会関係分、第11款・公債費、第12款・諸支出金中当委員会関係分及び第13款・予備費について、説明の途中でありましたの

で、引き続き本件についての説明を聴取したいと思しますので、執行部より説明をお願いいたします。

○財務部次長（松村 浩君） こんにちは。
（「こんにちは」と呼ぶ者あり）それでは、歳出につきまして、座らせて御説明をさせていただきます。

議案第5号・平成30年度八代市一般会計予算のうち、款2・総務費、款11・公債費、款12・諸支出金、款13・予備費の総務委員会付託分について御説明します。

説明に当たりましては、職員給与費は省略し、新規の取り組みや事業費の大きいものを中心に説明させていただきます。

それでは、53ページの下の表をお願いします。

款2・総務費でございます。

まず、項1・総務管理費、目1・一般管理費で26億7992万5000円を計上しております。前年度に比べ1億165万5000円の増となっておりますが、職員給与経費の増やふるさと納税事業の関連経費の増が主な要因でございます。

54ページをお願いします。

説明欄中段の少し上でございますが、消費者被害救済事業709万円は、常時2名体制の消費生活相談員の報酬553万4000円、毎月2回実施の無料法律相談の弁護士謝礼66万7000円が主なものでございます。

次に、2つ下の入札・契約・検査事務事業550万1000円は、熊本県・市町村電子自治体共同運営協議会に対する電子入札システム負担金480万8000円が主なものでございます。

次に、4つ下の出張所関係事業1633万円は、出張所に勤務する非常勤職員10名の賃金1258万3000円、社会保険料206万3000円などでございます。

次に、2つ下の臨時職員関係等事業1967万9000円は、産休代替等緊急対応の臨時職員賃金として1500万円、及び社会保険料281万9000円がその主なものでございます。

次に、3つ下の職員派遣事業2682万2000円は、熊本県市長会東京事務所、熊本県大阪事務所などに派遣している職員の帰庁報告、赴任、帰任などの旅費213万5000円や派遣職員の住宅借上料650万2000円、県人事交流職員給与等負担金1800万円などでございます。

次の職員研修事業1313万2000円は、市町村職員中央研修所、全国建設研修センター、自治大学校などへの派遣旅費474万5000円、問題解決力向上研修、タイムマネジメント研修などの事業委託料381万2000円、通信教育や自治大学校等の実務派遣研修の研修負担金342万3000円、資格取得助成などの自己啓発助成60万円が主なものでございます。

次のふるさと納税事業1億8653万7000円は、臨時職員2名分の賃金及び共済費の290万円やふるさと納税謝礼の報償費1億535万円、寄附の申し込みから入金管理、特産品の配送管理などを一括管理するふるさと納税業務委託4226万1000円、また、申し込みサイト上での各種特別掲載手段の活用など、さらなるPR拡充を図るふるさと納税広告掲載等PR業務委託3250万8000円が主なものでございます。

なお、特定財源として、全額、ふるさと元気づくり応援寄附金を予定しております。

55ページをお願いします。

上から3つ目の北海市交流事業（派遣）の135万8000円は、北海市に八代市友好派遣団を派遣し、市民レベルでの草の根的交流の継続を狙い、両市の友好関係をさらに深めるもの

でございます。ホームステイや北海市内の教育文化施設見学等による現地の中学生や市民との交流を予定しております。団長以下15名分の旅費130万6000円が主なものでございます。同じく、受け入れ分の103万6000円は、北海市代表団の受け入れに伴う部屋借上料38万4000円、同代表団の歓迎会及び期間中の食事代など食糧費45万3000円が主なものでございます。

次に、2つ下の市政協力員関係事業1億1920万8000円は、市政協力員334名の報酬1億437万4000円、市政協力員事務費400万8000円が主なものでございます。平成30年度から坂本校区における市政協力員担当地区再編に伴い、市政協力員がこれまでの377名から334名となることから、報酬や事務費などが削減となっております。また、市政協力員担当地区再編事業補助金を創設し、再編された地区に対して、月1万5000円を基礎額として3年間交付する経費として774万円を新たに計上いたしております。

次の台湾基隆市友好交流事業132万8000円は、平成27年8月に八代港と基隆港で調印した友好交流確認書を契機に相互交流がなされていく中、両市の発展に向けた親善を促進するため、基隆市において友好交流協定の調印に要する旅費79万6000円が主なものでございます。

続きまして、目2・文書広報費で1億6369万9000円を計上しております。前年度に比べ456万9000円の増でございますが、主にケーブルテレビ事業特別会計繰出金の増によるものです。

まず、文書管理事務事業（本庁）の6566万6000円は、浄書印刷室のパフォーマンスチャージ料424万1000円、コピー用紙、印刷機インク等の事務用品822万4000円、郵便料5000万円などでございます。

その下からの文書管理事務事業の各支所の経費も、支所で一括管理しております印刷機のパフォーマンスチャージ料やコピー用紙代、印刷機インク等の事務用品、郵便料などでございます。

次に、広報広聴活動事業3609万3000円は、広報やつしろ印刷費3389万1000円、市公式ホームページのシステム保守料92万円、中学生議会関係経費11万8000円、みんなと未来を語る市政懇談会関係経費5万7000円が主なものでございます。

中学生議会開催につきましては3年に1回開催しており、市内17校の中学生を対象に、夏休み期間の実施を予定しております。また、みんなと未来を語る市政懇談会につきましては、30年度より新たな取り組みとして実施するもので、市政の見える化を推進するため、市長が市内各校区を巡回し、市の政策や重点事業の進捗状況等を報告するとともに、市民の意見を市政運営の参考とするため、市民との懇談会を開催するもので、2年に1回の開催を予定しております。

特定財源としまして、広報紙広告掲載料544万3000円、ホームページ広告掲載料99万円がでございます。

次に、ケーブルテレビ事業特別会計への繰出金としまして、4833万2000円を計上しております。

続きまして、目3・会計管理費で1019万2000円を計上しております。会計管理事務事業の主なものは、一般会計及び特別会計の決算書などの印刷費129万5000円、公金振替手数料186万7000円、OCR読取作業委託料266万8000円のほか、今年度から新たに指定金融機関派出業務手数料204万6000円を計上しております。

次は、目4・財産管理費で10億6858万4000円を計上しております。前年度に比べ

6億8261万6000円の増でございますが、本庁舎解体工事費の増が主な要因でございます。

まず、市庁舎管理運営事業（本庁）1億8463万9000円は、守衛や庁舎案内員の賃金2290万円、及び社会保険料289万1000円、仮設庁舎や賃借している民間ビルでの電気料、水道料、下水道使用料などの光熱水費1807万1000円、電話料730万円、清掃業務や機械保守点検業務などの委託料2104万8000円、仮設庁舎や倉庫のリース料、T Sビル賃借料などの使用料及び賃借料1億489万8000円が主なものでございます。

特定財源として、仮設庁舎などの市債1億340万円のほかに、庁舎案内板の広告収入120万円などがございます。

56ページをお願いします。

上から5つ目までの各支所の市庁舎管理運営事業も同様に、電気料、水道料、下水道使用料などの光熱水費や電話料など支所庁舎の維持管理に要する経費でございます。

次の市庁舎施設整備事業（鏡支所）の642万6000円は、鏡支所南側の進入路及び駐車場の舗装工事費でございます。

次の市有財産管理事業（本庁）の1957万7000円は、集中管理している公用車の燃料費149万1000円、市全体の公用車の自動車重量税575万6000円のほか、消防署泉分駐所横の斜面に亀裂が生じているため、のり面工事を行うための設計費及び工事費として666万7000円が主なものでございます。

次に、3つ下の各種損害保険加入事業4108万2000円は、市有施設の火災保険料1330万5000円、市全体の公用車の自賠責保険料及び任意保険料で1264万6000円、市有林の森林保険料354万5000円が主なものでございます。

次の廃校施設管理運営事業992万8000

円は、学校の統廃合に伴って廃校となった旧河俣小学校ほか6校の維持管理経費で、電気料、水道料、下水道使用料などの光熱水費188万6000円、警備、浄化槽、給水設備などの保守点検業務などの委託料493万7000円のほか、29年度末で廃校となる八千把小学校浜分校の不用物処分手数料113万6000円が主なものでございます。

次のファシリティマネジメント推進事業137万9000円は、ファシリティマネジメント推進アドバイザーの経費60万3000円、職員研修の経費として47万3000円が主なものでございます。

次に、庁舎解体等事業に7億695万6000円を計上しています。これは、本庁舎の解体工事費に7億円、庁舎解体工事に伴う工事監理業務委託に420万円、仮設倉庫リース料140万円、公用車駐車場賃借料135万6000円でございます。なお、本庁舎の解体は、本年7月からを予定いたしております。

特定財源としまして、市債の一般単独災害復旧事業債を7億640万円予定しております。

次は目5・企画費で1億5457万6000円を計上しております。前年度に比べ2440万7000円の増は、かわまちづくり推進事業に30年度から取り組む経費の増が主なものでございます。

まず、説明欄の上から3つ目の定住促進対策事業457万6000円の主なものは、移住相談会、ふるさと回帰フェア等の移住・定住イベントへの旅費29万7000円、定住支度金20万円、やつしろ・まち・ひと・しごと対策推進会議委員謝礼等16万5000円でございます。

また、新たな取り組みとして、民間事業者からの移住者向け支援を募集し、市で民間支援をクーポンブックにまとめ、移住者等に配付する移住応援クーポンブック事業2万1000円、

若者の地元定着を図るため、市内の学生による八代市と大都市の暮らしを比較研究するワークショップを開催し、学生による学生視点の八代暮らしパンフレットを作成するやつしろ学生ラボ企画運営事業委託375万3000円を計上しております。

特定財源として、国庫支出金の地方創生推進交付金208万7000円とふるさと八代元気づくり応援基金繰入金187万6000円を予定しております。

次に、3つ下の八代・天草架橋建設促進事業134万9000円は、八代天草架橋建設促進民間協力期成会事業補助金47万5000円のほか、八代天草架橋建設促進期成会が実施します広域的な物流、観光等発展構想の策定に伴う臨時負担金82万4000円が主なものでございます。この広域的な物流、観光等発展構想の策定につきましては、熊本地震を機に、ダブルセーフティーネットの必要性や大型クルーズ船寄港回数的大幅増など、八代・天草架橋を取り巻く状況が大きく変化していることから、B/C費用便益比でははかれない広域的な物流、観光及び災害面の効果を具体的に示し、八代・天草架橋の必要性をクローズアップするために策定するものでございます。

次の、並行在来線経営分離対策事業2317万8000円の主なものは、肥薩おれんじ鉄道運行支援対策事業補助金2269万8000円でございます。

57ページをお願いします。

上から3つ目の振興センターいずみ管理運営事業790万6000円は、指定管理委託料613万1000円、非常用照明器具取りかえなど施設の修繕料159万6000円が主なものです。

次に、2つ下の住民自治推進事業6725万6000円は、市内地域協議会のコミュニティ活動活性化補助金630万円、及び地域協議会

活動交付金6059万5000円が主なものでございます。コミュニティ活動活性化補助金につきましては平成29年度までの支援としていましたが、全地域から要望もあり、平成30年度は、地域におけるまちづくりの中長期的な共通目標を定める地域まちづくり計画の作成に重点を置き、さらなる組織運営の強化とコミュニティ活動の活性化、積極性を後押ししていくために、1協議会当たり年30万円を上限とし、平成30年度も継続して支援を行うこととしています。

なお、特定財源としまして、まちづくり交流基金繰入金630万円を予定しております。

次に、3つ下の各支所地域振興事業250万円は、支所管内の地域づくり活動の充実や住民自治及び防災意識の向上を図るため、支所に属する地域、地区内で行う地域づくり活動に対して助成金を交付するもので、支所ごとに50万円を計上しています。

次の熊本地震復興祈願事業948万3000円は、総合体育館の落成記念事業としてNHKのど自慢を平成31年2月に予定しているもので、舞台照明等の委託料736万2000円、会場使用料197万1000円が主なものでございます。

次の荒瀬ダム撤去対策事業600万円は、川遊びの拠点施設整備に伴う設計委託経費を計上しております。本年度からの新規事業となりますが、県営荒瀬ダム撤去に伴う地域課題解決のため、地域振興に向けた事業を実施するものでございます。内容としまして、坂本地区に新たな水辺空間の創出を図るため、国と連携し、道の駅さかもと周辺及びボートハウス周辺の施設整備を行うもので、国が行います階段や護岸等の水辺整備と、市が行います管理棟や駐車スペース等の拠点整備を一体的に整備していくもので、平成30年度から平成31年度までの事業期間を予定しております。

なお、特定財源としまして、まちづくり交流基金繰入金600万円を予定しております。

次のかわまちづくり推進事業は、遥拝堰下流左岸高水敷整備に伴う測量設計委託として2000万円を計上しております。これも本年度からの新規事業となりますが、球磨川・新萩原橋周辺地区のかわまちづくり事業として、球磨川河川敷にあります遥拝堰下流の左岸高水敷一帯を多目的スペースとして整備を行うもので、国の基盤整備と並行し、平成30年度から32年度までの3カ年で整備を行うものでございます。

なお、特定財源として、まちづくり交流基金繰入金2000万円を計上しております。

次の総合計画関係事業197万2000円は、平成30年度からを計画期間とする第2次八代市総合計画策定後の進行管理において施策評価を導入する予定としており、施策の評価に当たり、市民評価として無作為抽出した市民3000人に対し市民アンケート調査を実施するものでございます。

続きまして、目6・情報推進費で3億700万1000円を計上しております。前年度に比べ6189万6000円の増となっていますが、これは内部情報システムにおいて29年度は再リースで運用していましたが、本年度のシステム更新に伴い経費が増加することが主な要因でございます。

説明欄の上から2つ目の基幹システム運用事業9111万6000円は、住民基本台帳、税情報など39業務のシステム使用料7368万8000円、入力データ作成委託料986万8000円が主なものでございます。

次に、八代地域イントラネット運用事業6497万9000円は、八代地域内の公共施設約140カ所を結ぶ高速通信網の運用経費で、通信回線利用料2769万2000円、ネットワーク設備使用料3492万6000円が主なも

のでございます。

特定財源として、氷川町からの負担金977万2000円を予定しています。

次の情報化端末等運用事業5696万4000円は、複合機、プリンター139台分の賃借料518万3000円、職員に配備しているパソコン1326台分のリース料2944万8000円、インターネット等利用における画面転送サービスの使用料1524万1000円のほか、端末用ソフトウェア使用料として709万2000円などでございます。

次の内部情報システム運用事業7421万7000円は、財務会計、人事給与などの内部業務のシステム運用管理及びシステム保守を行うもので、現行システムの保守期限が平成31年9月となっていますことから、本年度はシステムの更新を予定いたしております。経費の内訳としましては、現行システムの保守料1018万5000円のほか、システム更新経費として、現行システムからのデータ移行委託1487万2000円、新システムの導入委託4628万2000円が主なものでございます。

次に、2つ下のサーバ管理運用事業1181万3000円は、インターネットや行政ネットワークの庁内共通サーバーの管理を行うもので、ウイルス対策ソフトウェア211万7000円、サーバー保守や運用支援の委託料378万7000円、サーバー等の機器等リース料590万9000円でございます。

続きまして、目7・交通防犯対策費で1億2310万7000円を計上しております。前年度に比べ1195万9000円の増の主な要因は、生活交通確保維持事業におきまして、乗合タクシーの運行に当たり、業務委託から実績に応じた補助金の交付へと見直しを行ったことが主な要因でございます。

まず、防犯活動推進事業788万8000円は、八代地区防犯協会負担金485万円、氷川

地区防犯協会連合会負担金215万8000円が主なものでございます。

次の防犯灯設置事業539万4000円は、坂本、千丁、鏡、東陽地域の市管理の防犯灯の電気料109万9000円、LED防犯灯など防犯灯設置補助金400万円が主なものでございます。

58ページをお願いします。

上から2つ目の交通安全指導員関係事業796万3000円は、交通安全指導員78名の報酬351万円、非常勤職員の交通安全教育講習員2名の賃金278万6000円及び社会保険料45万7000円、交通指導員の被服購入費76万4000円が主なものでございます。

次に、生活交通確保維持事業6423万3000円は、乗合タクシー運行事業補助金5162万4000円のほか、バス路線等の地域版マップや主要施設への乗り継ぎ時刻表などを作成し、全戸へ配布するモビリティマネジメント事業業務委託1089万6000円などを計上いたしております。

続きまして、目8・人権啓発費で1億2862万4000円を計上しております。

まず、人権啓発推進事業1059万5000円は、八代地域人権教育のための推進会議分担金184万円、市人権問題啓発推進協議会交付金410万円のほか、平成30年11月に八代地域で開催されます部落解放第31回熊本県研究集会に係る経費395万円が主なものでございます。

次に、3つ下の人権相談事業395万5000円は、人権相談員2名分の報酬324万3000円のほか、人権案件に係る相談業務の機能強化を推進するため、法的、心理的に専門性の高い相談を受け付けるため新たに設置します人権特別相談員の報酬6万円などでございます。

次の男女共同参画啓発事業129万8000円は、男女共同参画情報誌Mi☆Raiの発行

経費42万円、いっそDEフェスタ委託料76万円が主なものでございます。

次に、2つ下の男女共同参画計画策定事業269万5000円は、男女共同参画計画策定業務委託でございまして、八代市男女共同参画計画の計画期間が平成30年度末で終了となりますことから、平成29年度に実施しました市民意識調査及び市内事業所調査、市民等ワークショップ等の内容を踏まえ、平成31年度から平成35年度までの5年間の新たな計画を策定するものでございます。

次の青少年健全育成事業940万5000円は、街頭指導などに当たる青少年指導員の報酬403万9000円、青少年相談員2名の報酬324万3000円のほか、昨年10月に制定しました条例に基づき設置した八代市いじめ調査委員会の委員6名分の報酬12万円を新たに計上いたしております。

59ページをお願いします。

目9・コミュニティセンター費で1億8468万円を計上いたしております。前年度より3691万9000円の増でございますが、コミュニティセンター整備費の増によるものが主な要因でございます。

まず、コミュニティセンター維持管理事業の1億1894万8000円は、21カ所のコミュニティセンターの維持管理経費で、内容としては、電気料やガス代などの光熱水費2624万4000円、電話料や清掃手数料などの役務費280万4000円、平日や夜間の受付窓口業務委託2463万6000円、及び施設の一部管理業務を実施しますコミュニティセンター管理業務委託4690万3000円でございます。なお、コミュニティセンター管理業務につきましては、平成30年度より郡築、宮地、東陽の3地域を加えた16地域協議会となるほか、これまでシルバー人材センターへ委託していた窓口業務委託についても、希望する7

施設で地域協議会への委託に変更するものでございます。

特定財源として、施設使用料の1032万7000円などがございます。

次のコミュニティセンター施設整備事業の6573万2000円は、主なものとしまして、高田コミュニティセンターの改築工事実施設計業務委託2411万7000円、第1次避難所としての機能を充実させるための整備としまして、日奈久、千丁のコミセンバリアフリー化改修工事909万4000円、金剛、宮地、鏡のコミセントイレ洋式化改修工事1233万7000円、及び金剛、日奈久の空調機購入1030万8000円でございます。

なお、特定財源としまして、国庫支出金75万5000円、市債として緊急防災・減災事業債2700万円、合併特例債2290万円、その他収入に寄附金460万円を予定しております。

続きまして、目10・公平委員会費で、事務事業経費として127万8000円を計上しております。

次に、目11・諸費で6392万7000円を計上しております。

国県支出金等返還金事業1000万円は、前年度分の国県支出金の精算に伴う返還金の準備金でございます。

60ページをお願いします。

次に、市税還付金事業5000万円は、前年度の法人市民税などの精算に伴う還付金の準備金でございます。

続きまして、項2・徴税費、目1・税務総務費で5億1746万5000円を計上しておりますが、前年度に比べ3372万6000円の増となっておりますが、主に職員給与経費の増によるものでございます。

なお、特定財源の国県支出金は、県の県民税徴収事務委託金でございます。

歳出の内容は、市民税、資産税の事務事業経費でございます。

61ページをお願いします。

目2・賦課徴収費で9776万6000円を計上しております。前年度と比べ2288万7000円の減でございますが、固定資産税に係る地番現況図等作成業務委託において、昨年は評価がえに伴い航空写真撮影を行っていたことによる減が主な要因でございます。

なお、特定財源としまして、その他に徴税手数料、督促手数料などがございます。

まず、市民税賦課徴収事務事業2066万5000円は、納税通知書などの印刷製本費237万9000円、コンビニ納付に対応するための封入封緘業務委託料685万8000円、電子申告などを行うeLTAXのシステム使用料521万円、地方税電子化協議会等負担金217万3000円が主なものでございます。

次に、資産税賦課徴収事務事業3400万4000円は、地番現況図等作成業務委託料489万3000円、土地鑑定評価業務委託料1233万2000円、固定資産税納税通知書作成等業務委託料534万6000円が主なものでございます。

次の滞納整理事務事業4309万7000円は、納税相談員2名減の7名分の報酬1369万円、及び社会保険料224万4000円、また、納税窓口相談員1名と滞納整理事務補助員の1名分を合わせた賃金314万9000円、納付書つき督促状などの印刷製本費345万6000円、コンビニ収納事務委託料481万7000円、収納支援システムのリース料585万3000円が主なものでございます。

62ページに移りまして、項3、目1・戸籍住民基本台帳費で2億5087万1000円を計上しております。前年度と比べ1129万6000円の増でございますが、職員給与費の増や、通知カード、マイナンバーカード関係事務

交付金の増が主なものでございます。

なお、特定財源としまして、国県支出金の国の通知カード、個人番号カード関連事務補助金や、県からの権限移譲として、旅券の申請受けや交付等に関する事務委託金などがあります。また、その他の財源には、住民票や戸籍謄本などの発行手数料などがあります。

まず、戸籍住民基本台帳事務事業3677万3000円は、窓口対応の非常勤職員及び臨時職員の賃金、社会保険料など2043万円、戸籍システムのリース料及び保守点検委託料1058万5000円が主なものでございます。

次の番号制度導入事業3213万8000円は、個人番号制度対応機器リース料及び保守点検委託で321万9000円、通知カード及びマイナンバーカード関係事務交付金2576万8000円が主なものでございます。

次のコンビニ交付事業521万8000円は、住民票などをコンビニで交付するための経費で、コンビニ交付システム使用料224万2000円、J-LIS運営負担金270万円が主なものでございます。

続きまして、項4・選挙費、目1・選挙管理委員会費で4882万7000円を計上しております。選挙管理委員会事務事業279万1000円は、選挙管理委員4名の報酬133万円が主なものでございます。

続きまして、63ページでございますが、目2・県議会議員選挙費で1713万4000円を計上しております。

特定財源として、全額、県支出金を予定しています。

この選挙は、平成31年4月29日の任期満了に伴う準備経費でございまして、職員の時間外勤務手当191万のほか、県議会議員選挙事業の主なものは、投票所入場券印刷や発送の郵便料で662万7000円、ポスター掲示場作製、設置、維持、撤去業務などの委託料524

万4000円、投票管理システム保守委託料139万2000円でございます。

64ページをお願いします。

項5・統計調査費、目1・統計調査総務費で2392万7000円を計上しておりますが、主に職員3名分の職員給与経費でございます。前年度に比べ874万7000円の減でございますが、職員給与費の減が主なものでございます。

次に、目2・基幹統計費で961万4000円を計上しております。前年度に比べ440万6000円の増でございますが、これは就業構造基本調査事業が終了し、新たに漁業センサス事業と住宅・土地統計調査事業が行われたことによるものでございます。

特定財源としまして、国県支出金に県の漁業センサス委託金や住宅・土地統計調査委託金などがございます。

説明欄の漁業センサス事業148万5000円は、全国及び地域別の漁業の生産構造、就業構造を明らかにし、水産行政施策に関する基礎資料を得るため、5年ごとに漁業従事者、団体等を対象に調査するもので、統計調査員117万円の報酬が主なものでございます。

特定財源としまして、全額、県補助金があります。

65ページに移りまして、住宅・土地統計調査事業631万3000円は、住生活関連諸施策の基礎資料を得ることを目的に、5年ごとに国が実施するもので、統計調査員、指導員の報酬566万7000円が主なものでございます。

特定財源としまして、全額、県補助金があります。

次に、項6、目1・監査委員費で5474万2000円を計上しておりますが、常勤監査委員や一般職の職員給与費のほか、監査事務事業269万円は、非常勤監査委員2人の報酬15

9万2000円が主なものでございます。

以上で総務費を終わります。

それでは、ページが飛びまして、115ページをお願いします。

款11・公債費でございます。

項1・公債費、目1・元金で、長期債償還元金事業として56億8335万7000円を計上しております。これは、学校改築や道路整備など、建設事業などの財源として市が金融機関等から長期に借り入れた、長期債の返済の元金分でございます。

続きまして、目2・利子で4億7691万5000円を計上しております。説明欄の、まず長期債償還利子事業4億7571万5000円は、建設事業などの財源として市が金融機関等からの長期借入れに対する利子分でございます。次の一時借入金利子事業120万円は、一時的な資金不足を補うために市が金融機関から借り入れる際の利子でございます。

続いて、款12・諸支出金でございます。

項1・基金費、目1・財政調整基金費423万4000円、目2・土地開発基金費186万円、目3・市有施設整備基金費235万1000円、目4・減債基金費82万円は、基金運用で発生する利子を積み立てるもので、特定財源として同額の利子を計上いたしております。

目5・ふるさと八代元気づくり応援基金費1億1468万8000円は、県を通じたふるさと納税寄附金100万円と本市に直接寄附されるふるさと納税寄附金から、ふるさと納税事業に充当した残りの1億1346万3000円と基金から発生します運用利子22万5000円を積み立てるもので、特定財源としまして、国県支出金に県からの100万円、その他に寄附と基金運用利子を計上しております。

目6・まちづくり交流基金費84万4000円は、基金運用利子を積み立てるものでございます。

116ページをお願いします。

目7・平成28年熊本地震復興基金費295万4000円は、29年度に県の復興基金から交付されるものを原資として創設した基金でございます。30年度の県の復興基金を活用した基本事業の実施に伴い交付される事務費交付金のうち、事業に充当できない分262万9000円と基金から発生します運用利子32万5000円を積み立てるものでございます。

最後に、款13・予備費でございます。予算執行における緊急対応分として、予備費2000万円を計上しております。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくをお願いします。

○委員長（前川祥子君） それでは、以上の部分について質疑を行います。

質疑ありませんか。

○委員（古嶋津義君） 56ページ、目の5・企画費の中の結婚活動応援事業、5団体にということですが、100万だいいけん20万ずつということですか。5団体で20万か。ですか。効果のほどが。

○企画政策課長（田中 孝君） 企画政策課、田中でございます。

効果ということでございますが——申しわけありません、はい、済いません、お待たせしました。

本事業は、委員おっしゃるように、上限20万で5団体に結婚活動応援補助金として行っているものでございます。

実績として申し上げますと、平成29年度、本年度では、5団体でカップル数合計の15組は誕生してるところでございます。ただし、今現在でまだ実施をしていないところがございしますので、これ以上ふえるのではないかというふうに思っております。

参考までに、平成28年度の実績で申し上げますと、参加者で104名、カップル数で10

組というふうにお伺いしてるところでございます。

以上でございます。

○委員（古嶋津義君） 2点目ですが、55ページ、市庁舎管理運営事業1億8463万9000円、この中身は、案内板も先ほどの説明では入っていたと思いますが、実はきょうですね、電話がありまして、総合病院側のあそこの公用車の入り口の、今、あつですたい。総合病院側の道路側、公用車が。あそこに何か案内板の小さかとのあつとでしょ。ところが、一般のですね、方が、入ってこられるそうです。それでちょっとトラブルなんかあって、職員が注意しても、私のように優しい人はよかばってん、何かやっぱりやかましかつもおらすそうですたい。で、もう少し入られんなら入られんごつ、太か看板を立ててくれという、けさ電話がありましたので、多分、尾崎課長のところだと思いますので、その辺のところ御配慮お願いしときます。

○財政課長（尾崎行雄君） お世話になります。現地を確認しまして検討したいと思います。（委員古嶋津義君「はい」と呼ぶ）よろしくお願いします。

○委員長（前川祥子君） ほかにありませんか。

○委員（大倉裕一君） 55ページの総務管理費かな、一般管理費で、基隆との友好交流事業132万8000円上げてあります。先ほど部長の説明の中でも今年度計画をしていきますということだったんですけど、まず、その調印にどなたが行かれるのかですね。市長はわかるんですけども、ほかにどういった方を予定されているのか。それから、その計画というものがいつごろで上がるものなのか、そのあたりをお聞かせいただいてよろしいでしょうか。

○国際港湾振興課長（緒方 浩君） こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）国際港湾

振興課の緒方でございます。よろしくお願いいたします。

大倉委員御質問の件ですけれども、どなたが行かれるのかというところでございますが、予算的には7人の予算を計上しております。これは、市長を含め執行部の職員合わせて7人分というところでございますけれども、これにあわせてまして経済団体ですね、それとロータリークラブの皆様方、これ、予算では関係ございませんけれども、総勢40名前後で向こうの基隆市のほうにですね、訪問したいというふうに考えておるところでございます。（委員大倉裕一君「計画はいつごろでき上がってでしょうか」と呼ぶ）

○委員長（前川祥子君） 計画はいつごろで上がるかでよろしいですか。（委員大倉裕一君「交流するのに計画を考えたい、検討していきますという話は、私の聞き間違いでしょうか」と呼ぶ）

○財務部次長（松村 浩君） 先ほど私の説明の中では、計画を策定するということは一応言っておきませんので、そちらのほうでは今のところないと。

○委員（大倉裕一君） 総務部長の……（「総務部長が言われた」と呼ぶ者あり）はい。何というんですかね、意気込みといいますか、当初予算に向けた意気込みの中で、基隆との友好都市を今後調印するけれども、国際化発展の大きなステップとして、平成30年度は計画、調査ということでお言葉があったかなというふうに受けとめたんですけども、もし私の受けとめが間違ってるんでしたら御指摘いただきたいと思いますし、それがそのように発信されてるのであれば、具体的にいつごろをめどに進めていられるのかということをお聞かせいただきたいと思います。

○総務部長（水本和博君） 先ほど最初の、冒頭のところで私のほうから発言しましたよう

に、今、大倉委員の御質問にありました点につきましては、30年度予算では計画策定そのものの予算上の措置は予定はしていないということと、平成31年度の中で計画を策定していくということで、これは国際化に関します基本方針、それと、基本計画、——名称はどうか分かりませんが、こういったものを平成31年度の中で策定していきたいというようなこととございますので、基本としましては31年度の1年間の中、単年で計画をつくる作業というふうなところを考えておるところでございます。

以上でございます。

○委員（大倉裕一君） 済いません、1点聞き漏らしました。この訪問団というのは、いつ行かれる予定でしょうか。

○国際港湾振興課長（緒方 浩君） 大倉委員の御質問にお答えいたします。

友好交流の締結日を4月19日を予定しておるところでございますので、前の日の18日に行って20日までの2泊3日ですかね、というふうな計画で考えておるところでございます。締結日は4月19日を予定しておるところでございます。

○委員（大倉裕一君） もう間もなくということで、1カ月ぐらいということで、事業を予算が可決すればすぐということになると思うんですけども、市として交流事業が必要だということで進めていかれるんだというふうに思います。計画は今年度予算には上げてないと、計画をつくる予算は上げてないということでありましたけれども、必要であればですね、必要だからこそ交流事業をされるんだと、締結を結ばれるんだと思いますので、30年度予算にでも計上していただいて、補正でも計上していただいて、より早く計画を進めていかれるべきではないかなということをつけ加えときたいというふうに思います。

○委員長（前川祥子君） 意見ですか。

○委員（大倉裕一君） そこは意見で、はい、扱っていただければ幸いです。はい。

それからですね、荒瀬ダム撤去対策事業ということで、まちづくり交流基金を活用された地域振興に向けた事業が計画をされているようです。600万円を委託費ということで計上してあるんですが、この川遊びの拠点施設整備というものはどういったイメージのものをつくれようとしているのか、その点をお聞かせいただきたいと思います。

○企画政策課長（田中 孝君） 企画政策課、田中でございます。

川遊びの拠点施設という形で設計委託費600万を計上しておりますが、こちらにつきましては、荒瀬ダム撤去に伴います地域課題の解決に向けた取り組みとして進めるものでございます。イメージといたしましては、道の駅さかもと周辺にですね、住民自治協議会等でお持ちのボート等を入れる倉庫であったり、または事務所、または川遊びとして来場者が使われるシャワー室、トイレ等を整備する予定でございます。

以上でございます。

○委員（大倉裕一君） その事業については、坂本まちづくり協議会というんですか、そちらのほうでされるということになるんでしょうか。市が具体的な事業をやっていくということになるんでしょうか。そのあたりはどんななってますか。

○企画政策課長（田中 孝君） 坂本住民自治協議会のほうが中心になって川遊びというのを進められるというところで調整しておるところでございます。（委員大倉裕一君「はい、結構です」と呼ぶ）

○委員（大倉裕一君） 同じく、かわまちづくり推進事業ということで、遙拝堰下流左岸ということで、そちらのほうに計画をされてる点に

についても、現在の方針的なところをお聞かせいただきたいと思います。

○企画政策課長（田中 孝君） かわまちづくり推進事業につきましては、今現在、平成27年3月の国の登録を受けました、かわまちづくり計画というのがございます。こちら、この球磨川・新萩原橋周辺地区のかわまちづくり協議会というのをつくりまして、さらにその下に実行委員会というのをつくっております。この実行委員会には地元の高田の地域住民の皆様、または環境団体の皆様、さらに国土交通省、私どもも入った上で、いろんな御意見を含めて左岸側の取りまとめ、どういう形で使うかというのを取りまとめたところでございます。

現在の予定といたしましては、検討結果を踏まえまして、多目的な芝生広場であったり、通路、駐車スペース、トイレ、水飲み場等をつくる予定としてですね、今回、測量設計委託費を上げさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○委員（大倉裕一君） 何となくというイメージがわかったんですけども、タイミングを見計らった情報公開ということもですね、お願いをしておきたいというふうに思います。

コンビニ収納と交付事業について、両方合わせてよろしいでしょうか。

コンビニの収納と交付に予算計上が上がってるんですけども、現在の実際の利用状況等をあわせて御説明いただければと思います。

○委員長（前川祥子君） 執行部はどなたでしょう。

○市民課長（川野雄一君） 市民課の川野でございます。よろしくお願いいたします。

コンビニの交付事業でございますけど、これは28年の6月から開始しておりまして、28年度が、利用件数からしますと1145件でございます。それと、本年度ですけど、29年度の2月末でございます、2月末現在のところ1

289件の利用があつてるところでございます。

以上でございます。

○納税課長（機智三郎君） 納税課の機でございます。よろしくお願いします。

御質問の内容は、コンビニ収納の利用率ということによろしゅうございますでしょうか。

（「実績」と呼ぶ者あり）実績。

コンビニ収納のほうは、税関係につきましては昨年度から実施しておりまして、昨年度の市税と国保税の合計の利用率としましては全体の17.4%が件数ベースではコンビニ収納で納付されております。金額ベースで申しますと9%というところでございます。29年度の3月中旬までの実績で申しますと、件数ベースで全体の19.9%、金額ベースで9.8%ということで、前年度分と比べますと多少ふえているところで、コンビニ収納の周知のほうも幾らか進んだのではないかというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○委員（大倉裕一君） 濟いません、納税のほうで全体の17.4%とおっしゃられても、全体がわからないとその比率が私つかめませんので、全体の件数、金額というものを教えていただければと。

○納税課長（機智三郎君） 28年度の全体の件数としましては50万9150件ございまして、そのうちコンビニで収納されたのが8万8526件となっております。

以上でございます。

○委員（大倉裕一君） ありがとうございます。コンビニ収納、かなり利用率が高いんだというのが改めてわかりました。

今から収納率のアップとかですね、私の知合いの方も早くコンビニ収納ができないのかなというふうなところを言っていらっしゃいましたので、またより、また数値が伸びていくんで

はないかなというふうに思いますけれども、周知等図っていただきながら、またコンビニ収納の充実を図っていただければと思います。

○委員長（前川祥子君） ほかにありませんか。

○委員（橋本隆一君） お尋ねします。57ページの熊本地震復興祈願事業という、載っておりますけど、祈願という、具体的にどういったなのかっていうのがちょっとイメージしにくいので、ちょっと何かイメージしやすい事業で説明していただけたんですか。

○企画政策課長（田中 孝君） 企画政策課、田中でございます。

簡単に申しますと、NHKののど自慢を実施するということでございます。

○委員（橋本隆一君） 了解です。大変失礼ですが、のど自慢を本市でやるということで、これ948万、（「948万」と呼ぶ者あり）948万も、失礼ですけど、かかるのかなって思ったんですけども、そんなにかるもんなんですかね。

○企画政策課長（田中 孝君） 申しわけありません。内訳といたしましては、会場の設営、舞台装置、照明、その他観客席の設営等のほうにトータルすると500万程度が一番多くかかるところだということでございます。

○委員（橋本隆一君） あと残り400万ちょっと、いろいろな諸経費ということで。ただ、本当にNHKののど自慢というイメージで、自分も今びっくりしたんですけど、1000万ぐらいかかるってことが、常識的に大体他の自治体においてされる場合、そんなかかるわけですかね。

○企画政策課長（田中 孝君） こちらのほう、設営業者等につきましても、ある程度NHKさんのほうから御指定の設営業者さん、または機材等につきましてもある程度決められたところの機材の業者さんというような形でござい

ましたものですから、そちらのほう見積もりとりまして、予算要求をさせていただいたところでございます。

○委員（橋本隆一君） もうそれはしょうがないと思うんですけど、感想としてはちょっと、えらいかかるなというイメージがありました。

（「歌手が二人来るけん」と呼ぶ者あり）歌手が二人か。なるほど。

○委員長（前川祥子君） ほかにありませんか。

○委員（村川清則君） さっき大倉委員の質問のあれで、コンビニ交付事業の平成28年で1145件で、29年度の2月末で1289件とありましたが、窓口との割合とかわかりますか。それとあわせて、マイナンバーカードの普及状況とかわかればお願いします。

○市民課長（川野雄一君） 済いません、窓口交付との割合ということですけど、窓口交付が大体15万件ぐらいですね、年間ございます。その中の1000件強ぐらいの利用ということで、済いません、利用率のほうははじき出さないちょっとわかりませんので、申しわけございません。

それともう1点がマイナンバーカードの普及ですね。マイナンバーカードにつきましては、現在のところですね、申請者数は30年1月現在で1万3720人でございます。割合としましては10.6%。それと、その中で実際交付を受けられた人が1万2009人でございます。これは人口からすれば9.3%の普及率ということになってるところでございます。

以上でございます。

○委員（村川清則君） 何か今後こうやってふやしていきましようとかありますか。

○市民課長（川野雄一君） 今、企画サイドのほうでマイナンバー普及のキャンペーンをやっておられまして、そこで一般の市民の方にも呼びかけられて、それから、私からちょっと答え

ていいかわかりませんが、市の職員の方にもですね、そういうことで普及を取り組まれているところでございます。

はい、以上でございます。

○委員（村川清則君） ありがとうございます。

そして、55ページの市政協力員関係事業で、坂本町が再編によって43地区ですかね、減少するというので、まあ想像はつくんですが、この主な理由とかわかりましたら。

○市民活動政策課長（福本桂三君） 市民活動政策課、福本です。よろしくお願いします。

この経緯としましては、平成28年度、平成29年度において東陽校区におきまして、それと、平成29年度には坂本校区において、地域要望が行われております。その内容については、地域では人口減少とか高齢化の要因だとかで市政協力員の担い手がないということになっております。このままでは地域の、地区の再編統合は避けられない状況となっているものの、統合した場合、一時的に受け持ち地区の範囲が広くなりまして、市において連絡員等の事務処理のための費用を補助してほしいという要望が上げられたために、担当部署であります市民活動政策課で検討しまして、補助金の創設を行って交付に至ったということでございます。

以上です。

○委員（村川清則君） この間、ちょっと知り合いちゅうか、私の高校時代の恩師が市政協力員をやっておられて、六百何十件ある町の市政協力員さんで、少ないところもなり手がいないとか悩みがあるけれども、多いところもかなりなり手がいないんだそうです。誰もなり手がいないから引き続きやってんだと。要するに、町民の方、権利だけ主張して、それに参加して事故があったときには責任は誰がとるんだとかいんなことを言われて、要するに、町自体の行事するにも支障があるし、役員のなり手がいな

いということで悩んでおられます。そこは、600、700人の町ですから2つに分けてほしいというような考えも持っておられました。

1つの市政協力員さんが受け持つ世帯数というんですかね、将来的にはそれもある程度数値化して何かまとめたほうがいいような気がする、将来的にですよ。今すぐというわけではございませんけれども。でないと、いろいろ報酬とか。まあ、ボランティアでやってらっしゃるんでしょうから、報酬とかも余り関係ないのかもしれないけれども、いろいろそういうなり手がいないというのは、別にそういう人口が少ない村とか町だけではないんだということをひとつ頭に入れておいてください。これは要望です。

○委員長（前川祥子君） 要望。要望ですね。はい。ほかにありませんか。

○委員（大倉裕一君） 総務費の冒頭で、職員研修事業の中で、今年度というんですか、30年度の予算から、自己啓発ということで資格取得の助成を行うということになってたと思います。職員さん、その資格というのも幅広くあると思うんですけども、この取得に向けた助成はどういった面で助成を出していかれるのか。何かこう、ある程度の縛りをつけられているのか、条件をですね、されているのかどうか、そのあたりお聞かせいただけますか。

○人事課長（白川健次君） 人事課、白川です。よろしくお願いいたします。

来年度からですね、新たに始めます自己啓発に係る支援事業でございますが、業務に関連したですね、資格の取得ということで限定をさせていただいて、その内容としましては、資格取得のための受講料、それから受験料、その2分の1以内、上限につきましては1万5000円を上限ということでの助成を予定しているところでございます。

以上です。

○委員（大倉裕一君） 業務に関連したというとり方もですね、非常にこう、幅広くとれるところがあるのかなというふうに思いますので、そこはもう一つこう、細かな要綱をといいますか、そういったところもしっかり整理をされて、自己研さん、自己啓発される分についてはですね、反対はいたしません。非常にいいことだと思いますので。ただ、市民に説明のつく内容であってほしいと思いますので、その点はしっかりと要綱あたりを定めていただきたいと思います。以上です。

○委員長（前川祥子君） 要望で、はい。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） ないようでしたら、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

○委員（古嶋津義君） 新規事業の台湾基隆市友好交流事業でありますけれども、先ほど説明がありましたように、執行部から7名行かれるということではありますが、国際港湾都市としてこれから飛躍するには大変重要な事業だと思いますので、ぜひ進めていただきたいと思います。

ここまでの意見でございますが、これから少し違いますばってん。

実は、経済団体も40名ほど同行されるということでありましたが、さきの一般質問で、天草架橋の話で伊良部大橋の視察をされたということで経済団体にお話を聞きました。そしたらですね、議会は何で行かんとかいというお話がありました。ただ、うちとしてもまだ予算化されておきませんので、その辺のところは真摯に受けとめて、これから考えますというお答えをしておきましたので、そういうお話をさせていただきました。

意見はさっきまでのところまでです。

○委員長（前川祥子君） ほかにありません

か。

○委員（大倉裕一君） まずもって4名の部長さんから総括といいますか、予算にかける思いということでまとめのお話をいただきました。感謝を申し上げたいと思います。その言葉の中にですね、この予算の中には入っていない、やはり今、八代に求められるものも言葉として述べられたものがあります。

まずは各部長さんが申し上げられた今年度の予算の執行を的確に迅速に進めていただくということと、それに加えて、予算に入っていない、八代に今必要とされているものも織りまぜて説明をいただいたと思ってますので、その事業についても進めていただくようお願いをしたいというふうに思うところです。

それからもう一つは、定住促進対策についてであります。日ごろから定住促進対策については市のほうでも重点的に取り組んでいただいているものというふうに思っております。今回も学生をですね、巻き込んだ形で取り組みがされるようでありますけれども、やはり住んでみたい八代になるようにですね、いろんな面から、例えば、今回も国保とか介護保険とかっていうのが値上げになるような提案があつてんですけども、さまざまな多角的な面で検討をしていただいて、八代に本当にこう、人が住んでいただけるような魅力を発信していただきたい。そのための促進事業であってほしいというところを意見として申し上げたいというふうに思います。

○委員長（前川祥子君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） 以上で、第2款・総務費中当委員会関係分、第11款・公債費、第12款・諸支出金中当委員会関係分及び第13款・予備費についてを終了します。

執行部入れかえのため、小会いたします。

(午後２時１５分 小会)

(午後２時１７分 本会)

○委員長（前川祥子君） 本会に戻します。

次に、第８款・消防費について、総務部から説明願います。

○総務部長（水本和博君） それでは、消防費の予算案につきましての基本的な考え方につきまして、まず、私のほうから申し上げさせていただきます。着座にて失礼いたします。

一昨年の熊本地震を境にしまして、市民の皆様の防災に対する意識、思いというものは従来に比べ極めて高くなっておられまして、行政に対する災害に強いまちづくりへの期待も格段に大きくなっております。

また、地震以外にも、台風を初めとした風水害ほか、経験した過去の例だけでは想定できないような異常気象による災害が多発しております。自助、共助、公助の考え方を基本に、個人でやるべきこと、住民同士で協力してやるべきこと、行政でやるべきことのそれぞれの役割分担を明らかにする必要がございます。

こういったことを踏まえまして、平成２９年度に八代地域防災計画の見直し作業を行っておりますが、新年度も市民の皆様と行政が協働して課題解決に当たっていくという考えに立ちまして、災害への事前の準備と万一の災害発生時において八代地域における危機管理機能が十分に機能するよう体制の整備を図りながら、市民の財産と命を守るための取り組みに力を入れてまいります。

とりわけ、熊本地震の経験と反省を踏まえ、今後起こり得る地震を初めとしたあらゆる大規模災害への備えとして、災害発生に対する全市的並びに地域的な危険性の周知、避難所の安全性確保、災害時に備えた資機材や備蓄品の確保、拡充、こういったものを図ってまいります。

このため、全戸へ配布する新たな防災マップ作成やＪアラート設備や気象観測装置の機器の更新、また、全市的な防災行政無線の整備につきましても検討を進めてまいります。

また、消防団活動においては、平成２９年度において団員の報酬額見直しなどによる処遇改善を図りましたが、引き続き活動環境を充実させるために、団員の新基準活動服の再整備や国県補助金の有効活用を念頭に、装備品、資機材など、計画に拡充していくこととしております。

一方、近年、消防団員数が減少傾向にある中、団員の確保は大きな課題として捉えております。このため、女性や学生に向けた加入促進、市の職員による新たな本部分団設置など、消防団組織の強化に努めてまいります。

災害に強いまちづくりを進めるためには、ハード面の整備とあわせ、地域住民の防災意識のさらなる浸透や地域での自主防災組織の強化といったソフト面での取り組みも重要であります。避難所運営での近隣住民の協力や自分の命は自分で守るための啓発などに対し、できるだけ地域に出向きながら、きめ細やかな指導や啓発活動、協力要請などを積極的に行ってまいりたいと考えております。

以上、消防費につきましての新年度予算案についての基本的な考え方でございます。

以降、詳細につきましては、丸山総務部次長より説明を申し上げます。

○総務部次長（丸山平之君） 総務部次長の丸山でございます。

平成３０年度八代市一般会計予算書のうち、歳出の消防費関係について説明をさせていただきます。着座にて説明させていただきます。

○委員長（前川祥子君） どうぞ。

○総務部次長（丸山平之君） それでは、平成３０年度八代市一般会計予算書のほうをお開きいただきたいと思います。

16ページです。

まず、歳出予算、款8・消防費全体で、平成30年度予算額は21億5597万9000円で、前年度に比べ1億3978万2000円の減、約6.1%減となっております。これは、熊本地震を受け、平成29年度は防災対策事業で地域防災計画改訂委託料や避難所の被災度区分判定調査業務委託、落下物調査業務委託等を行っていましたが、その分が減となったこと、また広域行政事務組合の氷川分署関係費負担金が減となったことが主な要因でございます。

平成30年度は防災対策事業で、八代市総合防災マップの作成やウェブ版ハザードマップの構築、Jアラート設備機器の更新や気象観測装置の機器更新等を予定しております。また、防災行政無線の基本計画の調査業務に着手することとしております。

それでは、個別にですね、款8の消防費について、97ページをお願いいたします。

款8、項1・消防費、目1・常備消防費ですが、平成30年度予算額は17億3990万7000円、前年度に比べ4035万1000円の減、2.3%減となっております。これは、日奈久分署用地購入費が1365万1000円と、昨年に比べ1070万3000円増と、また、新たに新開分署購入負担金が2345万円増となったものの、氷川分署関係費用の負担金がですね、659万9000円と、前年に比べ5474万1000円減となったことによるものです。

広域行政事務組合負担金事業では、広域行政事務組合の消防本部通常運営経費が16億9019万3000円のほか、日奈久分署、氷川分署関係費用と鏡署、新開分署用地購入費等に対する負担金が主なものでございます。

特定財源として、県支出金19万6000円、その他事務手数料11万2000円があり

ます。

目2の非常備消防費では、平成30年度予算2億8868万3000円で、前年度に比べ2291万円の減、7.4%の減となっております。これは、消防操法大会等事業で、市の操法大会が隔年開催で平成30年度は開催がないこと、消防団育成及び消防団員教育事業で、平成29年度は自治体消防制度70周年記念式典等がありましたが、これがないこと、また、消防団活動事業で、退職見込者の減による退職報償金の減が主な要因でございます。

消防操法大会等事業では、予算額158万5000円で、出初め式経費62万5000円、県の操法大会費96万円が主なものです。

次に、消防団育成及び消防団員教育事業では、予算額649万5000円で、消防団73分団の運営費補助247万4000円や年末警戒補助金234万円、消防団幹部先進地研修60名の94万8000円が主なものです。

次の消防団活動事業では、予算額1億9457万8000円で、消防団員2450名の報酬6488万1000円、退職報償金掛金4800万円、退職報償金135名分の5197万5000円、出動手当、延べ7625人分1372万5000円が主なものでございます。

特定財源として、諸収入で消防団員退職報償金など5309万2000円がでございます。

次に、消防団整備事業では、予算額8602万5000円で、内訳は、小型ポンプ積載車普通車5台、及び軽自動車2台分で3932万7000円、小型動力ポンプ7台で1665万8000円、消防団員新基準活動服は3年間で全団員へ配備することとしており、875万1000円、団員の無線機器47セットの296万5000円、団員の半長靴——長靴ですけれども、130足分140万4000円が主なものです。

特定財源として、県支出金で3895万50

00円、市債で3040万円があります。

次に、予算書の98ページですが、且3の消防施設費の平成30年度予算額は3177万9000円で、前年度に比べ1037万9000円の増、49%の増となっております。これは、消防施設整備事業で防火水槽新設工事、日奈久の馬越町と高下西町の防火水槽新設が主な要因です。

消防施設整備事業の防火水槽以外では、消防格納庫建てかえ、これは八代31分団の興善寺班ですが、300万円、固定配管新設工事、坂本、葉木地区128万6000円、屋外消火栓の格納庫152万1000円、消火栓の負担金785万7000円が主なものです。

特定財源として、県支出金で100万円、市債で2010万円があります。

次に、且4・防災管理費ですが、平成30年度予算9561万円、前年度に比べ8690万円の減、47.6%の減となっております。これは、当初全体でも述べましたが、前年度に地域防災計画の見直しや被災度区分判定調査、落下物調査業務委託等があったものが今年度減となったことによるものです。

防災訓練事業では、予算額175万円で、内訳は、総合防災訓練に162万1000円と住民参加型防災訓練、ことしは高田、昭和、泉校区の3カ所ですが、12万9000円です。

次に、防災対策事業では、予算額3676万4000円で、内訳は、職員用防災服を3カ年で支給することとし、職員360名分、466万6000円、Jアラート設備機器更新518万4000円、TVデータ放送、デタポンですが、放送料116万7000円、自主防災組織の活動支援補助金50万円、総合防災マップ等作成の1875万円、避難所表示板、看板等の製作で77万1000円、ウェブ版の防災マップ作成等で170万7000円が主なものです。

特定財源として、県支出金1275万6000円、市債で470万円、基金の繰入金で765万9000円、諸収入で総合防災マップ広告収入料の150万円があります。

次に、防災行政無線整備事業では、予算額4135万4000円で、内訳は、MCA屋外拡声機移設工事、これは高田コミセンですが、378万円、保守点検業務委託903万円、防災無線等電波利用負担金205万1000円、防災行政無線基本計画及び調査業務委託で1590万9000円が主なものです。防災行政無線につきましては、総合的な見直しと再整備をすることとしており、平成30年度に調査、平成31年から32年に設計、工事を予定しているところです。

次に、災害時用備蓄資材整備事業は、予算額1106万6000円で、内訳は、ふるさと八代元気づくり応援基金活用事業分で備蓄資材消耗品421万3000円、避難所備蓄資材、鏡コミセン、グリーンパーク坂本、緑公園の3カ所にですね、353万2000円、泉支所に備蓄倉庫整備で293万3000円が主なものです。

特定財源として、県支出金で380万5000円、基金繰入金で589万4000円、市債で90万円があります。

次に、避難行動要支援者関係事業の予算ですが、61万6000円で、地域福祉基金活用事業で避難行動要支援者システムの保守料45万4000円が主なものとなっております。

特定財源は、全額、地域福祉基金繰入金となっております。

以上が消防費の平成30年度当初予算計上の主な事業内容です。御審議方よろしくお願いたします。

○委員長（前川祥子君） それでは、以上の部分について質疑を行います。

質疑ありませんか。ありませんか。

○委員（古嶋津義君） 消防施設の整備事業の中でも防火水槽でありますけれども、今回は2基ですかね。公共施設ならいいんですけど、私設といいますか、個人の住宅の中にもあるところもあるようでありますので、これは予算的に、仮の話ですが、10基とかそういうのはでけんわけですね。予算的には。

○危機管理課長（南 和治君） 危機管理課の南です。よろしくお願いします。

今回予算計上しておりますのは、2基分での積算金額になります。毎年、要望とかですね、等が上がったところで実際に設置可能なところを判断いたしまして、予算計上しております。今回たまたま2基、2カ所が用地が確保できたというところでの予算計上しておりますので、たくさん用地が確保できてですね、そういった要望があれば、精査をさせていただいて、当然、2基でなくても3基、4基というふうに予算のほうは獲得していきたいというふうに思っております。

以上です。

○委員（古嶋津義君） 防火槽ある、——五、六分程度はもてますが、消火栓はですね、余りもちませんもんですから、水利の悪いところ、ぜひ多目につくっていただければ助かるということであります。

それと、消防団員の皆さんには市民の皆さんの生命、財産を守るという崇高な消防精神のもと、大変私どもも感謝しているところでございますが、その中で、消防団の育成、及び消防団員の教育事業であります、幹部が先進地の視察研修をしますが、これは60人一度に行かれるわけですか。例えば、方面隊別に行かれるんですか。

○危機管理課長（南 和治君） 年1回ですね、これはまとまって、分団長以上に御案内をさせていただいて、バス2台で研修に行っております。（委員古嶋津義君「はい、わかりまし

た」と呼ぶ）

○委員長（前川祥子君） ほかにありませんか。

○委員（大倉裕一君） 防災行政無線整備事業でお尋ねをしたいと思います、現在の無線とといいますか、放送設備から切りかえていかれるということだと思っておりますけれども、済いません、私も不勉強なところがあるんですが、屋内におって聞こえづらい、大雨のときなんかですね、放送設備で放送されても屋内まで聞こえないと。そういったところまで改善をするような今回の計画なんでしょうか。そのあたりをお聞かせいただけますか。

○危機管理課長（南 和治君） 今回予算計上しておりますのは、簡単に言いますと、そういったところも含めて検討していくということです。

現在整備しておりますのは各地域によってばらつきがあります、屋外だけの設備とですね、屋内に整備されているところと、地区にばらつきがあります。当然、屋内も屋外もあつたほうがいいのかとは思いますが、そういったことで全て整備しますと多額の費用がかかりますので、いろんな組み合わせを考えながらですね、どれが一番経費も抑えられて一番効果的なのかということも含めて検討していきたいというふうに思っています。

○委員（大倉裕一君） 今、南課長がおっしゃったように、いろんな方法があるというふうに思います。多額のお金をかけての投資ですので、後戻りすることのないようにですね、しっかりと検討をしていただいて、どの手法がベストなのか、ベターじゃなくてベストな手法をですね、しっかり選んでいただきながら事業推進を図っていただきたいと思います。

○委員長（前川祥子君） 意見ですね。はい。

○委員（古嶋津義君） 関連としてお尋ねしますが、合併前に防災行政無線ばそれぞれ町村で

つけましたですね。メーカーが違いますけん、あれは周波数も違うとですかね。ばらつきのあつとでしょう。

○危機管理課長（南 和治君） 周波数は旧自治体ごとに違っております。それと、一番違うのは、今、八代市ですね、旧八代市内でつくったものは、一般に言われる防災無線と違って、MCAという方式でですね、俗に言えば、昔一昔ちゅうか、タクシー無線とか使われていたところの周波数を使っていますので、それぞれでばらばらのシステムということになってます。

○委員（古嶋津義君） うちあたりも屋内につけてあるんですけど、常時屋内におらんもんだいけんですね、やっぱりちょっと屋外のも必要かなという思いもありましたのでお尋ねをして、その辺のところぜひ検討していただいて、お願いをしておきたいと思います。

○委員長（前川祥子君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） なければ、これより採決いたします。

議案第5号・平成30年度八代市一般会計予算中当委員会関係分について、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（前川祥子君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入れかえのため、小会いたします。

（午後2時40分 小会）

（午後2時41分 本会）

◎議案第12号・平成30年度八代市ケーブルテレビ事業特別会計予算

○委員長（前川祥子君） 本会に戻します。

次に、議案第12号・平成30年度八代市ケーブルテレビ事業特別会計予算を議題とし、説明を求めます。

○企画振興部長（宮村明彦君） お世話になります。ただいまありましたように、議案第12号・平成30年度八代市ケーブルテレビ事業特別会計予算につきまして、企画振興部の予算方針を述べさせていただきます。座ってさせていただきます。

本市のケーブルテレビ事業は、坂本、東陽、泉地域におきます難視聴対策、地域間の情報格差是正という中山間地域が抱える課題を解決することを目的に、合併前の平成16年度に東陽地域、翌17年度に泉地域全域と坂本地域の一部、続く平成18年度に坂本地域全域でサービスを開始し、30年度は事業開始から15年目を迎えることとなります。

本事業につきましては、平成24年度と26年度に利用料金の改訂を行い、加入者への御負担をお願いするとともに、28年度から指定管理者制度へ移行し、より効率的な運営に努めてまいりました。

しかしながら、先ほども述べましたとおり、開局から既に15年が経過していることから、機器や伝送路の老朽化、超高速、大容量化したインターネットへの対応など、課題の対応が必要な状況となっております。また、ケーブルテレビ事業開設の際、旧3村で借り受けておりました過疎対策事業債などの起債、合計約17億7000万円につきましては、平成30年度をもって償還が終了する予定となっております。

このような状況を踏まえまして、平成29年度は更新のための伝送路などの基礎調査を実施したところでございます。平成30年度はこの結果等を踏まえ、機器や伝送路の効率的かつ計画的な更新のための手法、財源等について慎重に検討を重ねてまいる予定としております。

いずれにいたしましても、ケーブルテレビは難視聴対策として地域の皆様の日常生活に深く浸透したサービスであるとともに、災害時における情報伝達手段としても必要不可欠なものでございます。定住促進のための地域の魅力ある資源の活用も期待できることなどから、引き続き効率的かつ利用満足度の高いサービスを提供するとともに、管理運営方法の研究、施設機器及び伝送路の計画的更新など、中長期的な視野に立った事業運営を進めていく必要があると考えているところでございます。

以上、企画振興部の方針といたし、詳細につきましては担当課長より説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

○理事兼情報政策課長（生田 隆君） 情報政策課、生田でございます。

それでは、平成30年度八代市ケーブルテレビ事業特別会計予算について、着座の上、説明させていただきます。

まず、167ページをお開きいただきたいと思います。

平成30年度ケーブルテレビ事業特別会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ4919万6000円で、平成29年度と比較いたしまして208万4000円の増額となっております。

下段の表による歳出の内訳は、ケーブルテレビ事業費が940万5000円で昨年度より85万5000円の減、公債費が3979万1000円で昨年度より293万9000円の増額となっております。歳出に係る財源の内訳は、一般会計からの繰入金が4833万2000円、事業収入が86万4000円となっております。

それでは詳細につきまして、歳入から順次説明させていただきます。

168ページのほうをお開きいただきたいと思います。

款1・分担金及び負担金に5万3000円を

計上しております。これは、平成23年度に新規にケーブルテレビを引き込まれた事業所1件の加入者分担金の未納分を計上するものでございます。

款2・使用料及び手数料の項1・使用料の11万5000円は、過年度分のケーブルテレビ利用料収入を計上するもので、内訳は、ケーブルテレビ使用料が7万7000円、インターネット使用料が3万8000円となっております。

次の項2・手数料5000円は、過年度未納分の督促手数料を計上するものでございます。

169ページに行きたいと思えます。

款3・財産収入、項1・財産運用収入68万7000円は、市が国庫補助事業で整備した携帯電話の基地局間を結ぶため、ケーブルテレビ事業の光ケーブルのうち使用していない予備の光ファイバーの線、いわゆる空き芯と申しますけれども、これを携帯電話事業者に貸し付けることに伴う収入でございます。

款4・繰入金は、一般会計繰入金4833万2000円を計上しております。昨年度より215万1000円の増加となっております。

以上で歳入の説明を終わり、引き続き、歳出について御説明をいたします。

171ページをお願いいたします。

款1、項1・ケーブルテレビ事業費の目1・一般管理費68万6000円の内訳は、料金の変更など事業運営について変更が生じる場合等に、その内容について審議していただくため、必要に応じて開催するケーブルテレビ管理運営審議会及び自主制作番組の内容向上を図るために年に1度開催するケーブルテレビ放送番組審議会の開催経費である委員報酬、費用弁償及び会場借用料でございます。それと、放送用のレコードの2次使用料46万7000円が内訳となっております。

続きまして、目2・施設維持管理費871万

9000円の歳出について、節ごとに御説明をいたします。まず、節11・需用費600万円につきましては、指定管理者との協定によりまして市が負担することになっております設備、機器及び伝送路の修繕費でございます。節13・委託料268万2000円は、指定管理者であるテレビやつしろ株式会社への指定管理委託料でございます。

続きまして、款2・項1・公債費の目1・元金は、3925万4000円を計上しております。内訳は、坂本センターの平成18年度事業に係る過疎対策事業債元金3631万4000円、及び平成27年度台風15号に伴います災害復旧事業債294万円が内訳となっております。平成29年度と比較いたしまして351万4000円の増額となっておりますが、これは、先ほど申しました平成27年度台風災害復旧事業債の元金の償還が平成30年度より開始されるということによるものでございます。

なお、坂本センターの平成18年度事業に係る過疎対策事業債につきましては、平成30年度をもって償還が完了をいたします。したがって、ケーブルテレビ開局当初に借り受けておりました起債は、全て償還が終了するということになります。

次の、目2・利子53万7000円につきましては、元金と同様、坂本センター分の平成18年度事業に係る過疎対策事業債、及び平成27年度台風災害復旧事業債などに係るものでございます。

以上、平成30年度ケーブルテレビ事業特別会計予算の説明とさせていただきます。御審議よろしくお願いいたします。

○委員長（前川祥子君） それでは、以上の部分について質疑を行います。

質疑ありませんか。

○委員（橋本隆一君） お尋ねしますが、現在、ケーブルテレビ、泉、坂本、東陽ですね、

大体どれくらいの方が利用されてる、その件数、それから、延滞されている世帯の件数ですね、それから、そういった負担金が払えない方に対しての支援とか、そういったところかどのように取り組んでおられるのかをお尋ねしたいと思います。

○理事兼情報政策課長（生田 隆君） まず、1点目のケーブルテレビの加入状況についてでございます。ケーブルテレビの加入状況につきましては、平成28年度末ということで若干古いデータでございますけれども、坂本、東陽、泉合計いたしまして3414世帯ということになっております。加入率といたしましては、まず、住民基本台帳をもとにいたしますと約89.8%、しかしながら、住民基本台帳と申しますと、老人ホームであれば一人は一所帯と、それから、御家庭の中には親子2代で世帯分離されとるというふうな向きもございますので、広報紙の配布部数が実際の世帯に近いのではないかとということで、それから逆算をしますと、98.5%が3地区での大体の加入率ということになっております。

それから、滞納対策についてでございますけれども、平成30年の3月2日現在におきますケーブルテレビの滞納につきましては、当初からの累計で283万9000円、それから、インターネットが50万6000円で、合計の334万5000円ということになっております。滞納者の対策につきましては、定期的に催告状を送る、あるいは随時戸別訪問を実施して徴収を行うというふうな取り組みをやっておりますけれども、滞納額の334万5000円のうち、5年以前の、平成23年度以前の滞納額が約半数以上を占めておるということで、中にはもう実際に居住されてる世帯がないとか、生活困窮でちょっと支払いが難しいというふうな向きもございますので、今後、利用者の受益者負担の原則からも徴収していくことは当然な

んですけれども、八代市債権管理条例というのが施行されて、ケーブルテレビの利用料金につきましては市債権に分類されるものから、従来は不納欠損処理というのができなかったというふうな向きもございますけれども、公債権、税とかと比較しましても、これは明らかに不納欠損に該当するのではないかというふうなものについては不納欠損処理をしていくと。支払い能力のある方については、受益者負担の原則から、引き続き徴収をしていくような取り組みということでございます。

あと、低所得者に対する対応なんですけれども、現在、放送受信料につきましては、地上デジタルですね、NHK 2局と民放 4局、それから、コミュニティ 1チャンネルの受信料につきましては一般世帯が 1230円、それから、老人世帯、これは世帯全員が 70歳以上もしくは 65歳以上の単身世帯につきましては、年間の収入が 120万円未満の方については 820円、90万円未満の方については 510円といった減免措置、それから、もちろん生活保護の方については無料ということになっております。もちろんこれにつきましては、NHKの料金は別ということになります。

以上でございます。

○委員（橋本隆一君） 理解できました。特に高齢者世帯、それから老人世帯、高齢者世帯ですね、やっぱりそういったところで状況で、なかなかですね、その 1000円未満ということで、それくらいと思うかもしれませんが、やっぱり大変なところもあるのかなということでもありますので、そこでまた状況を見ていただいてですね、検討していただければと思います。

以上です。

○委員長（前川祥子君） ほかにありませんか。

○委員（大倉裕一君） 部長のほうから最初お

言葉あったんですけども、部長の意思といいですか、言葉からすると、ケーブルテレビ事業はずっと続けていきたいんだと、必要なんだという思いが伝わってきたわけですけど、持続をしていくための方策とすれば、収入の確保になってくるんだろうというふうに思うんですが、収入の確保の部分で、少し、今、橋本委員のほうにも大分答えをいただいたんですが、それ以外で担当課のほうで検討されているような内容ございますでしょうか。

○理事兼情報政策課長（生田 隆君） 収入につきましては、当該 3地区が過疎地域ということで、年間約 1.5%から 3%ずつ加入者が減ってるちゅうような状況で、歳入の確保というのはなかなか難しいんですけども、今、指定管理をお願いしておりますテレビやつしろさんのほうで独自のサービスを設けられまして、現在、市が行ってるサービスが地上波放送が 1230円とプラスのCS放送を入れました 970円と。で、これにさらにですね、追加料金をすると 36チャンネルまで見られるチャンネルを広げて、それを提供するちゅうことで、指定管理者のほうでそういった独自のサービスを展開されまして、収入をふやしていくというふうな取り組みをされているというふうなところでございます。

○委員（大倉裕一君） 濟いませぬ、素人でいろんな課題、今から言うのも課題があるのかもしれないんですけども、例えば、手法でいくとバナーっていう広告収入というのを今取り組んでいらっしゃるんですが、このケーブルテレビあたりではそぐわないんでしょうか。何かこう、そういったところのひっかかるころがあると思いますので、課題を整理してからということになるのか、そのあたりちょっとお聞かせいただければと思います。

○理事兼情報政策課長（生田 隆君） 現状におきましても、コミュニティ放送の中の文字放

送梓というのがございまして、一般企業がそこに広告を出す場合につきましては、ちょっとここに手元資料がございませんけれども、1回の広告当たり幾らというふうな梓を設けてございます。対象は3000世帯ということで、利用については余り多くはないんですけど、そういったところの梓組みはしております。

しかしながら、媒体として地域が3地区に限定されるものですから、利用者面ではちょっとまだ今のところ多くはないと。こういった仕組みを知らない方も多くいらっしゃると思います。今後はこういう仕組みもありますということでのPRも必要かなというふうには考えております。

以上です。（委員大倉裕一君「ありがとうございます」と呼ぶ）

○委員長（前川祥子君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） なければ、これより採決いたします。

議案第12号・平成30年度八代市ケーブルテレビ事業特別会計予算について、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（前川祥子君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入れかえのため、小会いたします。

（午後2時59分 小会）

（午後3時00分 本会）

◎議案第55号・平成30年度八代市一般会計補正予算・第1号（関係分）

○委員長（前川祥子君） 本会に戻します。

次に、議案第55号・平成30年度八代市一般会計補正予算・第1号中当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

それでは、歳入等、並びに歳出の第1款・議会費及び第2款・総務費について、財務部より一括して説明願います。

○財務部次長（松村 浩君） 財務部次長の松村でございます。よろしくお願いいたします。それでは、座らせていただきまして、説明のほうを差し上げます。

別冊となっております議案第55号・平成30年度八代市一般会計補正予算・第1号をお願いします。総務委員会付託分について御説明いたします。

1ページをお願いします。

まず、第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ3910万円を減額し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ567億8150万円といたしております。

次に、第2条で債務負担行為の補正を、第3条で地方債の補正をしておりますが、内容につきましては、3ページの表で御説明します。

それでは、3ページをお願いします。

第2表・債務負担行為補正の1、追加として、八代民俗伝統芸能伝承館（仮称）整備基本・実施設計業務委託において、期間を平成31年度、限度額を4665万円と設定しております。これは、先ほど平成29年度補正予算のところで御説明しましたが、設計者の公募をやり直すこととなりましたので、公募を4月に予定いたしておりますが、設計期間が1年程度かかり、30年度内に完了せず、一部31年度に持ち越すこととなりますことから、当初予算に計上しています設計予定額の7665万円から30年度支払い予定額3000万円を差し引いた4665万円を設定するものでございます。

次に、第3表・地方債補正でございますが、

1の変更で、まず、文化施設整備事業で、補正前の4100万円から2850万円減額し、1250万円に変更いたしております。詳細は、7ページの歳入、款21・市債のところで御説明します。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。

続きまして、歳入を御説明します。

7ページをお願いします。

款10、項1、目1、節1・地方交付税で755万円を計上しておりますが、これは、今回の補正予算の一般財源でございます。

次に、款18・繰入金、項1・基金繰入金、目8、節1・まちづくり交流基金繰入金で1815万円の減額と、次の款21、項1・市債、目7・教育債、節3・社会教育債で2850万円の減額でございますが、この2つの減額は、民俗伝統芸能伝承館（仮称）整備事業において、基本・実施設計業務委託を30年度から31年度にかけて実施することとなったことから、当初予算に全額の7665万円を計上しておりましたが、30年度は委託費総額の約40%に当たる3000万円になることから、委託料の減額に伴いまして、財源としておりました基金繰入金と市債をそれぞれ減額するものでございます。

続きまして、歳出を説明いたします。

8ページをお願いします。

議会費及び総務費の補正内容は、条例の規定に基づき、八代市特別職報酬等審議会に諮問を行い、その答申を受け、市長を初めとした特別職の給料及び議員の報酬について改定を行うもので、今回の改訂に伴い、不足分をお願いするものでございます。

まず、款1、項1、目1・議会費におきまして、議員28名分の報酬、職員手当等、共済費としまして632万4000円を計上しております。

次の款2・総務費、項1・総務管理費、目1・一般管理費では、市長、副市長の給料、職員手当等、共済費として41万7000円を計上しております。

次の項6、目1・監査委員費では、常勤監査委員の給料、職員手当等、共済費として21万6000円でございます。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（前川祥子君） それでは、以上の部分について一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） なければ、これより採決いたします。

議案第55号・平成30年度八代市一般会計補正予算・第1号中当委員会関係分について、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（前川祥子君） 挙手多数と認め、本案は原案のとおり可決されました。

それでは、しばらく休憩いたします。

3時15分から再開いたします。

（午後3時05分 休憩）

（午後3時16分 開議）

◎議案第19号・専決処分の報告及びその承認について（平成29年度八代市一般会計補正予算・第7号（歳入分））

○委員長（前川祥子君） それでは、休憩前に引き続き、総務委員会を再開いたします。

次に、事件議案の審査に入ります。

まず、議案第19号・平成29年度八代市一般会計補正予算・第7号中、歳入分に係る専決処分の報告及びその承認についてを議題とし、説明を求めます。

○財務部次長（松村 浩君） 引き続き、よろしく願いいたします。座らせていただきまして、御説明申し上げます。

○委員長（前川祥子君） はい。

○財務部次長（松村 浩君） それでは、議案書の1ページをお願いします。議案書のほうになります。

議案第19号・専決処分の報告及びその承認についてでございます。

平成29年度八代市一般会計補正予算・第7号でございます。熊本地震で住宅に被害を受け再建が必要となった被災者に対して、負担軽減を目的に、県の熊本地震復興基金を活用し、早期に補助を行うために、平成30年1月30日に専決処分を行ったものでございます。

それでは内容について、総務委員会付託分を御説明します。

5ページをお願いします。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条で歳入歳出それぞれ350万円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ691億340万円としております。

次に、歳入を説明します。

10ページをお願いします。

款15・県支出金、項2・県補助金、目1・総務費県補助金、節1・総務管理費補助金で、熊本地震復興基金交付金350万円を計上しております。これは、県の熊本地震復興基金交付金において、土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーン内に居住しておられる方が熊本地震により住宅に被害を受けられ、再建が必要となった場合、住宅の移転や建てかえに要する費用の一部が補助されるものでございまして、本市におきまして、対象件数5軒のうち、既に移

転が完了されている2軒の方に対して交付されるものです。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（前川祥子君） それでは、以上の部分について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） なければ、これより採決いたします。

議案第19号・平成29年度八代市一般会計補正予算・第7号中、歳入分に係る専決処分の報告及びその承認については、承認するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（前川祥子君） 挙手全員と認め、本件は承認されました。

◎議案第21号・財産の貸付けについてについて

○委員長（前川祥子君） 次に、議案第21号・財産の貸付けについてを議題とし、説明を求めます。

○財政課長（尾崎行雄君） こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）財政課の尾崎でございます。よろしく願いいたします。着座にて説明させていただきます。

○委員長（前川祥子君） どうぞ。

○財政課長（尾崎行雄君） 議案書の37ページをお開きください。

議案第21号・財産の貸付けについて御説明いたします。

今回の提案理由といたしまして、現在、本市が貸し付けております旧宮地東小学校におい

て、今月末に貸付期間が終了しますことから、契約更新の予定でございますが、貸付先より貸付料の減額を申し入れられており、財産を減額して貸し付ける場合には、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を経る必要がございます。

そこで、今回の貸し付けにつきましては、別冊で配付しております資料、旧宮地東小学校の貸し付けについてにて説明したいと思います。右上に資料1、2、3と、収支状況の4枚つづりの資料ですが、ございますでしょうか。

初めに、当初貸し付けの経緯としまして、2枚目の資料2の上段に書いておりますが、平成27年2月に実施しました未利用等の市有財産の利用候補者選定委員会におきまして、九州を中心に居酒屋、当時ですね、九州内に12店舗、現在は36店舗を展開する株式会社B e b l o o m 1社のみの応募でありまして、団体専用の宿泊施設として賃借することが決まりました。

その際の条件は、契約期間3年、月額賃借料15万円、ただし、契約日より1年間は無償というものでございました。貸し付けに当たり必要な改修費2000万円程度や貸し付け後の維持管理費年間100万の負担は株式会社B e b l o o m が負担することとしております。

旧宮地東小学校を貸し出す場合、本市の貸付基準にのっとり貸付金額を算出すると、月額約20万円——19万551円でありましたことから、B e b l o o m が希望する賃借料月額15万円で貸し出すとなると議会の議決が必要となり、平成27年5月に仮契約を締結し、平成27年6月議会の議決、議決日は平成27年の7月8日でしたが、その日をもって正式に契約を締結いたしております。

契約締結後は、校舎の改修工事や体育館の耐震改修工事を行ってりましたが、その準備中に熊本地震に見舞われるなど、開業までに1年

以上を要しまして、平成28年8月より団体専用の宿泊施設として開業しております。

次に、契約の更新についてでございますが、今回、当初の契約が満了することからB e b l o o m より更新の依頼があっておりますが、更新に当たり先方が希望している条件としまして、契約期間3年間、月額賃借料5万円、維持管理費は今までどおり株式会社B e b l o o m の負担というものでございました。

月額賃借料5万円の理由といたしましては、4枚目の収支状況を見ていただければわかると思いますが、開業以来赤字が続き、厳しい経営が続いており、本業の居酒屋部門からの損失補填を受けながら経営を続けてこられました。そのような中、平成29年8月期に22万円の黒字を出すことができ、明るい兆しも見えてきているとのことでございます。B e b l o o m といたしましては、今後、時間をかければ必ず事業として成り立つものと考えておられ、今回の契約更新後の収支見込みも厳しい予想を立てているものの、事業の継続を希望されておられます。そこで、本市へ事業継続に当たり、月額賃借料を5万円に変更してほしいとの依頼があったものでございます。

本市といたしましては、当初の契約で旧宮地東小学校を貸し出す条件として、災害時や地域活動への協力要請をしておりました。そこでB e b l o o m は、運動会や敬老会等、地域の活動への施設の無償使用許可や社長以下多数社員での運動会への参加、まちづくり協議会主催の田植えや稲刈り、そのほか餅つきや炭焼きなど、イベントへの参加を通じて地域貢献も多くされてこられました。赤字だったとはいえ、年間1500名近い利用者が東町を訪れており、東町の活性化にも貢献されております。東町校区もそういった活動を認めておられ、B e b l o o m の契約継続を強く望まれております。

資料3に移りますが、旧宮地東小学校の維持

管理費は、廃校のままであっても年間100万円程度かかりますことから、下の表のとおり、貸し付けた場合の歳入額60万と合算しまして、年額で160万円の市費の確保及び軽減ができますので、賃借料を月額5万円に引き下げても、引き続きB e b l o o mと賃貸借契約したいと考えております。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（前川祥子君） それでは、以上の部分について質疑を行います。

質疑ありませんか。

○委員（橋本隆一君） 私も見学に行かせていただいでですね、非常に取り組みとしてはテレビでも放映されて、非常にいい取り組みをされております。今後の取り組みとして、例えば、DMOやつしろさんとかですね、そういったところと連携されて、より幅広い活動的なところというのは検討されてるのでしょうかと思ひまして、お尋ねしたいんですが。

○財政課長（尾崎行雄君） 今のところですね、まだそこまではされてないんですけど、今後提案しましてですね、できればそういうふうな連携をとっていただけるように働きかけたいと思ひます。

○委員（橋本隆一君） ここの社長さんも非常に熱心な方で頑張っておられるので、もう少しやっぱり市が協力できるようなところがあればですね、そういったDMOさんあたりと連携しながら広報活動とか、いろいろ計画もですね、幅が広がるのじゃないかなという印象があつたもんだから、ちょっと言ひました。お願ひします。ありがとうございます。

○委員長（前川祥子君） ほかにありませんか。

○委員（古嶋津義君） ちょっとお尋ねですが、このB e b l o o mか、これ居酒屋をしてらっしゃるということですが、熊本市内あたり

にあつとですか。

○財政課長（尾崎行雄君） 熊本市内にもございます。

○委員（古嶋津義君） 宿泊施設ということで、あとの資料を見れば1477名の方が宿泊をされたということですけども、雇用創出で1名つて、1名が常駐されて、ここ食事まで出るわけですか。宿泊のときの食事。

○財政課公有財産運用推進係長（上村勝一君） 常駐の職員としましては、一人、会社のほうから宮地東小学校のほうに地元の方使つて充てておられますが、一応、組のお客様、宿泊様が入られたときには、その飲食店から応援職員としてですね、今、駆けつけてきて運営をされている状況でございます。この収支にもありますが、一応一番上の人件費のほうはですね、ただ応援ということで、計上はなさっております。

以上です。

○委員（古嶋津義君） じゃあ、宿泊客があるときは、近くの熊本市の居酒屋さんから応援に来て食事をつくられると、そういう理解でよかったですか。

○財政課公有財産運用推進係長（上村勝一君） はい、そのとおりでございます。（委員古嶋津義君「はい、わかりました」と呼ぶ）

○委員長（前川祥子君） ほかにありませんか。

○委員（橋本隆一君） 済いません、私が言うことじゃないかと思ひますが、先ほどの体験型宿泊ということですね、非常に全国からの問い合わせがあつてゐるんですが、八代は海外の方も外国人の方も多数来ておられますので、そういったところも利用されてですね、取り込んでいかれたら、もっと広がるんじゃないかなつて、この前行つたときにそういう話もちよつとしたんですけど、そうですねという話だったんですが、よければ市のほうからですね、何か

そういった形でのちょっと話をされたらどうか
なという印象がありました。

以上です。

○委員長（前川祥子君） それは意見でよろし
いですね。

○委員（橋本隆一君） 意見をお願いします。

○委員長（前川祥子君） ほかにありません
か。

○委員（大倉裕一君） 月額賃借料は、これは
B e b l o o mさんのほうからの要請でという
ことですね。で、5万円よりも安くするとい
うことも考えられるんじゃないかなと私思うん
ですよ。経営をとにかく黒字にもっていつて
いただいて、で、定着をしていただくことが一番
ではないかと。で、定着をして実績が上がる状
況になったときに、初めて賃借料をそこからプ
ラスですね、月額1万アップするとか2万アッ
プするとか、そういう年度ごとに交渉するとい
うのも方法ではないのかなというふうに思った
んですが、そのあたりはどのような見解を持た
れてその5万円を提案されたのかというところ
をお聞かせいただければと思います。

○財政課公有財産運用推進係長（上村勝一君）

一応これではですね、本当に会社の中では経理
のほうからですね、非常に厳しい状態というこ
とで、もう実際は中止をということで。社長の
ほうがですね、物すごい強い思いで、もう、で
も、市に御迷惑かけたらいかんちゅうことで、
一応5万円だけは絶対納めたいということで
ですね、今回はそう言っていただいたところでご
ざいます。

委員が言われました、本当に、安くちゅうこ
とで、いろいろ今後ですね、執行部のほうでも
検討させていただいて、いい方向に進むよう
に、なるだけ定着して、長く継続して活用して
いただくようにですね、応援していければと思
います。

以上です。

○委員長（前川祥子君） 大倉委員、いいです
か。

○委員（大倉裕一君） あと意見で。はい。

○委員（古嶋津義君） もう一つ。客数の組数
を聞くと、2組で115人とかあります。特に
8月は純利益が出ているので、涼しいからだろ
うと思いますが、東小学校はですね。これは合
宿か何かですか。

○財政課公有財産運用推進係長（上村勝一君）

まさしく合宿であつたりでありまして、地域
の子供会とか学校のクラブ、そして、県外から
はですね、大学のほう、そしてまた、地元の小
さなグループとかでも御利用いただいております
ので、そういったメンバーいろいろ変わられて
ますが、ホームページのほうにですね、団体の
ほうは予約受付ということで載っていきま
すが、そういったメンバーになってこようかと思
います。

以上です。（委員古嶋津義君「はい、わかり
ました」と呼ぶ）

○委員長（前川祥子君） ほかにありません
か。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） 以上で質疑を終了し
ます。

意見がありましたら、お願いします。

○委員（大倉裕一君） 先ほどお尋ねする中
でもお話をしましたけれども、5万円というこ
とはB e b l o o mさんのほうからの申し出とい
うことでありました。しかし、定着をですね、
していただくことが一番の効果であるのでは
ないかなというふうにも思うところです。特に、
宮地東校区の皆さんとも交流を深めていただ
いているような状況もあるようですし、そう
いった面からも、逆に、金額をですね、安く
提示をして、黒字が発生した時点でまた見直
しをしていくというような、そういう契約の
あり方もあるのではないかなというふう
に思いますので、今

後の取り組みの中でそういったところも検討していただければと、意見として申し上げておきたいと思います。

○委員長（前川祥子君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） なければ、これより採決いたします。

議案第21号・財産の貸付けについては、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（前川祥子君） 挙手全員と認め、本件は可決されました。

◎議案第20号・八代市総合計画基本構想を定めることについて

○委員長（前川祥子君） 次に、議案第20号・八代市総合計画基本構想を定めることについてを議題とし、説明を求めます。

○企画振興部長（宮村明彦君） お世話になります。議案第20号・八代市総合計画基本構想を定めることにつきまして、内容につきましては担当課長より説明していただきますので、よろしくお願いいたします。

○企画政策課長（田中 孝君） 企画政策課、田中でございます。着座にて御説明をさせていただきますと思います。

議案第20号・八代市総合計画基本構想を定めることについて御説明をいたします。

議案書の11ページをごらんください。

提案理由といたしまして、現在の総合計画の計画期間が平成29年度末で終了するため、平成28年度に市民によるワークショップ、アンケート等の基礎調査を実施し、平成29年度から策定審議会、策定委員会等による審議を経た上で、本総務委員会に進捗状況を御報告しながら進めてきたところでございます。

総合計画が市の総合的かつ計画的な行政運営

の指針であり、市民、議会、行政が協働してまちづくりを進めるための基本的な指針でありますことから、総合計画の基本構想の策定につきまして、八代市議会の議決すべき事件を定める条例に基づき提案をさせていただいたところでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、12ページをごらんください。こちらは表紙でございます。

13ページをごらんください。済いません。

済いません。14ページのほうをお願いいたします。申しわけありません。

14ページのほうから総合計画の概要を記載しております。本基本構想につきましては、第1部序論と第2部本論という形で構成しておりますが、14ページから第1部序論ということで記載をしております。

まず、計画策定の背景と目的につきまして、目的といたしまして、これまで八代市総合計画において取り組んでまいりました、市民と行政の協働によるまちづくりなどの視点を踏まえ、市の一体感の醸成を促すと同時に、多様化する市民ニーズをまちづくりに反映し、引き続き市民と行政が協働し、より発展的かつ具体的にまちづくりに取り組むことを目的として策定するとしております。

次に、総合計画の性格と役割として記載をしております。

1点目に、市民との協働によるまちづくりの指針とすること、2点目に、わかりやすい計画とすること、3点目に、実効性があり、活用される計画とすることとしております。

15ページをごらんください。

まず、総合計画の構成を説明しております。第2次総合計画は、基本構想と基本計画により構成しているということを記載しております。

次に、総合計画の期間でございます。基本構想が2018年度から2025年度までの8年

間、基本計画は2018年度から2021年度の4年間となることを記載しております。

次に、総合計画の他の計画との関連性におきましては、これまで策定をいたしました八代市人口ビジョン、八代市総合戦略、八代市復旧・復興プランとの関連性を記載し、各種計画において進めている取り組みについて、第2次八代市総合計画においても継続して取り組む旨、記載をしておるところでございます。

16ページをごらんください。

八代市の現状といたしまして、まず、八代市の概要におきましては、本市の地理的位置、地勢、交通アクセス等の状況を記載しております。

17ページをごらんください。

こちらは人口、世帯、産業構造について記載をしております。17ページは、人口の推移と推計といたしまして、本市の人口が1980年以降減少傾向であり、少子高齢化が顕著になっていることや、目標年度としております2025年の人口は約11万3400人と推計されるということを記載をしております。

18ページをごらんください。

校区別人口の推移といたしまして、平成17年と平成27年を比較すると、20校区中17校区で減少しており、特に坂本、泉、日奈久、二見、東陽、龍峯の減少率が顕著になっているということを記載をしております。

19ページをごらんください。

世帯数の推移と推計といたしまして、世帯数は増加傾向にありますが、目標年度であります2025年の世帯数は約4万3300世帯と推計されるということを記載をしております。

20ページをごらんください。

就業人口の推移と推計といたしまして、就業人口は昭和60年以降減少傾向にあり、目標年度である2025年度の就業人口は約5万4200人と推計されているということを記載をし

ております。

21ページをごらんください。

ここからは八代市を取り巻く社会情勢について記載をしております。

21ページは、1点目、人口減少と少子高齢社会の進行といたしまして、人口減少と少子高齢化が進行し、今後もその流れが続くため、その対応が求められていることを記載をしております。

22ページをごらんください。

2点目、教育を取り巻く環境の変化とニーズの多様化といたしまして、教育を取り巻く環境が変化し、住民の生涯学習や余暇活動へのニーズも多様化しているため、生涯学習の環境づくり、生きがいくりの拡充が求められていることを記載をしております。

3点目、防災体制の機能強化と防災・減災意識の高まりといたしまして、平成28年の熊本地震の被害により、復旧・復興プランの視点を踏まえた取り組みや災害に強いまちづくりが求められていることを記載をしております。

4点目、国際化の進展と産業を取り巻く環境の変化として、国際観光需要の伸びなどによる国際化が進み、本市の地域資源を活用したまちづくりが求められていること、また、農林水産業、商工業においても社会情勢の変化に応じた対応が求められていることを記載をしております。

23ページをごらんください。

5点目、地球温暖化・循環型社会への対応と自然との共生として、世界的な地球温暖化対策への対応、循環型社会形成の取り組み、本市が有する自然環境の保全などについての取り組みが求められていることを記載をしております。

6点目、厳しさを増す行財政運営として、税収の減少などによる財政状況の悪化、高齢化の進行に伴う社会保障費や公共施設の老朽化に伴う維持管理費等の経費負担などについて取り組

みが求められていることを記載をしております。

7 点目、複雑化・多様化する地域課題への対応として、社会や地域の課題に対して、行政だけでなく、住民、事業者などが知恵を出し合うなどによる取り組みが必要であるということを記載をしております。

24 ページから本論となります。

25 ページをお開きください。

まず、市の将来像を記載しております。将来像とは、第2次八代市総合計画の計画期間において、目標とする八代市の姿をあらわすものでございます。今回の将来像は、記載のとおり、しあわせあふれる ひと・もの 交流拠点都市“やつしろ”としております。

この意味は、前段の、しあわせあふれるの部分、子どもを安心して産み育てられるためのまちづくりや住みなれた地域で安心して暮らしていけるまちづくりを進めることで、多様で豊かな自然の恩恵のもと、個性や能力を発揮しながら、郷土への誇りと将来への夢を持って住み続けることができ、誰もが幸せにあふれる八代をめざすというものでございます。また、後段の、ひと・もの 交流拠点都市の部分、ユネスコ無形文化遺産に登録されました八代妙見祭、八代港の機能拡張など、国内外から注目されている環境が整うことによる人の流れと、南九州の結節点という拠点機能、八代港からアジアへの輸出の増加による物の流れというような、ひと・ものの交流による交流拠点都市を目指すというものでございます。

26 ページをごらんください。

目標人口について記載をしております。第2次総合計画における目標人口は12万人と設定をしております。その考え方につきましては、目標人口は総合計画を推進する上で重要な指標であるということ、八代市人口ビジョンにおいて、人口の変化が地域産業、社会生活、地域コ

ミュニティーの面で地域の将来に与える影響が懸念されると分析をしていること、市町村合併検証報告書においては、人口減少や高齢化、若者の流出などに起因する課題があると整理をしていること、このような状況を踏まえ、目標人口を定め、それをもとに今後の歳入と歳出の予測を行い、第2次八代市総合計画の計画期間で実施する既存の公共施設の維持管理や福祉、教育、産業などの各種施策を推進しなければならないということから、国立社会保障・人口問題研究所の推計人口等を踏まえ、人口減少を抑制することを目指して、目標人口を12万人と定めたところでございます。

27 ページをごらんください。

施策の体系図を記載をしております。将来像の実現のため、5つの基本目標を定め、それぞれにひもづく施策の大綱を記載をしております。

28 ページをごらんください。

28 ページと29 ページは、5つの基本目標を設定した考え方を記載し、具体的にそれぞれの基本目標を達成するために、どのような視点でどのような状況になるかを記載をしております。記載しております内容は、30 ページから記載をしております施策の大綱にリンクをしております。

まず28 ページでございますが、基本目標、誰もがいきいきと暮らせるまちでございますが、人を支える視点ということで、施策の大綱を後ほど3つ設定をしております。

次に、基本目標、郷土を担い学びあう人を育むまちでございますが、人を育てる視点で施策の大綱を4つ設定をしております。

29 ページのほうに参ります。

基本目標、安全・安心・快適に暮らせるまちでございますが、暮らしを支える視点で施策の大綱を4つ設定をしております。

次に、基本目標、地域資源を活かし発展する

まちでございますが、活力を高める視点で施策大綱を2つ設定をしております。

次に、基本目標、人と自然が調和するまちでございますが、環境をつくる視点で施策の大綱を3つ設定をしております。

30ページをごらんください。

ここから、先ほど御説明しました5つの基本目標ごとの施策の大綱を記載し、説明をしております。

基本目標、誰もがいきいきと暮らせるまちの施策の大綱の1点目、①で、人権が尊重されるまちづくりは、人権に関するさまざまな問題が存在し、近年では新たな人権問題も発生しているため、人権問題に関する学習機会の提供や啓発活動を推進するとともに、あらゆる分野における男女共同参画を推進するというものでございます。

次の②、2つ目の、安心して子どもを産み育てられるまちづくりは、出産や育児の不安や負担感が大きくなっているため、安心して子どもを産み育てることができるような取り組みを推進するというものでございます。

3つ目の、支え合い健やかに暮らせるまちづくりは、医療や介護を必要とする人、心に不調を抱える人、ひとり親家庭や生活困窮者などがふえているため、自立支援のための仕組みづくりや地域支え合い活動を推進するとともに、地域福祉の推進と支え合いを担う人材育成に努めるというものでございます。

31ページをごらんください。

基本目標、郷土を担い学びあう人を育むまちの施策の大綱の1つ目、生きる力を身につけた未来を担う人づくりは、未来を担う世代の健全育成に取り組む必要があるため、子供たち一人一人の生きる力を育む学校教育を推進するとともに、青少年育成の取り組みを推進するというものでございます。

2つ目の、誰もが学べる生涯学習のまちづく

りは、誰もが学び、発表することができるまちづくりが求められているため、学習に取り組める場や機会の提供に努めるとともに、人権教育の推進に努めるというものでございます。

3つ目の、スポーツに親しむまちづくりは、市民の豊かなスポーツライフの実現を支援するため、広く市民がスポーツに参画できる機会を設けるとともに、競技スポーツの競技人口拡大や競技力向上に取り組むというものでございます。

4つ目の、郷土の文化・伝統に親しむまちづくりは、豊かで潤いのある生活の実現が求められているため、文化財の保存などを進めるとともに、新たな市民文化の創造に寄与するというものでございます。

32ページをごらんください。

基本目標、安全・安心・快適に暮らせるまちの施策の大綱の1つ目、災害に強く安全・安心なまちづくりは、災害に強く、安全で安心なまちづくりを進めるため、自然災害に強い基盤整備や消防、防災、危機管理体制の充実を図るとともに、交通対策や防犯、消費生活の問題に対しては、その取り組みの充実を図るというものでございます。

2つ目の、快適に暮らせるまちづくりは、個性を生かしたまちづくりを進めることが重要であるため、特色を生かした土地利用の推進、計画的な道路、公園緑地、上下水道、情報通信基盤などの整備を進めるというものでございます。

3つ目の、暮らしを支えるまちづくりは、人と地域の交流が進むまちづくりが重要であるため、安全で円滑な道路網の充実による利便性の向上を図るとともに、交流拠点性を高めるための整備等に努めるというものでございます。

33ページをごらんください。

4つ目の、公共交通の充実したまちづくりは、市民生活の利便性を維持するため、コンパ

クトなまちづくりに寄与する持続可能な公共交通体系の構築に努めるというものでございます。

34ページをごらんください。

基本目標、地域資源を活かし発展するまちの施策の大綱の1点目、活力ある産業と雇用を創出し魅力に満ちたまちづくり。これは、農林水産施策の充実に努め、フードバレーやつしろを目指しますということ、また、商工業においては、企業の発展に必要な設備投資などの支援、人材の育成や雇用の確保などの事業に取り組むとともに、立地的優位性を生かし、物流拠点機能や県南の商工業集積地としての役割を強化するというものでございます。

2つ目の、交流人口の増加によるにぎわいのあるまちづくりは、地域資源やスポーツを活用し、観光客の増加を図るとともに、クルーズ船寄港の経済効果などを中心市街地や商店街の活性化に結びつけ、にぎわいと交流を創出することが求められているため、今後増加する外国人観光客をターゲットに観光地づくりを進め、交流人口の拡大を図るというものでございます。

35ページをごらんください。

基本目標、人と自然が調和するまちの施策の大綱の1つ目、環境を支えるひとづくりは、良好な環境を保全していくためには高い環境意識と行動する人を育てていくことが重要であるため、環境意識の高揚を図るとともに、自主的な環境保全行動を促進するというものでございます。

2つ目の、自然と共生するまちづくりは、良好な地域環境や生活環境の保全整備を進めるとともに、豊かな自然環境を守り育みながら、人と自然が共生していくまちづくりを進めるというものでございます。

3つ目の、環境負荷の少ない持続可能なまちづくりは、地球規模の環境問題が顕在化しているため、ごみの減量化や資源のリサイクルの充

実を図り、高度循環型社会の構築を目指すとともに、地球温暖化問題への対応として、省エネ・省資源対策を推進し、温室効果ガスの削減を図るというものでございます。

以上、長くなりましたが、第2次八代市総合計画の基本構想としてまとめたところでございます。御説明とさせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（前川祥子君） それでは、以上の部分について質疑を行います。

質疑ありませんか。

○委員（大倉裕一君） 議案には賛成をしたいとは思いますが、まずはそげん、そう申し上げておきますが、23ページでですね、厳しさを増す行財政運営という枠の中で、一般質問で、新庁舎のことに関連して財政のことを聞かれた議員が何人かいらっしゃったんですが、財政に与える影響は少ないって答弁があってるんですよ。で、ここの中では、大規模建設事業も控えており、財政を取り巻く状況は厳しくなることが予想されるっていうふうに書いてあつたんですけど、どういうふうに捉えればよかつてしょかね。私はどっちかっていうと、こっちは信用したいって思うとつとですけど。

○企画政策課長（田中 孝君） ここに書いておりますのが、八代市を取り巻く社会情勢ということで記載をさせていただいておりますので、一般論と申しますか、そういうことでお考えいただければと思っております。例示をさせていただいたところですが、一般論ということでお考えいただければと思います。

○委員（大倉裕一君） 田中課長が一生懸命答弁されましたので、ここはおさめたいと思いますが、もう1点お聞かせください。

33ページ、コンパクトなまちづくりに寄与するという、一番最後のくだりなんですけど、コンパクトとはどういうものを示してるんでしょうか。

○企画政策課長（田中 孝君） その前の部分に、本市のそれぞれの地域拠点を結びというのがございます。それぞれ生活圏といたしましては、住民の皆様が今現在いらっしゃる場所がございまして。そういうところを公共交通等の体系を検討する上で結んでいくということで、そういう結び方をコンパクトに、融通のきいたような体系を考えていければというところで書かせていただいております。

○委員（大倉裕一君） 心配したのが、人を町なかに集約するような、そういうものがちょっと見え隠れというような思いになったものですから、やはり中山間地にお住まいの方々、そのやっぱり生活は守っていく必要があるだろうというふうに思います。特に、そういった地域に住んでいただいて、森林関係の整備をですね、しながら、雨とか洪水にですね、関与するような取り組みをしていただくということが望まれるなと思っていましたから、そういったところも、中山間地にお住まいの方々も大事にしていきますということでここは受けとめていいですか。そこを1回お聞かせください。

○企画政策課長（田中 孝君） 公共交通の取り組みにつきましては、そのような考え方のもとでですね、取り組んでいるところでございます。今後も公共交通不便地域についての対応というのはそういう考え方のもと、進めてまいりたいと思っています。

以上でございます。

○委員（大倉裕一君） それから、午前中の補正予算のところでもお願いしました乗合タクシー、それからバス路線、回数券、定期券、いろんなサービスの導入をですね、検討をお願いしておきたいというふうに思います。

以上で終わります。

○委員長（前川祥子君） ほかにありませんか。

○委員（村川清則君） 18ページの校区別人

口の推移で、これ、外国人の研修生は入ってますか。何か以前にですね、郡築はちょっと増加しとると、以前のデータで郡築は増加しとって喜んでいたら、外国人で研修生だったんですよ。

○企画政策課長（田中 孝君） 今、この中には入っておりません。

○委員長（前川祥子君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） なければ、これより採決いたします。

議案第20号・八代市総合計画基本構想を定めることについては、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（前川祥子君） 挙手全員と認め、本件は可決されました。（「どうもありがとうございます」と呼ぶ者あり）

◎議案第22号・八代市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定について

○委員長（前川祥子君） 次に、議案第22号・八代市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定についてを議題とし、説明を求めます。

○市民環境部長（國岡雄幸君） 市民環境部でございます。よろしくお願いします。

議案第22号・八代市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定についてということで御提案をしているところでございます。

中身につきましては、戸籍謄本等の交付請求の受け付け及び引き渡しの事務を取り扱わせる郵便局を指定するために、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第

3条第3項の規定により、議会の議決を経るために御提案するものでございます。

詳細につきましては、担当課、市民課の川野課長のほうから説明させますので、よろしくお願いいたします。

○市民課長（川野雄一君） 市民課長の川野でございます。着座にて説明させていただきます。

○委員長（前川祥子君） どうぞ。

○市民課長（川野雄一君） それでは、議案書の39ページをお願いいたします。

議案第22号・八代市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定について御説明を申し上げます。

今回の議案は、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律に基づくものでございます。以後、この法律を郵便局事務取扱法と言わせていただきます。

現在、特定事務であります各種証明書交付を坂本町の百済来郵便局、泉町の五家荘郵便局において取り扱いを行っていただいておりますが、平成30年3月31日をもって指定の期間が終了いたします。住民の利便性を考慮いたしまして、引き続き当該証明書交付事務をこの2つの郵便局で取り扱うことが必要だと判断いたしまして、継続につきまして日本郵便株式会社と協議を行い、平成30年度以降も実施する予定で協議が調ったところでございます。

この郵便局の指定につきましては、先ほど岡部長から申しあげましたように、郵便局事務取扱法第3条第3項で日本郵便株式会社と協議が調い、郵便局を指定しようとするときは、議会の議決を経なければならないと規定されております。提案するものでございます。

それでは、議案書の40ページをお願いいたします。

八代市の特定事務を取り扱わせる郵便局の指定についてでございます。この中の第1条の郵

便局の指定及び取り扱わせる郵便局の名称についてでございますが、41ページをお願いいたします。

別表記載のとおり、百済来郵便局と五家荘郵便局の2カ所を引き続き指定する予定としております。

恐れ入りますが、40ページにお戻り願います。

第2条の事務の範囲でございますが、取り扱わせる事務は、第1号の戸籍謄本を初めとする戸籍関連の証明書、第2号の納税証明書、第3号の住民票関連の証明書、第4号の戸籍の附票の写し、第5号の印鑑登録証明書を交付する事務でございます。

第3条の取り扱い期間でございますが、これまでは平成25年4月1日から平成30年3月31日までの5年間でありましたが、日本郵便株式会社と協議しました結果、締結日から平成31年3月31日までの1年間としております。ただし、期間満了の日から3カ月前までに八代市または日本郵便株式会社のいずれから指定の解除の意思表示をしないときは、取り扱い期間をさらに1年間延長することとすることといたしまして、以降も同様とすることといたします。継続して更新ができる内容となっております。しかしながら、必要があるときは、八代市と日本郵便株式会社が協議の上、その期間を短縮することができるとなっております。

施行につきましては、平成30年4月1日からの予定でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議よろしくお願いいたします。

○委員長（前川祥子君） それでは、以上の部分について質疑を行います。

○委員（橋本隆一君） もう指定して、委託事務には何の異論はないですが、ちなみにで伺いますが、年間の委託料というのは大体お幾らぐらいの委託費になるんでしょうか。

○市民課長（川野雄一君） 特に委託料はございませんで、取り扱いの申請に応じて手数料をですね、お支払いしてるところでございます。

（委員橋本隆一君「はい、理解できました」と呼ぶ）

○委員長（前川祥子君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） なければ、これより採決いたします。

議案第２２号・八代市の特定の事務を取りかわせる郵便局の指定については、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（前川祥子君） 挙手全員と認め、本件は可決されました。

◎議案第２７号・八代市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

○委員長（前川祥子君） 次に、条例議案の審査に入ります。

それでは、議案第２７号・八代市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○総務部長（水本和博君） それでは、議案第２７号・八代市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、ただいまより御説明を申し上げます。

内容の説明につきましては、南危機管理課長よりいただきますので、よろしく御審議お願いいたします。

○危機管理課長（南 和治君） 危機管理課の南でございます。

議案第２７号・八代市消防団員等公務災害補

償条例の一部改正について御説明させていただきます。済みません、着座にて説明させていただきます。

○委員長（前川祥子君） どうぞ。

○危機管理課長（南 和治君） 説明のほう、先にですね、資料のほうを１枚お渡ししてたかと思えます。そちらのほうで説明させていただきますと思いますので、そちらのほうを御用意いただければと思います。

○委員長（前川祥子君） どうぞ。

○危機管理課長（南 和治君） 今回の改正事項ですけれども、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令、こちらのほうが改正されたことに伴いまして、八代市消防団員等公務災害補償条例中の扶養親族の加算額及び加算対象区分について改正を行うものでございます。

改正の理由でございますが、消防団員や消防活動に協力された方、いわゆる消防作業従事者などですけれども、消防活動中に負傷または死亡等された場合の損害補償につきましては、条例に基づき、階級とその階級における期間をもって補償基礎額を算定することとなっております。また、当該消防団員等に扶養親族がある場合には、扶養親族に係る金額を加算した額をもって補償基礎額としております。この条例における損害補償の基礎額につきましては、政令に準じて定められております。さらに、この政令の扶養親族の対象と加算額は、一般職の職員の給与に関する法律の扶養手当の支給額及び支給対象をもとに定められているところでございます。

この給与法に定められた扶養親族の加算額が平成２８年１１月に改正され、段階的に変更されることになっておりました。今回、これに伴う政令が平成３０年２月７日に改正、公布されたため、今回、条例の扶養親族の加算額及び加算対象区分について改正するものでございま

す。

改正内容につきましては、下の条例改正案による加算額表により御説明いたします。各加算額の区分が第1号から第6号までございまして、この区分に沿って説明いたします。

まず、第1号は、配偶者ということになっております。こちらのほうが333円であったものが、平成30年度から217円に。それから、第2号ですけれども、こちらのほうが22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子、簡単に平たく言いますと、4年制大学卒業までの子とイメージしていただければいいかと思います。この子の場合、通常に加算額が267円で、消防団員等に配偶者がなかった場合にはそのうちの一人を333円とするとなっておりましたけれども、改正後におきましては一律333円ということになります。それから、第3号は、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫ということになっております。第4号が、満60歳以上の父母及び祖父母、第5号は、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟、妹ということになっております。第6号が、重度心身障害者となっておりまして、この第3号から第4号いずれも加算額217円で、配偶者それから扶養親族に係る子がない場合につきましては、一人を300円とするとなっておりました。こちらのほうが、改正後は一律217円ということになります。

なお、施行日は4月1日を予定しております。

以上で説明のほうを終わります。御審議方、よろしくお願いいたします。

○委員長（前川祥子君） それでは、以上の部分について質疑を行います。

質疑ありませんか。

○委員（橋本隆一君） お尋ねですが、消防活動中の範囲というのはですね、例えば、火災が

起きたから出てくれっていう連絡を受けた、そして、火災が終わって家に帰ってっていうその範囲なのか、そこら辺はちょっと、範囲はどちらまでが範囲なのか。例えば、実際の消火活動に従事したときから消防活動なのか、その前後の移動、帰るまでのですね、それをちょっと、その間に事故が起きた場合の。（危機管理課長南和治君「消防団員の場合は……」と呼ぶ）

○委員長（前川祥子君） 挙手をお願いします。

（危機管理課長南和治君「ああ、済みません」と呼ぶ）

○危機管理課長（南 和治君） 済みませんでした。消防団の場合は出動から帰るまでということになりますので、はい、その火事の現場での作業中だけではなくて、出動、それから帰るときまでも含めてということになります。（委員橋本隆一君「わかりました」と呼ぶ）

○委員長（前川祥子君） ほかにありませんか。

○委員（大倉裕一君） 済いません、補償の額がですね、変わるということなんですけども、万が一、なった場合のその補償額、掛け金という感じだと基礎額ですよ、この。最終的に何か万が一のことがあったときの補償額というものはこれ、どうなるんですか。変わらないということで把握してよかったですか。何か基礎額が変わると何か変わるような感じがするんですけど。

○危機管理課長（南 和治君） これは今おっしゃったように基礎額ですので、基礎額がですね、最初に言いました消防団員の階級と期間によって、まず1つの基礎額があります。それに対して、自分の、消防団員に対して扶養親族がどれだけいたかということで、これだけの金額が加算されることになります。あとは、例えば、障害になった場合とかであればですね、障害の度合いに応じて倍率が何倍というのが出てまいりますので、それを掛けた額ということに

なりますので、一律にはどうかとはちょっと言いづらいかなというふうには思いますが、基礎額足したときに若干減るのかなとも思いますけども、そこはわずかなところかとも思います。

○委員（大倉裕一君） わかりました。団員さんの配偶者とか子供さんとか、そういったところの加算表という形になっていくので、その人のそれぞれで変わっていくということで理解をしました。ありがとうございます。

○委員長（前川祥子君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） 質疑を終了します。
意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） なければ、これより採決いたします。

議案第27号・八代市消防団員等公務災害補償条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（前川祥子君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第28号・八代市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

○委員長（前川祥子君） 次に、議案第28号・八代市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○総務部長（水本和博君） それでは、議案第28号・八代市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

内容の説明につきましては、白川人事課長よりいたさせます。よろしく御審議お願いいたします。

○人事課長（白川健次君） 人事課、白川でございます。よろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。

○委員長（前川祥子君） どうぞ。

○人事課長（白川健次君） 議案第28号・八代市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について御説明をいたします。

議案書は55ページからになります。

提案の理由でございますが、私傷病により療養を必要と認められる場合における病気休暇の取得可能な期間を変更することに伴いまして、所要の改正を行う必要があるものでございます。

議案書56ページの改正文をごらんください。

これまで、第13条第2号に規定をしております病気休暇の期間につきましては、基本的には必要と認められる連続する90日以内の期間としながら、括弧書きで特例といたしまして、結核性疾患にかかり長期の休養を要すると認められる場合にあっては、1年以内の期間としておりました。今回の改正内容は、この病気休暇の取得可能な期間を1年とします結核性疾患の特例部分を廃止するというものでございます。

地方公務員法第24条第4項におきましては、職員の勤務時間その他職員の給与以外の勤務条件を定めるに当たっては、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならない、と定められております。

そのような中、国におきましては、病気休暇の期間は90日を超えることはできないとしており、結核性疾患を特別に取り扱うようにはなっておりません。また、厚生労働省の調査結果によりますと、日本の結核罹患率は減少傾向にあります。加えまして、公益財団法人結核予防会によりますと、統計上の結核性疾患による平均入院期間は65日程度でございます。さらに

は、市町村合併以降の本市におけます病気休暇の取得状況を見ますと、結核性疾患を理由とする取得はございません。

以上のことから、結核性疾患のみを特別に取り扱うべき理由は認められないことから、この特例部分を廃止するというものでございます。

なお、施行日は平成30年4月1日といたしております。

説明は以上です。御審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（前川祥子君） それでは、以上の部分について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） なければ、これより採決いたします。

議案第28号・八代市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（前川祥子君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第30号・八代市長等の給与に関する条例の一部改正について

○委員長（前川祥子君） 次に、議案第30号・八代市長等の給与に関する条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○総務部長（水本和博君） それでは、議案第30号・八代市長等の給与に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

内容の説明は、白川人事課長より行わせます。よろしく御審議お願いいたします。

○人事課長（白川健次君） それでは、引き続

きまして説明をさせていただきます。座って説明いたします。

議案第30号・八代市長等の給与に関する条例の一部改正について御説明をいたします。

議案書は59ページからとなりますが、説明につきましては、配付しております、右肩に議案第30号関係資料、それから、議案第30号関係資料（その2）と書いてあります資料、この2つを使ってですね、説明をさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

○委員長（前川祥子君） どうぞ。

○人事課長（白川健次君） よろしいでしょうか。

○委員長（前川祥子君） はい。

○人事課長（白川健次君） それでは、まず、右肩に議案第30号関係資料（その2）と書いてあります、市町村合併後の特別職の給与等の増減額の推移という資料をごらんください。

これは先日の議会運営委員会におきまして、八代市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について御審議をいただいた際に、過去の改定状況とその影響額等について御質問がありましたことから、今回、必要に応じて審議の参考にさせていただくため、追加で配付をさせていただいた資料ということになります。

資料の見方を御説明いたしますが、例えば一番上の表の平成21年度につきましては給料月額額の改定は行っておりませんが、人事院勧告等によりまして、期末手当の年間支給割合を3.35月から3.10月へと0.25月分の引き下げを行っているものでございます。その結果、表の一番右側の欄になりますが、年間で市長が26万4500円、副市長が21万1600円、教育長が18万5150円、監査委員が14万2887円の減額となり、合計では80万4137円の減額となっているものでございます。

平成22年度、26年度、27年度、それから、2ページ目の平成29年度の表につきましては、引き下げと引き上げの違いはございますが、同様の見方をしていただければと思います。

また、例えば1ページ目でございますが、1ページ目の上から3つ目の表、平成24年度につきましては、特別職報酬等審議会からの答申に基づきまして、給料月額を引き下げ改定を行っているものでございます。また、給料月額の引き下げに伴いまして、期末手当も減額となりますことから、表の一番右側の欄にありますように、給料と期末手当を合わせた年間額において、市長が9万2355円、副市長が7万6963円、教育長も7万6963円、監査委員が6万1570円の減額となり、合計では30万7851円の減額となっているものでございます。

2ページ目の平成30年度の表につきましては、引き上げ改定でございますが、見方としては同様の見方をしていただければと思います。

なお、合併後の平成18年度以降の推移を記載させていただいておりますが、記載のない年度につきましては改定があつてないということになります。この資料もあわせて、本日の審議の参考としていただければと思います。

また、3ページ目には、議員報酬等の増減額の推移も参考資料として添付をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、ここで、右肩に議案第30号関係資料と書いてあります、八代市長等の給与に関する条例の一部改正についてという資料をごらんください。

まず、1の改正の理由でございますが、八代市特別職報酬等審議会の答申に基づき、市長等の給料を改定するに当たり、必要な改正を行うものでございます。

2の改正の内容でございますが、市長につきましては、現行の月額91万4000円を1万1000円引き上げ92万5000円に、副市長につきましては、現行の月額73万1000円を1万3000円引き上げ74万4000円に、教育長につきましては、現行の月額63万9000円を3万5000円引き上げ67万4000円に、常勤の監査委員につきましては、現行の月額49万3000円を1万3000円引き上げ50万6000円に改定をお願いするものでございます。

そのほかに、議案第29号で議員の報酬の引き上げ改定について提案をしているところでございます。これらの平均改定率は、プラスの2.61%となっております。

なお、3の施行日でございますが、この改正条例は平成30年4月1日からの施行とし、4月分からの額改定をお願いしたいと考えております。

4の審議会における審議をごらんください。今回の市長等の給料の額改定の提案につきましては、条例の規定に基づき、八代市特別職報酬等審議会に諮問を行い、その答申を受けて行ったものでございます。

(1)の審議会の開催状況でございますが、本年1月15日に委員の委嘱と第1回の審議会を開催いたしております。また、第2回の審議会を1月30日に開催いたしまして、去る2月14日に審議会会長から市長に対して答申が行われました。その審議会の委員につきましては、記載してあります一覧にて御確認をいただきたいと思ひます。

資料の次のページをごらんください。

審議会からの答申の全体の写しにつきましては事前にお知らせいたしておりますが、内容につきましては要約したものを記載しております。

(2)の審議の経過でございますが、審議に当たっては、特別職等の職務と責任、県内各市

や類似団体の状況に加え、本市の財政状況等も考慮しながら、厳正かつ公平な見地に立ち、慎重かつ詳細に検討をされております。

続きまして、（３）報酬等の額の改定でございますが、市長の給料は市政の最高責任者、本市のかじ取りを担う職責に相応する額とするともに、教育長は法改正により特別職として位置づけられ、教育委員会を代表する職務などが明確化されたことから、その職責に相応する額とするとされております。また、議員の報酬は、議員活動を支えるための経済的基盤の強化と適正な報酬水準を確保する必要があるとともに、議員定数が４人削減されたことに加え、近年の行政の高度化、複雑化により、その職責が多様化、専門化しているため、それに相応する額とするとされております。

最後に、（４）改定の内容でございますが、本市の特別職の報酬等は、類似団体と比較しても平均以下であり、決して高い報酬等の額ではないことから、その職責等を総合的に勘案し、九州内の類似団体の平均額に準じた額まで引き上げるとされております。

審議会の委員からは、議員定数削減について、議会みずから英断されたことを評価する声が多く聞かれました。その一方で、今後も社会経済情勢の変化、本市の人口や財政状況の変化を考慮しながら、特別職報酬等の適正な水準を維持するため、適宜検証していくべきであることも付言をされております。

審議会の委員さん方は、さまざまな団体や企業のトップなどを務めていらっしゃる方々でございます。本市といたしましては、そうした委員さん方にさまざまな立場から御意見をいただき、十分審議を尽くしていただいた結果としての答申と受けとめ、引き上げの改定の提案をしているところでございます。

説明につきましては以上でございます。御審議方、よろしくお願いいたします。

○委員長（前川祥子君） それでは、以上の部分について質疑を行います。

質疑ありませんか。

○委員（古嶋津義君） 先ほど白川課長のほうから微に入り細に入り説明がございましたように、特別職報酬等審議会委員等の改定の内容等も読ませていただきました。

本市特別職は類似団体と比較しても平均以下であり、決して高い報酬等の額ではないことから、特別職、特に本市の諸情勢、及び昨今の社会経済情勢等を総合的に勘案しとありますが、先ほど一般会計の中の歳入の中で、市税のところで、個人、そして法人税等についても増加をしている、そういうのが社会経済情勢等ということであろうと私は思います。また、九州内の類似団体平均額に準じた額まで引き上げるということでもありますので、私としては答申の内容を尊重し、賛同をしたいと思います。

○委員（大倉裕一君） 今回は報酬等審議会に諮問をされて、その結果をですね、踏襲されたというか、尊重されての提案ということだと思うんですけども、報酬等審議会が上げることで妥当じゃないですかというようなことを答申されたとしても、市長みずからが今回はやっぱ断念しようかというようなことも考えられると思うとですよ、ひとつ、やり方というか、運用の仕方としては。今回はその市長として断念ということは検討段階に上ったのか上らなかったのか、そこをお聞かせいただけますか。市長に聞かんとわからんとかもしれんですけど。

○人事課長（白川健次君） 特別職報酬等審議会の答申を受けまして、市長のほうにその結果の報告に行っております。その際には、本審議会の答申を尊重するというところで、特段それとは違う判断をするというようなところはなかったというふうに記憶しております。

○委員長（前川祥子君） よろしいですか。

○委員（大倉裕一君） はい。

○委員長（前川祥子君） ほかにありませんか。

○委員（村川清則君） 私も、報酬等審議会も慎重審議の上、結論出されたと思いますし、尊重しなければならないと思います。上げ幅も、10年ぐらい前ですかね、と比較しても小さいですし、賛成してしかるべきかと思っております。

以上です。

○委員長（前川祥子君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） なければ、これより採決いたします。

議案第30号・八代市長等の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（前川祥子君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第31号・八代市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

○委員長（前川祥子君） 次に、議案第31号・八代市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○総務部長（水本和博君） それでは、議案第31号・八代市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について御説明をいたします。

内容の説明につきましては、白川人事課長よりいたさせます。よろしく御審議お願いいたします。

○人事課長（白川健次君） 引き続き説明をさせていただきます。よろしくお願いします。座って説明させていただきます。

○委員長（前川祥子君） どうぞ。

○人事課長（白川健次君） 議案第31号・八代市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について御説明いたします。

議案書は61ページからになります。

まず、62ページの改正文をごらんください。

今回の改正条例は、第1条で八代市一般職の職員の給与に関する条例の本体を改正し、第2条で平成28年度から施行いたしました本条例を改正する条例の附則を改正するようにしております。

なお、第1条の改正につきましては、右肩に議案第31号関係資料と書いてあります資料に基づいて説明を行わせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、資料のほうをごらんください。

まず、1の改正の趣旨でございますが、人事評価を給与その他の人事管理の基礎として活用することが地方公務員法に明記されたことを踏まえまして、人事評価であります能力評価と業績評価、この2つに基づく人事管理を推進するため、所要の改正を行うというものでございます。

本市におきましては、地方公務員法の改正を受けまして、平成27年度より、これまでの人事考課から人事評価に移行しまして、職員が職務を遂行するに当たり発揮した能力を評価いたします能力評価と、職員が実際に挙げた業績を評価いたします業績評価、この2本立てで取り組んでいるところでございます。

今回は、改正地方公務員法により、評価結果に応じた措置を講ずることが義務づけられたことを受け、この人事評価の結果を勤勉手当に反映するよう改正を行うものでございます。

2の改正の概要でございます。

今回改正いたします条例第31条は、勤勉手当に関し、その基準日や支給日、勤勉手当の額の計算方法について定めております。

このうち、①人事評価に基づく人事管理の推進といたしまして、第31条第1項で、これまで勤勉手当について、6月1日と12月1日のそれぞれの基準日以前6カ月以内の勤務成績に応じて支給していたものを、前年度の人事評価結果を反映できるように明記いたしますとともに、これまで同様、基準日以前6カ月以内の勤務の状況も的確に反映できるよう仕組みを整備するものでございます。

また、②の勤勉手当への反映のための原資の確保といたしまして、第31条第3項では、これまで扶養手当の月額を勤勉手当の支給基礎額に算入していたものを見直すことで、予算の増加を抑制しながら、人事評価結果の勤勉手当への反映のための原資を確保するというものでございます。

なお、3の施行日でございますが、平成30年度の人事評価の結果から活用するため、公布の日から施行いたしますが、実際の反映を始める時期が平成31年6月期の勤勉手当となることから、必要な経過措置を定めているものでございます。

ここで、配付資料の次のページ、人事評価結果の勤勉手当への反映方法をごらんください。

まず、1の加算となる対象職員でございますが、人事評価には能力評価と業績評価を総合しました結果がSからA、B、C、Dまでの5段階がございます。そのうち、上位でありますSまたはAの職員を対象としております。

2の加算原資の確保につきましては、先ほど御説明いたしましたように、扶養手当を勤勉手当の支給の基礎額から除くことで確保いたします。

また、3の分布率でございますが、加算の対

象となる職員は、部ごとに、特に優秀を5%から10%、優秀を25%から35%といたします。

4の成績率につきましては、現行の良好であります0.90月に、特に優秀の場合には0.20月を、優秀の場合は0.10月を加算し、6月期の勤勉手当で支給することといたします。

それではここで、議案書の62ページをごらんください。

中ほどからの、第2条、八代市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の改正でございますが、これは最初に申しましたように、平成28年度から施行いたしました、本条例を改正する条例の附則を改正するというものでございます。

平成28年度の条例改正は、国家公務員につきまして、平成27年度から実施をされております給与制度の総合的見直しについて、本市につきましても、熊本県に準じまして、平成28年度から実施したものでございます。

この給与制度の総合的見直しは、特に地方において公務員の給料が民間に比較して高い水準にあるという指摘に制度的に対応するものでございまして、本市におきましては、行政職給料表を平均で2.3%引き下げるなどの改定を行ったものでございます。

また、引き下げ改定となりますことから、激変緩和措置といたしまして、国が3年間であるのに対し、本市では平成30年3月31日までの2年間の現給保障措置を附則で定めておりました。しかしながら、この2年間の激変緩和措置の終了後の平成30年4月1日におきましても、その対象となる職員がまだ全体の2割強存在しますことから、この2年間の激変緩和措置について、国に準じて3年間とするため1年間延長し、平成31年3月31日までとするものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、ど

うぞよろしく願いいたします。

○委員長（前川祥子君） それでは、以上の部分について質疑を行います。

質疑ありませんか。

○委員（古嶋津義君） 資料いただいております3番の分布率であります、子供の通知簿じゃありませんが、5が5から10%とか、4が25から35%と、そういう評価の仕方だろうと思いますが、この辺のところについて、ひとつ平等性をもってですね、評価をしていただきたいと思いますのですが、その辺のところはいかがでしょうか。

○人事課長（白川健次君） 確かにですね、部ごとでとり行っている事業というのも異なりますもんですから、なかなか一律にですね、ということは難しい部分があるかと思います。

ただ、現在も実施しておりますが、この評価についての研修というのをですね、今後も継続して取り組むことによってですね、どこの部でもできる限り平等な評価ができるようなですね、そういう体制、それから、必要に応じて制度の見直し等もですね、引き続いて行っていきたいというふうに思っております。（委員古嶋津義君「はい」と呼ぶ）

○委員長（前川祥子君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） なければ、これより採決いたします。

議案第31号・八代市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（前川祥子君） 挙手全員と認め、本

案は原案のとおり可決されました。

◎議案第32号・八代市職員退職手当支給条例等の一部改正について

○委員長（前川祥子君） 次に、議案第32号・八代市職員退職手当支給条例等の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○総務部長（水本和博君） それでは、議案第32号・八代市職員退職手当支給条例等の一部改正について説明を申し上げます。

引き続き、白川人事課長より説明をいただきますので、よろしく御審議お願いいたします。

○人事課長（白川健次君） それでは、引き続いて座って説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議案第32号・八代市職員退職手当支給条例等の一部改正について御説明をいたします。

議案書は63ページからとなりますが、説明につきましては、右肩に議案第32号関係資料と書いてあります資料もあわせてごらんをいただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、資料のほうをごらんください。

1の改正の理由でございますが、国家公務員の退職手当につきましては、官民比較調査の結果等を踏まえ、その支給水準引き下げのため、国家公務員退職手当法が改正をされました。これに伴いまして、地方公務員の退職手当につきましても同様の措置が求められていることから、本市におきましても、国及び他の地方公共団体との均衡を図るため、調整率の引き下げを行うというものでございます。

次に、2の改正内容でございますが、民間との支給水準の均衡を図るために設けられております退職手当の調整率を、現在、100分の87とあるのは100分の83.7に、また104分の87とあるのは104分の83.7に引き下げるものでございます。今回の改正により

まして、1人当たり平均で78万円弱の引き下げとなると見込んでおります。

今回の引き下げ幅は国に準じて実施をいたしますが、引き下げの時期につきましては、国が平成30年1月1日の施行であったのに対しまして、本市におきましては平成30年4月1日の施行としたいと考えております。

これは、職員管理を4月採用、3月退職という形で行っておりますので、年度途中での引き下げ改定は職員の間に混乱を引き起こしかねないとの判断から、4月1日の施行を提案するものでございます。

これにつきましては、国も前回の退職手当の支給水準の引き下げのときに、いわゆる駆け込み退職とされる事例が生じたことを踏まえ、各地方公共団体において行政運営に支障が生じないよう必要な措置を講ずることとしております。また、県内のほとんどの市町村は、本市と同様、4月1日の施行でございます。

それでは、議案書の64ページをごらんください。

今回は2本の条例が関係しておりまして、第1条で、退職手当支給条例を施行いたしましたときの調整率を規定しております附則を改正いたします。また、第2条のほうで、平成18年度に制度改正を行いましたときの改正条例の附則を改正いたします。これは、附則のほうに経過措置が規定をしてありまして、まだそれが適用されている部分があるための措置ということになります。

施行日は、先ほど御説明いたしましたように、平成30年4月1日といたしております。

説明につきましては以上でございます。御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（前川祥子君） それでは、以上の部分について質疑を行います。

質疑ありませんか。

○委員（大倉裕一君） 済いません、単純な質

問で。調整率が104分の87と100分の87、2つあるのは、これ何でこういうふうになってるんですか。

○人事課長（白川健次君） 平成18年の条例改正前の旧条例においてですね、勤続期間が20年から35年の職員で、定年退職をされた方についてはですね、退職手当の調整率を100分の104としておりました。改正前の条例では、この調整率を100分の104としておりました。そのためですね、改正前の旧条例と改正後の新条例、その2つによります退職手当の額の比較を行うためですね、この旧条例を適用して退職手当を算定する場合にですね、調整率についてはどちらも同様に100分の87というふうになるように、104分の87というのを掛けるというふうにしてあるというものでございます。

○委員（大倉裕一君） すとんと、済いません、胸にちゅうか、理解ができんとですけど、合併前のやつがあつて、勤続年数との関係もあったと。それがそのまま現在まで引き継がれているような状況にあるわけですよ。そこを……。ちょっともう1回説明いただければ。済いません。

○人事課長（白川健次君） 平成18年度の改正があつてなんですが、その経過措置でですね、改正前の計算方法と改正後の計算方法で計算して、改正前で計算したほうが退職手当の額が高くなる場合には、そちらを支払っていいですよというのがございます。だもんですから、両方計算してみるようなケースがあるんですが、その計算をするときにですね、調整率については条例の改正前も改正後も同じになるように、同じ100分の87になるように、改正前の条例の計算をするときには104分の87を掛けるというふうにしてるということです。済いません、説明が上手じゃないかもしれないです。（委員大倉裕一君「大丈夫です。はい」と

呼ぶ)

○委員長（前川祥子君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） なければ、質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） なければ、これより採決いたします。

議案第32号・八代市職員退職手当支給条例等の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（前川祥子君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第33号・八代市報酬及び費用弁償条例の一部改正について

○委員長（前川祥子君） 次に、議案第33号・八代市報酬及び費用弁償条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○人権政策課長（澤田宗順君） 人権政策課の澤田です。

議案第33号・八代市報酬及び費用弁償条例の一部改正について、着座にて説明をさせていただきます。

議案書の65ページをお願いいたします。

提案理由としましては、記載されておりますように、人権特別相談員の報酬額を新たに規定することに伴い、条例の一部改正が必要であるため提案をさせていただくものです。

まずは、総務委員会資料として、人権特別相談員についてと書いた資料をお配りしております。お手元にありますでしょうか。

この資料は、昨年12月15日の総務委員会所管事務調査で配付しました資料から抜粋したものです。こちらを御参照いただきたいと思います。

ます。

人権特別相談員につきましては、さまざまな悩みを持った市民の不安の解消と解決に向け、相談案件の中の人権案件について、法的、心理的に専門性の高い相談受付を実施するため設置するものです。

人権特別相談員には、非常勤の特別職として弁護士及び臨床心理士を充て、法律の専門的見解を要する相談や精神的ケアを要する相談などを受け、その解決に向けた助言等を行います。特別相談員の任期は3年で、再任は妨げません。

なお、人権特別相談員の運用等につきましては、さきの総務委員会で説明をさせていただいておりますので、詳しくは省かせていただきます。

また、特別相談員の設置につきましては、平成30年4月1日から施行するために、八代市法令審議会におきまして、八代市人権特別相談員設置要綱の制定について承認をいただいております。

それでは、議案書の66ページをごらんいただきたいと思います。

このたびの人権特別相談員の設置に伴いまして、人権特別相談員の報酬額を新たに規定することから、八代市報酬及び費用弁償条例の一部を改正するもので、別表第1中、人権相談員月額13万5100円の後に、人権特別相談員月額1万円を加え、改めるものです。

最後に、附則としまして、本条例は、平成30年4月1日から施行するものとしております。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（前川祥子君） それでは、以上の部分について質疑を行います。

質疑ありませんか。

○委員（古嶋津義君） 特に、人権特別相談

員、弁護士さんについてはですね、しっかり見きわめていただきたいと思います。弁護士さんというのは職業柄、相談をされたほうにどうしても偏りがちでありますので、その辺のところはしっかりと見きわめていただきたいと思います。

○委員長（前川祥子君） ほかにありませんか。

○委員（橋本隆一君） 濟いません、相談員の設置に対しては全く異論はないんですが、ただ、月額報酬という視点からですね、月によっては多い月と、そんなないかなちゅうのもあるんですけども、その案件、月額報酬ですよ。（人権政策課長澤田宗順君「いえ、日額」と呼ぶ）人権相談員は月額13万5000円じゃないですかね。人権特別相談員が日額の1万円ということで、人権相談員の月額というのがどうなのかなって、一般的な感覚からしてですね。確かに弁護士さん、臨床心理士さんちゅうのはなかなかふだんなれるような資格でもないですし、特別な資格だと思んですが、月によっては、失礼ですけど、今までの実績の中で全くなかった月というのはあったでしょうか。そういうのをちょっとお聞きしたいと思うんですけども。相談案件がなかったということがありましたか。

○人権政策課長（澤田宗順君） 人権、まず相談員につきましては、平成23年の4月に人権啓発センターを設置しまして、その際、人権相談員2名を配置して、日ごろ、人権侵害とか、それからDVとかセクハラなどの人権に関する相談を受け付けているところです。

ちなみに件数としましては、まず、29年度、今年度、平成30年の1月末現在ですけども、累計として370件の相談を受けているところです。ちなみに、28年度は523件ありますので、年間大体500件ほどの相談を受けているという状況でございます。

ということで、その中で特に法的な見地、それから、——ものですね、特別な見地が必要な場合に、この特別相談員をお願いをして相談をしていただくという形にしているものです。

○委員（橋本隆一君） 理解できました。かなりの件数をこなしていただいているという事は理解できました。それに見合った報酬であると思います。

○委員（大倉裕一君） 今、橋本委員のほうは見合った金額とおっしゃったんですけども、この積算といいますか、人権相談員さんの金額についてはどういった積算をされたんでしょうか。どこから導き出されたのか、そこについてお尋ねをしたと思います。

○人権政策課長（澤田宗順君） 濟いません、これ設置したときからの金額をずっと引きずっております。今、この13万5000円という根拠がですね、ちょっと今、私も手元に資料を持っておりませんので、ちょっとすぐ即答できない状況にあります。

○委員（大倉裕一君） 提案をされるのであれば、そのあたりもしっかり調査を加えといていただきたいというふうに要望します、今回は。

で、ずっとこのままの金額ということで、今、お話もありましたので、一度やはりこの月額の金額という部分はですね、時代に即した金額なのかといったところも含めて検討をお願いしておきたいというふうに思います。

○委員長（前川祥子君） 大倉委員、今回の議案の改正はですね、人権特別相談員に限ってですので、よろしいですか。その点をお含みください。

○委員（大倉裕一君） あ、下のほうですね。

○委員長（前川祥子君） はい。（「月額1万円ばたい。だから、そう言うた」と呼ぶ者あり、委員大倉裕一君「そしたら人権相談員については載せんと」と呼ぶ）これ、以前からという。

○人権政策課長（澤田宗順君） 条例の構成上、別表として入っておりまして、その下にこの1文を追加するということです。

○委員（大倉裕一君） 条例の提案は理解しました。私の勘違いもありましたけども、ですけども、長年、17年からですかね、提案されてきたときからこの金額ということで、検討がされてないということであるようですので、一度見直しをするべきかどうかというところを検討いただきたいというふうに要望しておきたいと思います。

○委員長（前川祥子君） 要望ですね。

○委員（大倉裕一君） はい。

○委員長（前川祥子君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） なければ、これより採決いたします。

議案第33号・八代市報酬及び費用弁償条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（前川祥子君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

○委員長（前川祥子君） 次に、本委員会に付託となっている請願・陳情はありませんが、要望書等につきまして、写しをお手元に配付いたしておりますので、御一読いただきたいと存じます。

以上で付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会報告書及び委員長報告の作成について

は委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

小会いたします。

（午後5時00分 小会）

（午後5時06分 本会）

◎所管事務調査

- ・行財政の運営に関する諸問題の調査
- ・総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査

○委員長（前川祥子君） 本会に戻します。

次に、当委員会の所管事務調査2件を一括議題とし、調査を進めます。

当委員会の所管事務調査は、行財政の運営に関する諸問題の調査、総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査、以上の2件です。

このうち、行財政の運営に関する諸問題の調査に関連して、3件、執行部から発言の申し出がっておりますので、これを許します。

- ・行財政の運営に関する諸問題の調査
（八代市人財育成基本方針の改訂について）

○委員長（前川祥子君） それでは、八代市人財育成基本方針の改訂についてをお願いします。

○人事課長（白川健次君） それでは引き続きまして、本年3月に改訂をいたしました八代市人財育成基本方針について御説明をさせていただきます。座って御説明させていただきます。

○委員長（前川祥子君） どうぞ。

○人事課長（白川健次君） 資料のほうは、基本方針の本体とですね、あと、A4縦長の1枚物の資料ですね、基本方針の具体的な取り組み項目の対照表、この2つを使ってですね、説明をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

まず、この基本方針の概要ですが、本体のほうの表紙をめくっていただきまして、目次をごらんください。

第1、はじめにでは、改訂の背景と趣旨や、背景の中でも特に課題となっております職員の年齢別人員構成の変化、それから、基本方針の策定に当たって行いました職員アンケートの結果等を記載をいたしております。

また、第2の目指す姿では、目指す職員像や目指す職場を記載をいたしております。

それから、第3、基本的な方向性では、今後の方向性として、意識改革と能力開発を掲げております。

また、第4、具体的な取組では、職場環境の整備から安全衛生の充実まで、大きく4つを取り上げております。

そして、最後の第5、推進体制では、職員、管理監督職等のそれぞれの役割と基本方針の推進期間を記載をしております。

それでは、基本方針の内容を御説明いたします。

1ページの第1、はじめにの1、改訂の背景と趣旨をごらんください。

本市では、平成23年6月に八代市人財育成基本方針を策定いたしまして、人材の育成に努めてまいりました。

一方で、厳しい財政状況や少子高齢化のさらなる進行等、地方公共団体を取り巻く状況は変化をしており、人事評価制度導入の義務化や女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の施行など、避けては通れない法律、制度が整備、構築されました。さらに、八代港の重点港湾指定、国際旅客船拠点形成港湾指定やくまもと県南フードバレー構想の策定など、本市を取り巻く環境も大きく変化をしております。

そのため、こうした環境変化に的確に対応した人事制度をどのように構築し、新たな行政ニーズ等に対応できる職員をいかに育成していく

かが大きな課題となっております。限られた人員でこうした課題を適切に解決しつつ、総合計画に掲げる市の将来像の着実な実現を図り、より質の高い市民サービスを提供するためには、職員一人一人の意識改革や能力開発等を図りますとともに、人材の育成に積極的な職場づくりを強力に推進していく必要があります。

こうした状況等に鑑み、本市が抱える人事上の課題を整理するとともに、職員アンケートの結果やこれまでの取り組み等を踏まえ、八代市人財育成基本方針の改訂版を策定したというものでございます。

少し飛びまして、6ページからの第2、目指す姿をごらんいただきたいと思います。

まず、1、目指す職員像ですが、職員は主体的に意識改革や能力開発等に努め、強い使命感、高い倫理観を持って、市民の期待に応えられるよう職務に取り組む必要があります。市には多様な業務がありますが、まちづくりの基本となる市の将来像の着実な実現に向け、全ての職員が目指すべき職員のあり方を、市民と郷土を愛し、みずから考え、柔軟、迅速に行動できる職員と掲げ、組織全体で職員の育成に取り組みます。

また、7ページの2、目指す職場では、職場は人材育成の場でもあり、組織全体が同じ目的に向かいつつ、コミュニケーションを図りながら互いに学び合い、高め合う組織風土を醸成していく必要があります。そのため、目指す職場のあり方を、組織目標を共有し、連携を深め、相互の能力を最大限発揮できる職場と掲げ、よりよい職場づくりに取り組みます。

それでは、少し飛びまして、11ページの第3、基本的な方向性のところをごらんください。

より質の高い市民サービスを提供できる職員の育成を図るため、意識改革と能力開発を今後の基本的な方向性といたします。

まず、1の意識改革では、自身の成長には、職員の意識改革を促進するとともに、前例主義や縦割り行政から脱却しつつ、みずから考え抜き、スピード感、チャレンジ精神を持って果敢に業務に取り組む必要があります。こうした意識改革等につながる取り組みを重点的に実践し、職員の自主性を促すとともに、組織として一体的な人材育成を推進いたします。

また、2の能力開発では、市民から信頼される職員となるため、強い使命感と高い倫理観を持ち、職務に精通するとともに、総合的な能力を身につけた職員の育成を推進いたします。

それではここで、12ページからの第4、具体的な取組について御説明をしたいと思いますのですが、その前に、A4縦長の1枚物の資料、基本方針の具体的な取り組み項目の対照表のほうをごらんください。

この対照表は、これから御説明をいたします具体的な取り組みの改訂前と改訂後を一覧にしたというものでございます。

今回の改訂で、場所が移動したものについては黒のひし形を、新規で設定したものには黒い丸を、また、集約をいたしましたものには白の三角を記載しております。

例えばですが、改訂前に黒のひし形をつけております、1、職場環境の整備の(3)働きやすい職場環境づくりの3番目、問題行動の未然防止につきましては、改訂後の一番下の4、安全衛生の充実の(2)安心・安全な職場づくりの4番目に移動をしております。

また、改訂前に白の三角をつけております、先ほどと同じ1、職場環境の整備の(3)働きやすい職場環境づくりの1番目、朝礼の励行と2番目、職場でのコミュニケーションの推進につきましては、改訂後の1、職場環境の整備の(2)職員を育てる職場環境づくりの2番目、職場内コミュニケーション等の推進に集約をいたしております。

これらの見直しを行った結果、移動したものが2項目、新規で設定したものが10項目、集約したものは10項目から5項目への集約となっております。また、取り組み項目の数は、改訂前の36項目から改訂後は39項目となっております。

それでは、基本方針の本体のほう、12ページに戻らせていただきたいと思います。

第4、具体的な取組の説明に入らせていただきますが、時間の都合もございますので、取り組みの内容、表にしております部分につきましては、今回の基本方針の改訂で新たに加えた取り組み、先ほどの対照表の中で黒丸のつけてあった新規の部分を中心に説明をさせていただきますと思いますので、よろしく願いいたします。

まず、1の職場環境の整備でございます。

(1) 市民目線を育む職場環境づくりでは、職員一人一人が積極的に市民と交流し、市民ニーズを把握するとともに、それを共有し、市民に寄り添ったサービスを提供できる体制の強化を図っていくとしております。

13ページをごらんください。

(2) 職員を育てる職場環境づくりでは、職場は能力開発等を行う場でもあることから、管理監督職を中心として、相互啓発的な職場環境づくりを推進するとともに、職員同士のコミュニケーションを深めるとしております。ここでは新たに掲げた取り組みといたしまして、表の3番目に、管理監督職による研修受講の推進といたしまして、管理監督職が率先して自己研さんに努めるとともに、所属職員に研修受講の機会提供、動機づけを行い、研修受講を推進するとしております。また、4番目にメンター制度の検討といたしまして、業務上のノウハウや経験豊富な職員が若手職員や悩みを持つ職員をサポートする制度の導入を検討するとしております。

また、（３）仕事と生活の調和のとれた職場づくりでは、職員一人一人が能力を最大限発揮できるようにするためには生活全般を充実させることが必要であり、休暇が取得しやすい職場環境づくりや職場における協力体制の構築等に努め、仕事と生活の調和、ワーク・ライフ・バランスの実現をさらに促進するとしております。新たに掲げた取り組みといたしまして、表の３番目に、柔軟な勤務形態の検討として、フレックスタイム制度など、職員のライフスタイル等に応じた柔軟な勤務形態の導入を検討するとしてしております。また、４番目に、業務の相互補完体制の整備といたしまして、定期的な業務分担の見直し等を行い、職員にさまざまな業務を経験させ、職場全体で補完し合える体制をつくるとしております。

１４ページをごらんください。

具体的な取り組みの２つ目、職員研修の充実でございます。

（１）自己啓発支援の充実・強化では、人材育成の基本であります自己啓発に係る支援のあり方の検討等を行い、職員が自己啓発に取り組みやすい環境の整備を図ります。ここでは新たに掲げた取り組みとして、表の２番目に、自主的な取り組みへの支援の充実、強化として、業務に関連する資格の取得への助成など、自己啓発をさらに促進するための支援の充実、強化を図るとしております。

１５ページをごらんください。

（２）集合研修の充実では、集合研修について、人事異動等も含めたさまざまな機会を捉えて研修受講の機会を確保するとともに、職員、職場の意見等も踏まえ、社会情勢の変化に対応しつつ、効率的、効果的に実施するとしております。新たに掲げた取り組みといたしまして、表の３番目に、研修受講機会のさらなる確保として、臨時、非常勤職員等の受講機会の拡充や勤務時間外での開催など、研修受講機会のさら

なる確保に向けた検討を行うといたしております。

次の（３）派遣研修の推進では、国、県などや専門施設への派遣研修は、先進的な行政手法、多様な人脈の構築等の大きな効果が期待できるため、積極的かつ継続的に推進するとしてしております。

１６ページをごらんください。

具体的な取り組みの３つ目といたしまして、人事制度の整備を掲げております。

まず、（１）多様な人材の確保では、複雑多様化する市民ニーズに柔軟かつ迅速に対応し、より質の高い市民サービスを提供するためには、強い使命感と高い倫理観を持った自主性のある人材を確保していく必要があるとしております。新たに掲げた取り組みといたしまして、１７ページになりますが、表の２番目に、任期付職員制度の活用として、専門性の高い分野や特定の課題に対し柔軟に対応するため、任期付職員制度を活用するとしてしております。また、３番目に、再任用職員制度の活用といたしまして、定年退職者の知識、経験、技術等を生かし、質の高い行政サービスを提供するため、再任用制度を活用するとしてしております。さらに、４番目に、臨時、非常勤職員制度の活用として、一時的な業務の増加や専門性を有する業務に効率的に対応するため、臨時、非常勤職員制度を活用するとしてしております。

（２）公平・公正な人事評価では、人材育成を効果的に行うため、人事評価制度を適正に運用する必要があることから、職員一人一人の能力や業績を公平、公正に評価するとともに、面談等における的確な指導、助言や評価結果の有効活用を図るとしております。

それから、（３）職員を育てる人員配置では、人事異動等により、職員の保有能力の活用と潜在能力の発掘等に取り組めます。また、人材育成の観点から、多様な職場を経験させるこ

とが重要である一方、複雑高度化する市民ニーズに的確に対応するためには専門性の向上も求められます。

18ページに移っていただきまして、そのため、職員の適性等の把握とともに、本人の意向に最大限配慮しつつ、ジョブローテーション等を踏まえた適材適所の人員配置の実現を目指すとしております。ここでは新たに掲げた取り組みといたしまして、表の3番目に、エキスパート職員育成制度の検討といたしまして、長年培った経験や知識を専門性の高い分野で活用するため、エキスパート職員、スペシャリストを育成する制度の導入を検討するとしてしております。

(4) 職員と職場を活かす任用管理では、職員の能力等を的確に把握しつつ、性別や年齢等にとらわれず、意欲的な人材を積極的に登用し、職場のさらなる活性化を図るといたしております。

19ページから具体的な取り組みの最後となります4、安全衛生の充実でございます。

まず、(1) 心と体の健康づくりでは、職員の健康の保持増進、特にメンタルヘルス対策は重要な課題となることから、ストレスチェックの活用や相談体制の強化等に取り組み、職員の健康管理対策をさらに進めます。また、病気休暇等の職員が円滑に職場復帰できるよう、支援体制の充実強化を図るとしております。

20ページの(2) 安心・安全な職場づくりでは、安心、安全な職場は公務能率を向上させ、より質の高い市民サービスの提供につながることから、安全衛生に関する意識啓発や管理体制の充実を図りつつ、快適な職場環境づくりを推進するとともに、公務災害、問題行動の未然防止に積極的に取り組むといたしております。

最後に、21ページからの第5、推進体制をごらんください。

職員の育成には、人事担当課だけでなく、全ての職員、管理監督職等がそれぞれ連携し、基本方針に基づく取り組みを確実に推進していくことが極めて重要でありますことから、それぞれの役割を記載をいたしているものでございます。

なお、推進期間は平成30年、2018年4月から2026年3月までの8年間とし、その間、適宜見直しを行うとしております。

説明は以上でございます。

○委員長（前川祥子君） 本件について、何か質疑、御意見等はありませんか。

○委員（橋本隆一君） 人材育成に向けてのですね、取り組みということ、理解できました。一般の職場でよく人事考課というのがありますですね。自分のことしの目標はこういうことを目標にして、そして、1期、2期、3期に分けて、そうすると、その1期ごとに自分の評価と上司からの評価を加えながら自分の課題をさらに見つけていくという、そういう形のこともこの中に入ってるという理解でよかったですか。

○人事課長（白川健次君） 平成27年度から取り組んでおります人事評価の中で、業績評価というのがございまして、そちらはまず組織目標というのがありまして、その中でですね、その組織目標に応じてそれぞれ個人の業務上の目標というのを定めるようにしております。その定めた目標についてですね、年に2回、中間と最終それぞれ、どれだけ達成できたかということですね、まずは自分で評価して、その上で上司のほうで評価するというような制度にしておりますので、今、委員が言われたような形でのですね、人事考課と言われましたが、八代市の場合は人事評価という形で、そういう形での評価をしているというところでございます。

○委員（橋本隆一君） 自分の前の職場であるんですけど、自分が思ってる自分と人から見た

自分というのが差異がありまして、例えば、コミュニケーション能力が非常に問われるって思うんですね、こういう職種というのは。で、自分ではうまくやってるんだけど、どうしても窓口の対応でなかなか、いろいろな苦情があったりとか問題が出てきたときに、自分は一生懸命やってるんだけど、なかなか自分のどこが問題なのかわからないというときには、上司なり先輩なりのアドバイス体制とか、あなたはこういうところがちょっと課題になるんじゃないかっていう、そういうこともこの中では話ができる、そういう相談体制っていうのはできてるわけですか。

○人事課長（白川健次君） 先ほどの人事評価の中では、必ず面談というのをするようになっております。その中でですね、アドバイスという形です、今年度の評価と、それから次年度に向けてどのような取り組みをするべきかという、そういうアドバイスをするような面談という機会をつくってありますので、そういう中での取り組み対応というのは可能というふうに考えております。

○委員（橋本隆一君） 本当にそういった形で目標を目指してですね、非常に言いにくいことで申しわけないんですが、私もやっぱり市民の方からそういう苦情を聞くんですね。そして、その課長、係長にこやん苦情がありましたよと言うと、なかなか本人にそれは言いにくかものなところであるところがありますもんですから、そういうところでもやっぱり言いやすい環境づくりというのも大事かなというのは思いました。お願いいたします。

○委員長（前川祥子君） ほかにありませんか。

○委員（古嶋津義君） 19ページの心と体の健康と書いてありますが、特に心の健康の問題、今も職員さん何名かは休んでいらっしゃるというふうに思っていますが、部署によっては

大変ストレスのたまるような部署もあります。

前の市長のときですね、この問題、実は質問をいたしました。当時、うちの家内が県立のこのころの医療センターに勤めていた関係で少し詳しくございましたので、ただ答弁が、飲みニケーションをすればようなりやせんどかいと、全く無知な答弁でありまして、あいた口が塞がらなくて、私ももう物を言いませんでしたが、この心の健康の問題はですね、1回発症すると、ちょっと数年かかりますので、外目にはよくわかりません。しかし、家族にはちょっと微妙な関係でわかる部分がありますが、特に夜中の2時とか3時になればですね、早朝覚醒ばします、その時間帯が一番自死に至る危険が高うございますので、この辺の特に注意をしていただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（前川祥子君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） なければ、以上で八代市人財育成基本方針の改訂についてを終了します。

・行財政の運営に関する諸問題の調査

（八代市協働のまちづくり推進条例検討委員会の取り組み状況について）

○委員長（前川祥子君） 次に、八代市協働のまちづくり推進条例検討委員会の取り組み状況についてをお願いします。

○市民活動政策課長（福本桂三君） 市民活動政策課、福本です。よろしくお願いします。

八代市協働のまちづくり推進条例検討委員会の取り組み状況について御説明いたします。着座して説明させていただきます。

○委員長（前川祥子君） どうぞ。

○市民活動政策課長（福本桂三君） 資料については2冊ございます。総務委員会資料という

資料と参考資料ということで、タウンミーティングの際に配付した資料でございます。この2冊を使って今回説明させていただきます。

それでは、本委員会に報告するに至った経緯でございますけれども、八代市協働のまちづくり推進条例検討委員会の取り組み状況につきましては、昨年の市議会6月定例会の総務委員会におきまして御報告いたしました際、委員の方から、こまめに報告してほしいとの御意見をいただきましたので、昨年の市議会12月定例会総務委員会におきまして、条例検討委員会の概要と11月に開催いたしました市民フォーラムの状況について御報告したところでございます。

今回は、その後、1月から2月にかけて、タウンミーティング、いわゆる住民説明会を開催いたしましたので、その状況について御報告させていただきますものでございます。

次に、タウンミーティング開催の目的と実施の概要でございます。

まず、資料の3ページをごらんください。

タウンミーティングの開催の目的です。市民の皆さんや地域協議会の関係者等を対象に、条例検討委員会で作成いたしました条例骨子案に盛り込んだ内容を報告すること、また、参加者との質疑応答や意見交換、アンケートを実施し、条例の必要性や内容などに関し、市民の皆さんの意見を広く聴取することを目的としております。

次に、期日、会場、参加者などでございますが、1月から2月にかけて、市内のコミュニティセンターの10会場において開催し、延べ287名の参加をいただきました。

次に、タウンミーティングの内容でございます。説明会では、まず、条例骨子案の内容を御説明いたしました。本日は、説明会において参加者の皆さんへお配りした資料として、別添資料を添付しております。説明会ではこの資料を

使いまして、前半で協働のまちづくりの概念やまちづくりにおける行政側と住民側の現状などを御説明し、後半に条例骨子案の内容について説明しました。その後、参加者の皆さんより御意見や御質問をいただき、最後にアンケートへの御記入をお願いしました。

次に、タウンミーティング中での主な意見でございます。

資料の4ページから5ページです。

質疑や意見交換の中で、参加者の皆さんから発言がございました主な意見をまとめてございます。条例の必要性及び内容に関する御意見では、条例によって、市も地域協議会をしやすい形にもっていくということで理解した。条例を定めて一体何が変わるのか。市民がまちづくりに参加するための契機となるものとは感じず、あってもよいし、なくてもよい。まちづくり協議会が活動しやすいよう、支援の部分でしっかりと条文化していただきたい。地域協議会も順調に進んでいるとは思っていない。まちづくりが特定の人に偏っている。いかに多くの市民を巻き込んでいくことが大きな問題だ。この条例は早い段階でぜひつくっていただきたいなどの意見をいただきました。

また、市職員の意識改革に関する御意見では、特に山間部では、職員は地域に帰れば一住民という意識で協議会の役員や事務局として積極的にかかわっている、逆に都市部では、職員が何もしないという話を耳にする。ぜひ職員も先導してまちづくりを進めてもらいたい。地域協議会に携わっている職員はある程度の意識はあると思うが、そのほかの職員は校区に対し全く協力や参加がない。ぜひ指導していただき、校区の行事にも参加する気持ちを持っていただきたいなど、市職員に対し、まちづくりへの参画を望む意見をいただいております。

そのほか、市民に対するまちづくりへの意識改革を望むという御意見や町内会の運営上の悩

みなど、さまざまな御意見をいただいております。

次に、アンケート調査と集計結果についてです。

資料の7ページをごらんください。このアンケートをもとに調査を行いました。

資料の8ページからがアンケートの集計結果となります。

タウンミーティングへの参加者数287人に対するアンケート回答者数は209人、回答率は72.8%でございました。中には、御自宅で資料を見ていただいた後、アンケートを御提出していただいた方もおられました。

まず、問い1の参加者の状況でございます。参加者の75%が60歳代から70歳代であり、職業別に多い順としては、無職、自治会役員、地域協議会の役員でした。これは、市政協力員や地域協議会の皆様には特に個別に御出席をお願いしたため、このような出席状況になったものと考えております。

資料の9ページをごらんください。

問い2の条例骨子案等の理解度については、よく理解できたが7.7%、理解できたが44.5%と、半数以上の方には内容を御理解いただいたものと考えています。

問い3の今後のまちづくりへの参加意識については、積極的に参加したいが23%、機会があれば参加したいが55.5%と、約8割の方がまちづくりに参加したいと回答されております。

問い4の条例骨子案に掲げられた市民や地域協議会等の役割が実践できる内容であるかを尋ねる質問では、実践できるが21.5%、どちらかという与实践できるが48.3%と、約7割の方が実践できる内容であると回答されております。

また、それぞれの回答項目を選択された理由についても記載していただきました。

9ページから10ページをごらんください。

できる、どちらかというところと回答された方の御意見として、現在も一市民、地域協議会や自治会等の役員として実際取り組んでいるから。また、基本的なことばかりなのでできるなどの意見が多くありました。そのほか、できること、一步一步前に進む気持ちで頑張ることが大事などの前向きな御意見もございました。

反対に、できそうでない、わからないと回答された方の御意見では、高齢の人達が多く、できそうにない。条例案を見て、自分に何ができるのか具体的に想像できないといった御意見をいただきました。

資料の11ページをごらんください。

問い5の条例の必要性を問う質問では、必要が40.2%、どちらかというところが37.8%と、約8割の方が条例があってもよいと回答されております。また、その理由として、明文化することで行政と住民の役割が明らかになり、目標が立てやすくなる。漫然と行動するよりも、ルールのもとで目標に向かって進むことは大事だと思う。規範としては有効である。協働のまちづくりを実践する上で条例は土台となる。明文化することにより周知、意識づけが可能。住民への説明がしやすいし、考える機会をつくりやすいといった御意見をいただきました。

資料の12ページをごらんください。

反対に、必要でない、わからないと回答された方の御意見では、現在のままだもよいのでは。最終目標が何なのか理解できない。財政的な支援ができなければこれまでの地域活動と変わらないように感じる。条例を実行できるか不安であるといった意見をいただきました。

問い6の感想や御意見などの自由記載の部分では、もう少し時間をとって説明を具体的にしたいほうがわかりやすい。地区役員だけのタウンミーティングでは市民の理解は得られないと思

います。どうやって市民の意識を高めるのが課題では。回数を重ねて理解を図ってもらいたい。条例を市民に理解、協力してもらうためには、必要に応じて継続して周知を図ってもらいたい。自治会単位で説明会を行ってもらいたいなど、周知、広報を求める御意見を多くいただきました。このような意見もありましたことから、平成30年度から市の出前講座の項目にも追加しております。

以上がタウンミーティングの御報告でございます。

最後に、今後のスケジュールを説明させていただきます。

別添の別冊の資料でございますけれども、参考資料の42ページをごらんください。

今後のスケジュールです。今後、条例検討委員会におきましては、市民フォーラムや今回のタウンミーティングの中で市民の皆様からいただきました多くの御意見を考慮いたしまして、条例骨子案のあり方、内容などの精査を行います。その後、ことしの5月を目標に、最終的な条例骨子案を含んだ2年間の活動報告を取りまとめ、市長へ報告する予定でございます。あわせまして、市議会の6月定例会の総務委員会におきましても御報告させていただく予定としています。

以上説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（前川祥子君） 本件について何か質疑、御意見等はありませんか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） なければ、以上で八代市協働のまちづくり推進条例検討委員会の取り組み状況についてを終了します。

・行財政の運営に関する諸問題の調査
（基幹システムの障害発生について）

○委員長（前川祥子君） 次に、基幹システム

の通信障害についてをお願いします。

○企画振興部長（宮村明彦君） お世話になります。

ことしの2月28日に八代市の住民基本台帳あるいは市民税等を管理いたします基幹システムの障害が発生しておりますので、御報告を担当課長からさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○理事兼情報政策課長（生田 隆君） それでは、私のほうから基幹システムの障害の内容について御報告させていただきます。着座にて失礼いたします。

まず、障害発生日時は平成30年2月28日水曜日で、発生を覚知いたしましたのが午後3時40分、完全に復旧いたしましたのは2時間後の午後5時40分となっております。

次に、障害の内容でございます。八代市の住記——住民基本台帳のことでございます、及び税情報などを管理する基幹システムに障害が発生し、仮設庁舎、各支所などにおける証明発行、住民異動の手続など、窓口業務においてシステムが使用できない状態となりました。

障害の状態は、先ほど述べましたとおり、午後3時40分から復旧作業が完全に終了した午後5時40分までの2時間継続いたしました。この間、手続のために来庁された市民の皆様、延べ72の方に影響がございました。影響の内訳といたしましては、通常より長い時間お待たせしたケースが33件、最大で90分お待たせしたケースもございました。また、郵送や、復旧後に改めて来庁いただくなどの対応をとったケースが39件ございました。

3番目に、障害の原因でございます。基幹システムは、遠隔地にございます専用のデータセンターで稼動をしております。このシステムを構成する一部のソフトウェアの欠陥、いわゆるバグと申しますが、これに起因する障害が発生したため、データにアクセスできない状

態となったことによるものでございます。つけ加えますと、この障害の原因となったソフトウェアは、米国製のデータベース管理ソフトというものに分類されるものでございますが、当該事象は世界で2例目ということで、極めてまれなケースということで報告を受けております。

最後に、障害の対応及び今後の再発防止策でございますが、まず、今回障害の原因となりましたソフトウェアについては、速やかな改修、いわゆる欠陥箇所の修正を実施いたします。また、機器の監視を強化し、早期発見を行うことで障害発生を未然に防止するとともに、万一障害が発生した場合も復旧までの時間を短縮、今回、復旧まで2時間を要しましたんですけれども、数十分の単位で復旧できるような対応をとっていききたいというふうに考えております。

以上、御報告といたします。

○委員長（前川祥子君） 本件について何か質疑、御意見等はありませんか。

○委員（大倉裕一君） 濟いません、再発防止策のところ、監視を強化しとか、具体的にちょっとお聞かせいただいていいですか。で、未然に防止できるものなのか、そういったところもお聞かせいただきたいと思います。

○理事兼情報政策課長（生田 隆君） 監視につきましては現在も常に行っているわけですが、今回の事象につきましては予兆というものがございます、今回の事象に対する予兆については、オーケーのほうの分類をしていた。今回の事象の予兆があっても、それはオーケーですよということで認識をしていた。今回の状況が起こったことで、この予兆がある場合はこの事象が発生するということがわかりまして、監視を強化するといったのは、その予兆についても、もうこれは異常ですよということで把握をすると。

あと、早期発見ということで、実際はですね、5台の予備機で動いておりまして、1台が

いかれても、あとの4台でリカバリーできるような体制をとってるわけですが、今回はソフトウェアの障害ということで、1回、1台目がまず障害を受けて、それに連鎖反应的に5台が障害を起こして、結局全部ダウンしたということで、障害発生から全部落ちるまでで約20分あるということなので、その事象を早く発見できれば、その異常の起きた機械を切り離すことであとの4台でまた継続的に運用できるというふうな取り扱いができるということでの、その意味を込めての早期発見というふうなことで対応したいというふうに考えております。

○委員（大倉裕一君） 詳細にありがとうございます。今のは職員さんで対応が可能ということで理解しとってよろしいですかね。

○理事兼情報政策課長（生田 隆君） 先ほど御説明いたしましたとおり、本システムについてはクラウドということで、遠隔地の専用のデータセンターで、専用の業者のほうで監視をしているということですので、そちらの技術者のほうに任せて監視をさせるというふうな対応をとっていきたいと思っています。（委員大倉裕一君「はい、ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） なければ、以上で基幹システムの通信障害についてを終了します。

・総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査
（第2次八代市総合計画基本計画及び第3次八代市行財政改革大綱の策定状況について）

○委員長（前川祥子君） 次に、総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査に関連して、1件、執行部から発言の申し出がっておりますので、これを許します。

それでは、第2次八代市総合計画基本計画及

び第3次八代市行財政改革大綱の策定についてをお願いします。

○企画振興部長（宮村明彦君） お世話になります。

午前中に、議案第20号で八代市総合計画の基本構想を御議論いただきまして、御承認いただきましてありがとうございます。その基本構想が8年でございますけども、その基本構想で明らかにしました市の将来像を実現するために必要な施策を分野別、体系別に示したものが4年間の基本計画となります。その第2次八代市総合計画を説明させていただきます。

もう一つが、その総合計画を下支えします行財政改革大綱についてもあわせて、この行財政改革大綱、これ、計画期間8年となりますけども、構想と同じ8年となりますが、この下支えする行財政改革大綱についても説明をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

説明は担当課長にしてもらいますのでよろしくお願いいたします。

○企画政策課長（田中 孝君） 企画政策課の田中でございます。どうぞよろしくお願い致します。

説明に入ります前に、先ほど総合計画基本構想の中におきまして、村川副委員長がお尋ねになった校区別人口の件で、私のほうが間違ってお答えをしておりますので、そこを訂正させていただいてようございますでしょうか。

○委員長（前川祥子君） どうぞ。

○企画政策課長（田中 孝君） 済みません、着座にて御説明させていただきます。

先ほど村川副委員長がお尋ねになった、校区別人口に外国人が含まれているかという点でございます。

済みません、改めて確認をいたしましたところ、平成17年と27年を比較しておりますが、その間、平成24年の7月に住民基本台帳法の改正が行われておりましたので、平成17

年には含まれておりません。ただ、平成27年には含まれておりますということでございます。私、両方とも含まれていないというふうにお答えしましたので、大変申しわけございませんでした。

ちなみに、副委員長がおっしゃった郡築というような校区で申しますと、27年9月現在で481名含まれているというところでございます。全体的には八代市のほうも平成27年で1474名含まれていたというところでございます。大変申しわけございませんでした。

改めまして、第2次八代市総合計画の基本計画及び第三次八代市行財政改革大綱の策定について御報告したいと思います。

12月の定例市議会の総務委員会におきまして、第2次のこちらの基本計画及び第3次行財政改革大綱の策定状況につきまして御報告しておりますが、その後に、2月20日に八代市総合計画策定審議会会長及び八代市行財政改革推進委員会会長から市長に対し答申をいただきました。その後、市内部での検討を経て策定に至りましたので、今回御報告するものでございます。

資料1をごらんください。こちらの1枚物でございます。

こちらは総合計画の構成を図示したものでございます。本日、議案として説明をさせていただきました基本構想は、図に示したとおりでございます。その下のほうに基本計画ということで記載しておりますが、基本構想で掲げた市の将来像を実現するために必要な施策を分野別、体系別に示したものでございます。

さらに、第3次行財政改革大綱は、その総合計画の推進を下支えする取り組みでございます。計画推進の方策として、市の将来像の実現のために取り組みを行っていくものでございます。

また、図に示しております真ん中の4カ年で

取り組む基本政策の施策の内、市長が特に進める施策、またその下の市民意識調査結果による優先施策につきましては、特に重点的に取り組む施策として、八代市重点戦略として取りまとめ、進捗管理を行う予定としております。現在、取りまとめを進めておりまして、6月の本総務委員会にて報告をさせていただく予定でございます。

あわせてまして、図の一番下の部分、第3次行財政改革大綱は、効率的で健全な行財政運営、市民協働の推進の実現に向け、具体的な取り組み項目及び目標年度を個別具体的に取りまとめた八代市行財政改革実施計画（第1期アクションプラン）を策定し、進捗管理を行う予定としております。こちらも現在取りまとめを進めており、6月の本総務委員会において報告する予定でございます。

続きまして、資料2のほうのA3のほうをごらんください。

こちらは、第2次総合計画の体系図を記載しております。第2次総合計画は御存じのとおり、基本構想と基本計画から構成されております。左側の部分が基本構想でございまして、市の将来像、基本目標と施策の大綱を記載しております。そして、右側の部分が基本計画の施策の部分となります。分野と具体的な施策、裏面まで入れますと101まで記載をしております。

この分野という部分につきましては、第2次総合計画から新たに記載するものでございます。施策を並べたときに、市民の皆様にとってわかりやすいよう、施策ごとの見出しのようなものとして記載をしております。

基本計画では、基本構想における基本目標と施策の大綱にひもづく具体的な施策について記載をしております。実際どのような内容が記載されているかということにつきましては、資料3、こちらのほうになります。済みません、資

料3のほうを1枚めくっていただきたいと思います。

資料3の1ページで御説明をさせていただきたいと思います。

基本目標、誰もがいきいきと暮らせるまちが記載してございます。その下に、施策の大綱でございまして、人権が尊重されるまちづくり、分野である人権、具体的な施策でございまして人権教育・人権啓発の推進という形で記載をしております。その下の構成でございまして、現状と課題の欄につきましては、施策、このページで申しますと人権教育・人権啓発の推進という施策の現状につきまして検討を行い、記載をしておるところでございます。施策の内容の欄につきましては、現状と課題に対応する具体的な施策を記載しております。関連計画の欄につきましては、具体的な施策が位置づけられている本市の計画を記載をしておるところでございます。主な事業の欄につきましては、施策にひもづく各課の事務事業のうち、主な事業を記載をしております。

以上の構成により、101の施策を基本目標として取りまとめたものがこの資料でございます。

時間の都合もございまして、本日は申しわけございません、全て施策の説明はいたしません、その他の施策につきましても、このような内容で作成しております。

次に、資料4をごらんください。

第3次八代市行財政改革大綱について御説明をいたします。

1ページをごらんください。1ページから3ページにつきましては、第1章といたしまして、これまでの行財政改革の取り組みについて、1ページでは職員数の推移、2ページでは歳入増加、及び3ページで歳出削減等の財政効果額の累積を記載をしておるところでございます。

4ページをごらんください。4ページから11ページにおきましては、第2章、第3次行財政改革の基本的な考え方といたしまして、まず5ページで市税の推移、めくっていただきまして、6ページのほうで普通交付税の推移、7ページのほうで自主財源比率の推移、8ページのほうで経常収支比率の推移、9ページのほうで市債残高の推移、10ページのほうで実質公債費比率の推移、11ページのほうで将来負担比率の推移等の本市の財政状況を掲げ、継続した改革の必要性について記載をしておるところでございます。

12ページをごらんください。

第3次八代市行財政改革大綱の位置づけでございますが、先ほど宮村部長のほうで申しましたとおり、行財政改革大綱が総合計画の推進を下支えする取り組みであり、計画推進の方策として一体的に運用することで、従来にも増して効果的な行財政改革に取り組むということで記載をさせていただいております。

13ページをごらんください。

改革の基本方針といたしまして、市民とともに次世代に誇れるまちを目指してという方針を掲げ、その考え方を記載しております。

第3次行財政改革におきましては、下から2段目のあたり、このような中というふうに書いておりますが、第3次行財政改革では、これまでの取り組みであります量的改革を基本に、第2次行財政改革で推進してきました、限りある行政資産、予算、人材、資産をいかに効率的に活用するかという質的改革について、さらに強化継続していくことを基本方針として掲げております。

14ページをごらんください。

具体的に改革が目指すものとしたしまして、効果的で健全な行財政運営と、市民協働の推進という形で掲げております。

15ページをごらんください。15ページか

ら22ページの第3章では、改革の柱と改革の方策について記載をしております。

15ページにおきましては改革の柱1、効率的な行政運営、飛んでいただきまして、17ページのほうでございますが、17ページのほうで改革の柱2、健全な財政運営、20ページのほうに飛んでいただきまして、20ページの改革の柱4では市民参画の推進と、21ページにおきましては改革の柱5、住民自治の推進ということで、市民協働の推進分野、これ、今、御説明したものにつきましては、普遍的なものという形で第2次行財政改革大綱から継続した取り組み内容も含めて記載をしておるところでございます。

22ページをごらんください。

記載内容につきまして、改革の体系図を掲げております。左が改革が目指すもの、その右側に改革の柱、効率的な行政運営、健全な財政運営、情報化の推進、市民参画の推進、住民自治の推進の5つを掲げ、さらにその下に改革の方策を計13項目掲げております。

今回、第2次行財政改革大綱との比較で、第3次行財政改革大綱に新たに掲げた部分について御説明いたします。3カ所ございます。

まず、18ページをごらんください。

18ページでは、健全な財政運営のもとに、③でファシリティマネジメントの推進ということで、八代市公共施設等総合管理計画を平成28年度に策定したことによりまして追加した項目でございます。公共施設の縮減または長寿命化、市有財産の有効活用、効率的な管理運営を主な取り組み項目としておるところでございます。

次に、19ページをごらんください。

2つ目は、改革の柱として情報化の推進を掲げ、情報通信技術を最大限に活用して改革を推進し、市民サービスの向上を図るとしております。主な取り組み項目といたしまして、SNS

等を活用した情報発信力の強化、電子申請事務の拡充、また、それを進めていく上で重要となる情報セキュリティ対策の強化などを掲げております。

次に、20ページをごらんください。

3つ目は、市民参画の推進のものの②広聴機会の多様化を掲げております。市民と行政との協働意識の向上と市民の意見を市政運営の参考にするための手段として、広聴手段の充実を図ることといたしております。

以上、3点が新たに記載した部分となります。

23ページのほうをごらんください。

こちらは第4章といたしまして、大綱の期間、推進体制、実施計画の策定、進捗管理及び公表という点について記載をしております。

25ページから29ページにつきましては、関係例規を参考資料として記載をしております。

また、その前の24ページには、これら例規を図示したものとして体制を掲げておるところでございます。

参考までに、30ページ以降につきましては、用語解説という形で載せさせていただいておるところでございます。

最後に、本日御説明をいたしました第2次八代市総合計画の基本構想また基本計画、さらにはこちらの第3次八代市行財政改革大綱につきましては、最終的に体裁を整えまして、第2次八代市総合計画ということで1冊にまとめた上で、議員の皆様にもお配りする予定でございます。

以上、第2次八代市総合計画基本計画及び第3次八代市行財政改革大綱の策定について、御報告とさせていただきます。どうぞよろしくお願い致します。

○委員長（前川祥子君） 本件について何か質疑、御意見等はありませんか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） なければ、以上で第2次八代市総合計画基本計画及び第3次八代市行財政改革大綱の策定についてを終了します。

（企画政策課長田中孝君「どうもありがとうございます」と呼ぶ）

そのほか、当委員会の所管事務調査について、何かありませんか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） なければ、次年度における本委員会の行政視察について協議を行いたいと思いますが、その前に委員長から一言申し上げます。

1月に実施しました管外行政視察では、関西方面3市を訪問し、防犯灯のLED化や市民参画及び協働によるまちづくり条例、災害受援計画といった、本市に密接にかかわるテーマについて調査を行い、充実した視察内容となりました。

委員会視察は確かに全員参加であることは義務ではありません。しかし、委員会の審査または調査は委員にとって必要であるということをもとに、委員の理解を深め、情報を得させるために、通常、全員を同一日時、場所、目的で行われます。そして、得た知識で各委員がスキルアップをし、委員会内で市民のための市政に反映させていくことが委員としての務めであります。

そのため、真にやむを得ない事情がある場合の欠席はいたし方ございませんが、今後実施いたします本委員会の行政視察につきましては、ぜひとも委員全員が御参加の上、調査を行い、知見を広げるとともに、市政に資する活発な議論をお願いしたいと思います。

以上です。

それでは協議のため、小会いたします。

（午後6時08分 小会）

(午後6時25分 本会)

○委員長(前川祥子君) 本会に戻します。

次に、本委員会の管外行政視察についてお諮りいたします。

本委員会の管外行政視察については、これを実施いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(前川祥子君) 御異議なしと認め、そのように決しました。

ほかに何かありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(前川祥子君) なければ、以上で所管事務調査2件についての調査を終了します。

次に、閉会中の継続審査及び調査の件についてお諮りいたします。

当委員会の所管事務調査2件については、なお調査を要すると思いますので、引き続き閉会中の継続調査の申し出をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(前川祥子君) 御異議なしと認め、そのように決しました。

次に、本委員会の派遣承認要求の件についてお諮りいたします。

本委員会は、平成30年5月8日から10日までの3日間、行財政の運営に関する諸問題の調査、総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査のため、行政視察に参ることとし、視察先及び視察内容については委員長に御一任いただき、関連予算の議決後、議長宛て、派遣承認要求の手続をとらせていただきたいと思います。が、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(前川祥子君) 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で本日の委員会の日程は全部終了いたしました。

これをもって総務委員会を散会いたします。

(午後6時26分 閉会)

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

平成30年3月16日

総務委員会

委員長